神 奈 川 県

福祉子どもみらい局福祉部

障害福祉課

# 障がい児者のための制度案内

令和８年２月発行

# 障がい児者のための
# 制度案内

＜利用上の注意等＞

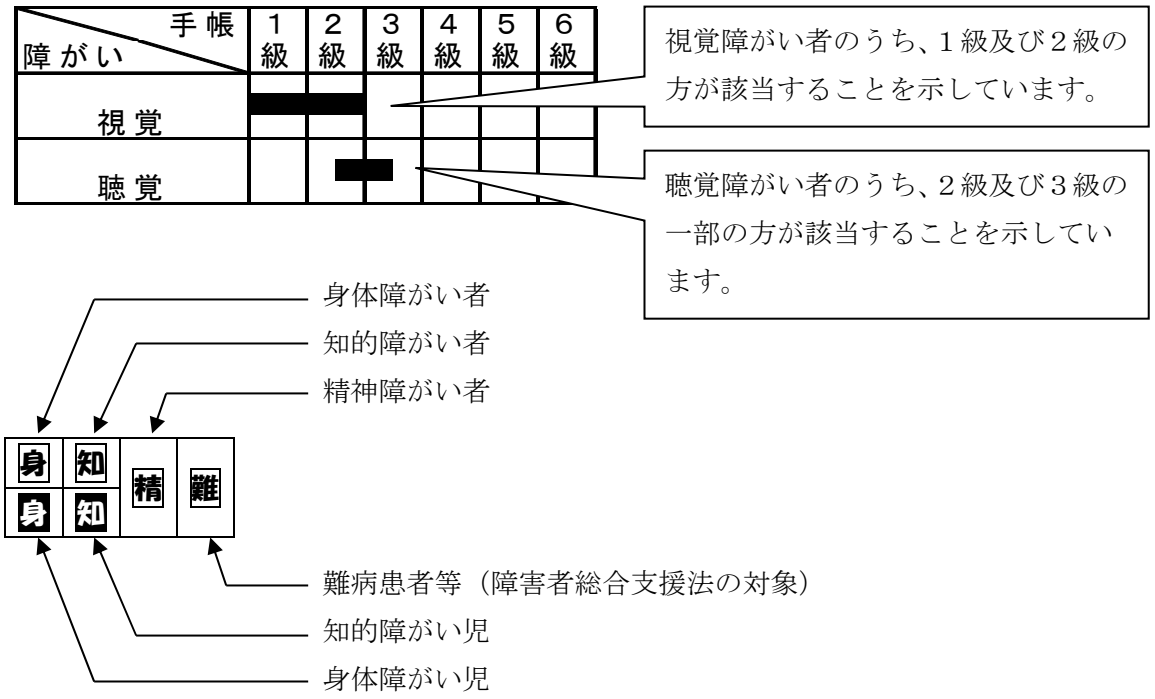
○ 本書は、障がい児者に関わる各種福祉制度等について、原則として令和７年 10 月１日現在の情報を掲載しております。(時点が異なる場合にはその旨掲載しております)

○ 掲載後に制度等が改正・変更されたり、同一の制度でも市町村によって内容等が異なる場合があります。詳細については、事前に各窓口にお問い合わせ下さい。

○ 本書に掲載している内容は、インターネットでも御覧頂けますので御活用下さい。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f4038/index.html

○ 指定障害福祉サービス事業所及び指定相談支援事業所等の一覧は、インターネットで御覧下さい。
「障害福祉情報サービスかながわ」https://shougai.rakuraku.or.jp/

＜凡例＞



# 目次

「障がい児者のための制度案内」目次


１　障害者総合支援法等のサービス ..... 1
■１　サービスの種類 ..... 1
■２　サービス利用の仕組み ..... 3
■３　利用者負担の仕組み ..... 3
■４　障がい児を対象としたサービス ..... 4
２　相談 ..... 5
■１　市町村障がい福祉担当課・保健福祉事務所 ..... 5
■２　神奈川県立総合療育相談センター ..... 5
■３　神奈川県精神保健福祉センター ..... 6
■４　神奈川県発達障害支援センター　かながわＡ（エース） ..... 7
■５　高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業 ..... 8
■６　かながわ医療的ケア児支援センター ..... 9
■７　相談支援事業 ..... 10
■８　児童相談所 ..... 11
■９　民生委員・児童委員（主任児童委員） ..... 11
■１０　障害福祉相談員 ..... 11
■１１　神奈川県ライトセンター ..... 11
■１２　神奈川県聴覚障害者福祉センター ..... 12
■１３　神奈川県盲ろう者支援センター ..... 12
■１４　かながわ成年後見推進センター ..... 13
■１５　神奈川県障害者権利擁護センター ..... 13
■１６　市町村障害者虐待防止センター ..... 14
■１７　日常生活自立支援事業 ..... 17
■１８　かながわ福祉サービス運営適正化委員会 ..... 17
■１９　ファックス、メール、アプリによる相談・連絡 ..... 17
３　手帳 ..... 19
■１　身体障害者手帳 ..... 19
■２　療育手帳 ..... 23
■３　精神障害者保健福祉手帳 ..... 24
４　医療 ..... 25
■１　自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付 ..... 25
■２　重度障害者医療費の助成 ..... 25
■３　障害者歯科診療 ..... 26
■４　療養介護医療の給付 ..... 26
■５　乳幼児精密健康診査 ..... 26
■６　精神障害者入院医療援護金 ..... 26
■７　小児慢性特定疾病医療費の助成 ..... 27
■８　特定医療費（指定難病）医療給付 ..... 28
■９　療育医療 ..... 28
■１０　養育医療 ..... 28
■１１　小児医療費の助成 ..... 29
■１２　ひとり親家庭等医療費の助成 ..... 29
■１３　後期高齢者医療制度による医療給付 ..... 30
５　補装具等 ..... 31
■１　補装具費の支給 ..... 31
■２　日常生活用具の給付 ..... 32

## 目次


■３　軽度・中等度難聴児補聴器購入費補助事業 ..... 32
■４　身体障害者補助犬の給付 ..... 33
■５　身体障害者補助犬の診療費助成 ..... 33
**６　在宅支援** ..... **34**
■１　ホームヘルプサービス ..... 34
■２　短期入所（ショートステイ）サービス ..... 34
**７　療育相談・支援** ..... **35**
■１　在宅重症心身障害児者訪問支援など ..... 35
■２　早期療育外来事業 ..... 35
■３　障害児地域訓練 ..... 35
■４　障害児通所支援 ..... 35
■５　障害児者等歯科保健事業 ..... 36
■６　障害児入所施設 ..... 36
**８　教育** ..... **37**
■１　教育相談 ..... 37
■２　市町村の就学相談・支援 ..... 37
■３　小・中学校　特別支援学級 ..... 38
■４　高等学校 ..... 38
■５　特別支援学校 ..... 39
■６　筑波大学附属久里浜特別支援学校 ..... 40
■７　横浜国立大学教育学部附属特別支援学校 ..... 41
**９　年金・手当等** ..... **42**
■１　障害基礎年金 ..... 42
■２　障害厚生年金 ..... 43
■３　特別障害給付金 ..... 44
■４　在宅重度障害者等手当 ..... 45
■５　特別障害者手当 ..... 45
■６　障害児福祉手当 ..... 46
■７　福祉手当（経過措置） ..... 47
■８　児童扶養手当① ..... 47
■９　児童扶養手当② ..... 48
■１０　特別児童扶養手当 ..... 48
■１１　心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済） ..... 49
■１２　ニュー福祉定期貯金制度 ..... 50
■１３　生活福祉資金 ..... 50
■１４　視覚障害者技能習得援助資金の貸付 ..... 50
**１０　税金** ..... **51**
■１　国税：控除・非課税 ..... 51
■２　地方税：県税・市町村税に関する控除・非課税等 ..... 53
**１１　公共料金の割引** ..... **57**
■１　NHK 放送受信料の免除 ..... 57
■２　水道料金 ..... 57
■３　ふれあい案内 ..... 59
■４　福祉電話 ..... 60
■５　点字郵便物（第四種郵便物） ..... 60
**１２　交通** ..... **61**
■１　交通料金の割引 ..... 61

■２　有料道路通行料金の割引 ..... 63
■３　自動車運転免許取得のための安全運転相談 ..... 63
■４　駐車禁止の規制対象からの除外 ..... 66
■５　障害者等用駐車区画利用証の交付（パーキング・パーミット制度） ..... 66
■６　自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給 ..... 67
**１３　選挙** ..... **70**
■１　投票 ..... 70
**１４　就労** ..... **71**
■１　職業相談（一般就労相談） ..... 71
■２　職業訓練 ..... 73
■３　就労選択支援 ..... 74
■４　就労移行支援 ..... 74
■５　就労継続支援 ..... 75
■６　就労定着支援 ..... 75
**１５　日中活動** ..... **76**
■１　地域活動支援センター ..... 76
■２　自立訓練（機能訓練、生活訓練） ..... 76
■３　生活介護 ..... 76
■４　療養介護 ..... 77
**１６　社会参加** ..... **78**
■１　神奈川県障害者スポーツ大会 ..... 78
■２　神奈川県ゆうあいピック大会 ..... 78
■３　神奈川県精神障害者スポーツ大会 ..... 78
■４　パラスポーツ教室 ..... 79
■５　障害者更生センター ..... 79
■６　神奈川県福祉バス ..... 79
■７　神奈川県障害者社会参加推進センター ..... 80
■８　神奈川県初級パラスポーツ指導員養成講習会 ..... 80
■９　神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会 ..... 80
■１０　障がい者スポーツ人材マッチング ..... 81
■１１　神奈川県障害者芸術文化活動支援センター ..... 81
■１２　県立施設の割引 ..... 81
**１７　情報保障・情報提供** ..... **84**
■１　手話通訳者等の派遣 ..... 84
■２　盲ろう者通訳・介助員派遣事業 ..... 84
■３　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ..... 84
■４　かながわ障害者ＩＴ支援ネットワーク ..... 84
■５　情報提供施設 ..... 85
■６　電話リレーサービス ..... 85
■７　ヨメテル ..... 85
**１８　居住・施設サービス** ..... **86**
■１　グループホーム（共同生活援助） ..... 86
■２　福祉ホーム ..... 86
■３　施設入所支援 ..... 86
■４　自立生活援助 ..... 87
**１９　住宅** ..... **88**

## 目次

■１　入居優遇 ..... 88
■２　県営住宅家賃の減免 ..... 89
■３　住宅設備改良費の補助 ..... 89
**２０　資料編** ..... **91**
■１　市福祉事務所・町村障がい福祉担当課 ..... 91
■２　児童相談所 ..... 93
■３　障害者更生相談所 ..... 94
■４　精神保健福祉センター ..... 94
■５　保健福祉事務所・センター、保健所 ..... 95
■６　公共職業安定所（ハローワーク） ..... 95
■７　税務署（国税） ..... 96
■８　県税事務所（個人事業税・自動車税） ..... 97
■９　自動車税管理事務所（自動車税） ..... 97
■１０　社会福祉協議会 ..... 98
■１１　障がい者団体等 ..... 100
■１２　各種施設 ..... 105

＜別添＞
１　神奈川県歯科一次医療担当医療機関名簿
２　障害者総合支援法による支援の対象となる疾患（難病等）一覧（令和７年４月から）

# 1 障害者総合支援法等のサービス

## ■1　サービスの種類

サービスの種類は下表のとおりで、それぞれ介護給付と訓練等給付のいずれかに位置付けられます。

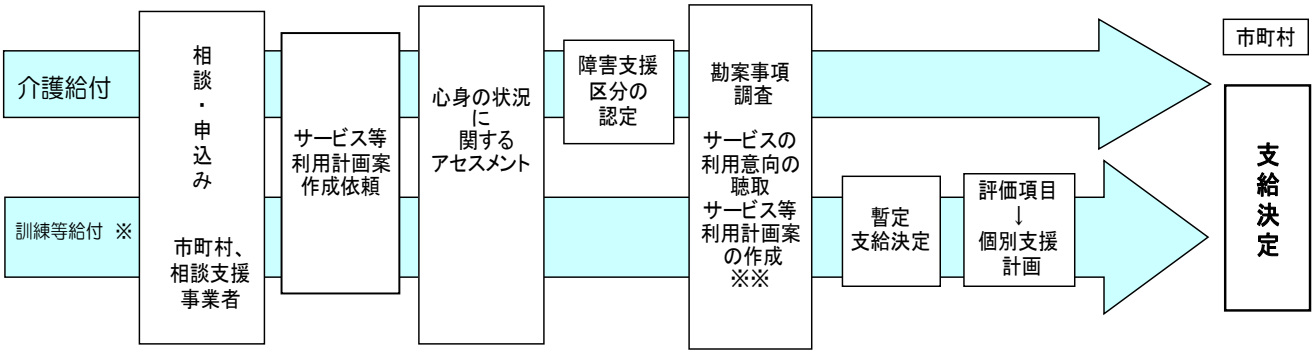
| | | |
|---|---|---|
| **居宅介護（ホームヘルプ）** | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います | 介護給付 |
| **重度訪問介護** | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい・精神障がいにより著しい行動障がいのある者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います | |
| **同行援護** | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います | |
| **行動援護** | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います | |
| **重度障害者等包括支援** | 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います | |
| **短期入所（ショートステイ）** | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います | |
| **療養介護** | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います | |
| **生活介護** | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します | |
| **施設入所支援** | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います | |
| **自立訓練（機能訓練・生活訓練）** | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います | 訓練等給付 |
| **就労選択支援** | 就労または就労の継続を希望する人に、短期間の生産活動その他の活動機会を提供し、就労に関する適性、知識、意向や必要な配慮等を整理し、関係機関との連絡調整、情報提供を行います | |
| **就労移行支援** | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います | |
| **就労継続支援** | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います | |
| **就労定着支援** | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います | |

## 1　障害者総合支援法等のサービス

| | | |
|---|---|---|
| **自立生活援助** | 一人暮らしに必要な力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います | |
| **共同生活援助**<br>**（グループホーム）** | 共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います | |

## ■2　サービス利用の仕組み

サービスの利用は介護給付と訓練等給付で異なります。

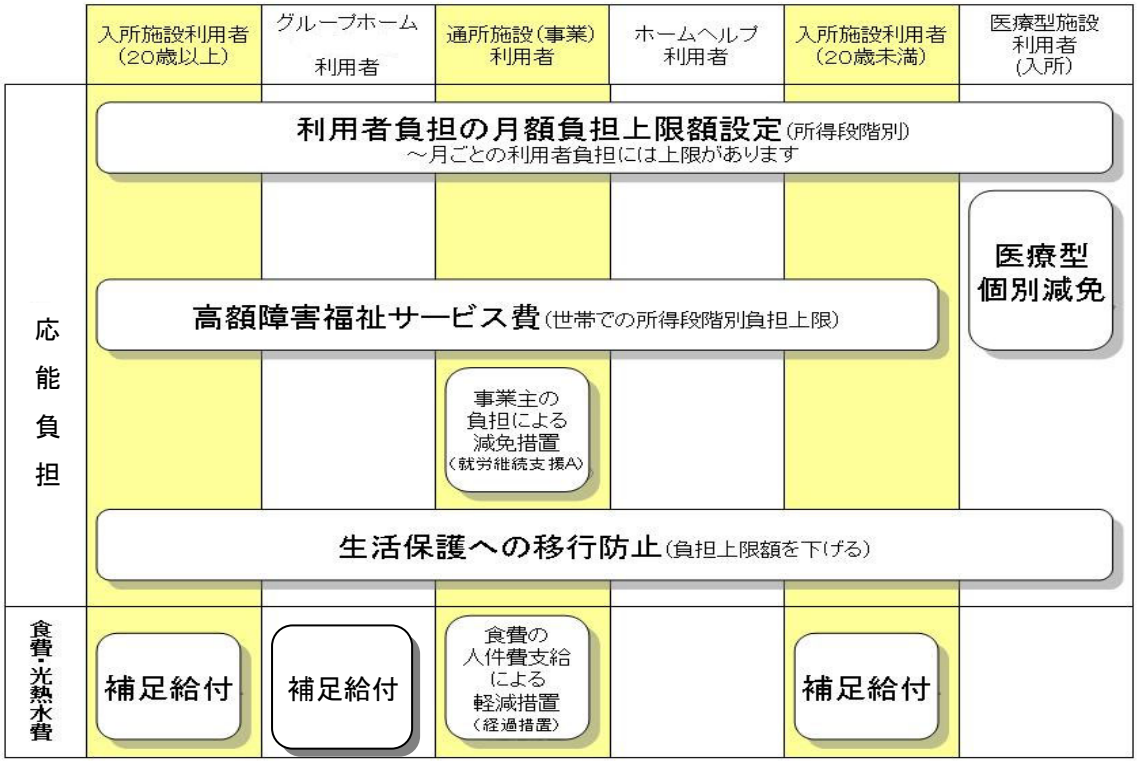



※　共同生活援助（グループホーム）利用者のうち介護を必要とする人は介護給付と同様

※　指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することも可

## ■3　利用者負担の仕組み

利用者負担は、障がい者等の家計の負担能力に応じたもの（応能負担）ですが、応能負担・実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。




※　負担軽減措置の詳細につきましては市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へお問合わせください。

## ■4　障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象とした通所サービス（障害児通所支援）と入所サービス（障害児入所支援）は、児童福祉法に基づき提供されます。また、ホームヘルプサービスや短期入所サービスなどの居宅サービスは、障害者総合支援法の障害福祉サービスとして提供されます。

通所サービスや障害福祉サービスを利用する場合は市町村に、入所サービスを利用する場合は児童相談所に利用申請します。

利用に当たっては、保護者の属する世帯の収入等に応じた負担がありますが、障がい者のサービス利用と同様、様々な軽減措置が設けられています。

障がい児を対象としたサービス

| 区分 | サービスの種類等 | 内容 |
|---|---|---|
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 未就学児の療育等を通所にて行います |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出することが著しく困難であると認められた障害児へ訪問支援を行います |
| | 放課後等デイサービス | 就学児の療育等を通所にて行います |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います |
| 障害児入所支援 | 福祉型障害児入所施設 | 障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います |
| | 医療型障害児入所施設 | 障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います |
| 障害福祉サービス | 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います |
| | 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います |
| | 短期入所 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います |

# 2 相談

## ■1　市町村障がい福祉担当課･保健福祉事務所

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| 身 | 知 | 精 |

**内　　容**　障がい児者などの生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連絡をとり、各種の福祉制度の窓口になります。障害者総合支援法に基づく各種サービスの利用などについて、相談・支援を行います。

**窓　　口**
○　障がい児者などの生活上の相談に関すること
市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照
○　精神保健医療に関すること
保健所（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市）
保健福祉事務所（上記以外の県域市町村）　95 ページ参照

## ■2　神奈川県立総合療育相談センター

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| 身 | 知 | |

**内　　容**　総合療育相談センターは、障がいのある子どもへの療育・診療を福祉・医療の専門のスタッフが行っています。また、身体障がい及び知的障がいに関する相談・判定等の障害者更生相談所業務も行っています。

**利 用 できる方**　県所管地域（政令市を除く。一部の業務は中核市を除く。）にお住まいの子ども、障がい児者とその保護者・ご家族
＊詳しくは、ホームページ又は問合せ先までお電話ください。

| 事業等の区分 | 事業等の内容・問合せ先 |
|---|---|
| **身体障害者手帳及び療育手帳の交付** | 身体障害者手帳については政令市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）以外にお住まいの方、療育手帳については政令市（横浜市、川崎市、相模原市）以外にお住いの方の交付事務を行っています。(19 ページ、23 ページ参照)<br>［問合せ先］地域企画課　(0466) 97-2032（直通） |
| **療育手帳の知的障がい程度の判定** | 18 歳以上の方を対象に、知的障がいの程度の判定及び判定証明書の交付を行っています。(23 ページ参照)<br>［問合せ先］福祉課（障害者更生相談所）(0466) 84-9131（直通） |
| **更生医療や補装具の判定** | 身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方を対象に、市町村からの判定依頼により福祉課（障害者更生相談所）が判定等を行っています。(25 ページ、31 ページ参照)<br>［問合せ先］福祉課（障害者更生相談所）(0466) 84-9131（直通） |
| **障害児等療育支援事業** | 在宅の重症心身障がい児（者)、知的障がい児、身体障がい児及び療育的支援を必要とする子どもとそのご家族を対象に、外来診療により、専門的な療育相談・支援を行っています。また、巡回リハビリテーション（一部の地域を除く）など地域訪問による支援を行っています。<br>［問合せ先］療育課 (0466) 99-0211（直通） |
| **外来診療** | 子どもを対象に、外来診療・機能訓練・心理学的評価を行っています。(34 ページ参照)<br>［問合せ先］・外来診療等…外来受付 (0466) 99-8711（直通） |
| **短期入所** | 重症心身障がい児者・肢体不自由児の短期入所により、在宅支援を行っています。(35 ページ参照)<br>［問合せ先］短期入所　…支援課　(0466) 98-0207（直通） |
| **児童補装具の処方など** | 18 歳未満の肢体不自由児の補装具・車いす等の作製を行っています。<br>受付：毎週火曜日 13 時～15 時 30 分（年末年始、８月休診日を除く）<br>［問合せ先］外来受付(0466) 99-8711（直通） |

## ２ 相談

**専 門 スタッフ**　福祉職・医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士など

**所　在　地**　〒252－0813　藤沢市亀井野 3119
TEL　(0466) 84－5700（代表）
FAX　(0466) 80－1901

**U　R　L**　https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3t/src-toppage.html

**開 所 時 間**　月～金曜日　8:30～17:15（土、日、祝祭日は休み）

### ■3　神奈川県精神保健福祉センター

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| | | 精 |

**内　　容**　精神保健及び精神障がい者福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動の拠点となり、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及、調査研究並びに複雑困難な相談事業、保健福祉事務所・センター、市町村等に対する技術援助を行っています。

| 相談内容 | 相談方法 |
|---|---|
| こころの病気やこころの健康についての相談 | こころの電話相談<br>専用電話　(0120) 821－606<br>毎日（年末年始・土日祝日含む）24 時間<br>※年度初めの４月１日午前０時から午前９時までは休止します。<br>担当課　相談課 |
| アルコール問題や薬物等の依存症に関する相談 | 依存症電話相談<br>専用電話　(045) 821－6937<br>受付時間　月・火（年末年始、祝日を除く）13:30～16:30<br>担当課　相談課 |
| 大切な方を自死で亡くされた方の相談 | 自死遺族電話相談<br>専用電話　(045) 821－6937<br>受付時間　水・木（年末年始、祝日を除く）13:30～16:30<br>担当課　相談課 |
| 精神障がいの方の日常的な悩みごとの相談 | ピア電話相談<br>（精神障がいのある当事者がピア電話相談員として相談を受けています）<br>専用電話（045）821－6801<br>受付時間　金（年末年始、祝日を除く）13:30～16:30<br>担当課　相談課 |
| 家族講座等の開催 | 「薬物を中心とした依存症家族講座」等を開催しています。<br>担当課　相談課 |
| 自殺対策事業の実施 | かながわ自殺対策推進センターを設置し、情報提供・研修等を実施している他、「うつ病セミナー」や「自死遺族の集い」等を開催しています。<br>担当課　相談課 |
| 精神科救急医療情報窓口 | 精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に、必要に応じ、当番医療機関等を紹介する窓口です。<br>※窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。<br>※状況によっては、紹介に至らない場合がありますのでご了承ください。<br>（神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市の４県市協調体制）<br>専用電話　(045) 261－7070<br>受付時間　土日祝日及び年末年始（午前 8:30～翌日午前 8:30）<br>平日 17:00～翌日午前 8:30<br>※翌日が平日の場合は、いずれも午前 8:00 までの受付です。<br>担当課　調査・社会復帰課 |

| | |
|---|---|
| 市町村や関係機関団体等からの相談や情報提供 | 受付時間　月～金（年末年始、祝日を除く）8:30～17:15<br>担当課　調査・社会復帰課 |
| 人材育成 | 市町村・関係者等を対象に研修を実施しています。<br>担当課　調査・社会復帰課 |
| 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）の交付 | 電話　（045）821－8822<br>受付時間　月～金（年末年始、祝日を除く）8:30～17:15<br>担当課　管理課 |
| 精神科病院入院者(または家族等）からの退院等の請求 | 受付時間　月～金（年末年始、祝日を除く）8:30～17:15<br>担当課　調査・社会復帰課 |

**専 門 スタッフ**　医師・福祉職・保健師

**所　在　地**　〒233－0006　横浜市港南区芹が谷２－５－２
TEL（045）821－8822（代表）
FAX（045）821－1711

**U　R　L**　https://www.pref.kanagawa.jp/div/1590/index.html

## ■4　神奈川県発達障害支援センター かながわA(エース)

**内　　容**　発達障害支援センターは、自閉症等の発達障がいがあるために生活上の支援を必要とする方とその家族、関わるすべての人々のための専門の支援センターです。

「相談支援」、「地域支援」、「普及啓発」の３つの活動を軸として、発達障がいの方本人とご家族が安心して地域で暮らすことができるよう援助します。

※　発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（トゥレット症候群や吃音（症）等）をいいます。

**利 用 できる方**　神奈川県域（横浜市・川崎市及び相模原市を除く）にお住まいの本人あるいはご家族の方、学校など教育機関、福祉施設、発達障がい者を雇用している事業所など

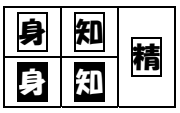
**事 業 の 内 容**　① 相談支援…発達障がいに係わる相談及び情報提供
② 地域支援…地域支援機関等へのコンサルテーション等による支援
③ 普及啓発…各種研修・講演会の開催、リーフレット等の作成・広報
④ そ の 他…関係機関連絡協議会の開催及び地域会議等への協力

**所　在　地**　中井やまゆり園
〒259－0157　足柄上郡中井町境 218
TEL　（0465）81－0288（代表）

**相 談 受 付**　発達障害支援センター　かながわA（エース）
TEL　（0465）81－3717（相談専用電話）　平日 9：00～17：00
受付時間　月～金（年末年始、祝日を除く）9：00～17：00
FAX　（0465）81－3703
E-mail　nakaya.1356.sienc@pref.kanagawa.lg.jp
ご利用の際はまず、上記の相談受付にご連絡ください。FAX、E-mail でも受付します。

**U　R　L**　https://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f984/

## ■5　高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業




**内　　容**　神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営する「地域リハビリテーション支援センター」では、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障がいなどにより高次脳機能障がいのある人への専門相談のほか、地域の支援機関へのサポートや連携体制づくり、理解促進のための研修などを行っています。

※高次脳機能障がいとは、中途脳損傷後に出現する記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどのことです。
詳しくは、地域リハビリテーション支援センターのホームページより、「高次脳機能障害相談支援の手引き」をご覧下さい。

**利用できる方**　県内にお住まいのご本人、ご家族、各種支援関係者

**事業の内容**

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| 専門相談 | ①ご本人・ご家族に対する個別支援の実施<br>（各制度活用のためのアセスメント、障がい特性を踏まえた支援プランの検討、利用者の社会参加支援など）<br>②就労支援機関・地域福祉施設の活用支援や地域支援機関との協働支援などを行っています。 |
| 地域連携・支援<br>（専門職派遣） | ①市町村や地域の障害福祉施設などからの依頼に対する訪問支援<br>②他機関主催研修へのサポート<br>③県内の関連機関や当事者団体との連携づくりなどの地域連携・支援などを行っています。 |
| 当事者団体との協働支援 | 神奈川リハビリテーション病院内に「協働事業室」を開設し、ＮＰＯ法人との協働により、専門性と当事者性の両面からの支援を行っています。 |
| 高次脳機能障がいセミナーの開催 | 高次脳機能障がいの理解と啓発を目的とした「理解編」、支援従事者を対象とした「実務編」、成長や発達に伴う支援について学ぶ「小児編」、高次脳機能障がいがある人の就労に向けた「就労支援編」の４つのセミナーを開催しています。<br>このほかにも地域の要請により研修会を開催しています。 |
| 情報提供 | 市町村や指定相談支援事業者などの支援者へは、「高次脳機能障害相談支援の手引き」「一緒に働くために（小冊子）」を配布するとともに、パンフレットの作成などを行っています。（手引き等は下記のホームページアドレスからもダウンロードができます。） |
| 評価 | 神奈川リハビリテーション病院と連携し、ご本人やご家族などの障がい理解の支援を行っています。 |

**専門スタッフ**　医師、ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、臨床心理士、職業指導員など

※　連携する神奈川リハビリテーション病院では、外来でのグループ訓練を実施し、障がい認識の向上や自信の回復、社会参加などへの支援を行っています。

**窓　　口**　神奈川県総合リハビリテーション事業団
〒243－0121　厚木市七沢 516
TEL　（046）249－2612（神奈川リハビリテーション病院　総合相談室）
　　（046）249－2602（地域リハビリテーション支援センター）
FAX　（046）249－2601
E-mail　chiiki-shien@kanagawa-rehab.or.jp
URL　http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp/

## ■6　かながわ医療的ケア児支援センター

**内　　容**　かながわ医療的ケア児支援センターでは、医療的ケアが必要なお子さんとそのご家族や支援者の方からのご相談について、お住まいの地域の医療的ケア児支援の専門資格を持つ相談員（医療的ケア児等コーディネーター）等がお受けします。
日常的な様々な相談について、市町村や学校などの関係機関と連携して、必要な支援につなげるとともに、必要に応じてその後のフォローアップも行います。

**利用できる方**　日常生活において、経管栄養や痰の吸引などの医療的ケアを必要とするお子さんとそのご家族、支援者の方。医療的ケアの必要な成人の方も相談できます。

**事業の内容**
① 相談支援…医療的ケア児とその家族及び支援者からの相談を受け、その内容から適切なサービス・支援につなげます。
② 支援者支援…医療的ケア児に関わる支援者に対して助言を行います。
③ 地域支援…個別支援を通じて抽出された地域課題を共有し、施策につなげます。

**相談受付**　地域相談窓口

| 担当地域 | 相談曜日 | 対象区域 | 電話番号 | |
|---|---|---|---|---|
| 横浜市 | 月～金<br>9:00-17:00 | 緑区・青葉区 | 045-507-7878 | |
| | | 港北区・都筑区 | 045-910-6586 | |
| | | 鶴見区・神奈川区 | 070-2628-1077 | |
| | | 保土ヶ谷区・旭区・泉区・瀬谷区 | 070-3100-0870 | |
| | | 西区・中区・南区・戸塚区 | 045-308-7102 | |
| | | 港南区・磯子区・金沢区・栄区 | 045-330-9966 | |
| 川崎市 | 月～金<br>9:00-17:00 | 川崎区・幸区・中原区・高津区 | 044-223-6973 | |
| | | 宮前区・多摩区・麻生区 | 044-281-0037 | |
| 相模原市 | 月～金<br>8:30-17:00 | 緑区 | 042-703-0150 | |
| | | 中央区 | 042-704-8611 | |
| | | 南区 | 042-705-5960 | |
| 横須賀・三浦 | 月～金<br>9:30-16:00 | 横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町 | 046-857-0551 | センター事務局（県）にL |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ※12:00-13:00を除く | | | LINEやメールで相談をご希望の方はホームページをご覧ください。<br>※政令市を除く |
| 湘南東部 | 月・火・金<br>9:30-16:00<br>※12:00-13:00を除く | 藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町 | 0466-47-7430 | |
| 湘南西部 | 火・水・木<br>9:30-16:00<br>※12:00-13:00を除く | 平塚市・秦野市・伊勢原市・大磯町・二宮町 | 070-3197-9360 | |
| 県央 | 火・水・木<br>9:30-16:00<br>※12:00-13:00を除く | 厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・愛川町・清川村 | 070-3197-8165 | |
| 県西 | 月・水・金<br>9:30-16:00<br>※12:00-13:00を除く | 小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町 | 070-3197-8169 | |

※土日祝日、年末年始は除く（担当地域によって曜日・時間が異なります）。

**ＵＲＬ** https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html

## ■7　相談支援事業

身 知 精 難
身 知

**内　　容**　各相談支援事業所に配置された相談支援専門員が、障がい児者などの生活上の様々な問題について、相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、障害福祉サービスなどの利用計画案の作成を行います。

**事業の内容**　１　障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障がい児相談支援）
サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、障がい児者の自立した生活を支え、障がい児者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

２　地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）
地域移行支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、相談支援専門員が障がい児者の意思決定支援に基づき、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。
地域定着支援は、入所施設や精神科病院、保護施設、矯正施設等から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

**窓　　口**　市町村障がい福祉担当課 91 ページ　参照
相談支援事業所　「障害福祉情報サービスかながわ」

https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

※ 障害者総合支援法及び児童福祉法(障害児入所施設を除く)の福祉サービスを利用する場合は、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成し、市町村（障がい福祉担当課）への提出が必要となります。

## ■8 児童相談所

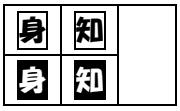



**内　　容**　18歳未満のお子さんに関するさまざまなご相談に応じます。本人・家族・学校の先生・地域の方々、どなたからでもお受けいたします。また、テレホン相談も行います。

**相談の種類**
- ○ 子どもの心身の発達と障がいについての相談・判定
- ○ 子どものしつけ、性格、行動、非行などについての相談
- ○ 子どもの虐待に関わる相談・通告の受理
- ○ 障害児入所施設の利用についての相談（短期入所は除く）
- ○ 療育手帳の判定や手当のための診断

**窓　　口**　居住地所管の児童相談所　93ページ参照

## ■9 民生委員･児童委員(主任児童委員)

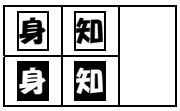



**内　　容**　民生委員・児童委員は、身近な地域において、身体障がい児者・知的障がい児者やその家族の方に対する相談等を行っています。

**相談の種類**
- ○ 生活に関係する身近な相談
- ○ 障がい者、児童、高齢者、ひとり親家庭などの福祉の相談
- ○ 各種福祉関係資金の借り入れの相談

**窓　　口**　各委員の住所、氏名は市町村民生委員担当課に問い合わせてください。

## ■10 障害福祉相談員



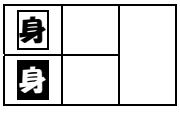

**内　　容**　障害福祉相談員は、障がい者の安定した地域生活を支えるため相談等を行うとともに、住民の障がい福祉に関する理解を深め、障がい福祉全般の増進を図ります。

**利用できる方**　身体障がい児者、知的障がい児者及びその保護者

**活動の内容**
- ○ 相談・助言活動（住宅、医療、介護、就学、就職、施設利用等）
- ○ 福祉実践活動（日常的援助活動、ボランティアの育成・支援活動等）

**窓　　口**　市町村により障害福祉相談員の配置の有無は異なりますので、各相談員の氏名、住所などは市町村障がい福祉担当課にお問い合わせください。
93ページ参照

## ■11 神奈川県ライトセンター




**内　　容**　視覚障がい者を対象に、点字・録音などによる情報の提供や、点字・録音図書の貸出、日常生活に必要な各種相談・指導、ボランティアの指導育成等を行っています。また、トレーニングルーム・体育館等の使用ができます。

## ２ 相談

**利 用 できる方**　○ 視覚障がい児者
○ 視覚障がい者のためのボランティア

**所在地・連絡先**　〒241－8585　横浜市旭区二俣川１－80－２
TEL　(045) 364－0023
FAX　(045) 364－0027
http://www.kanagawalc.org/

**手　　続**　相談などは電話で予約してください。(祝日及び毎週月曜日休館)

## ■12　神奈川県聴覚障害者福祉センター

| 身 | | |
|---|---|---|
| 身 | | |

**内　　容**　聴覚障がい者を対象に、日常生活に必要な情報の提供、字幕・手話入り DVD の貸出、各種講座の実施、各種相談、聴力検査、コミュニケーション支援、聴覚に障害のある乳幼児の早期支援などを行っています。また、手話通訳者・要約筆記者の育成などを行っています。

**利 用 できる方**　○ 聴覚障がい者、聴覚障がい児及びその保護者の方
○ 手話通訳者・要約筆記者・ボランティア等の方

**所在地・連絡先**　〒251－8533　藤沢市藤沢 933－２
TEL　(0466) 27－1911
FAX　(0466) 27－1225
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　office@kanagawa-wad.jp(代表) soudan@kanagawa-wed.jp (相談)
http://www.kanagawa-wad.jp

**手　　続**　相談などは電話か FAX で予約してください。(祝日及び毎週月曜日休館)

## ■13　神奈川県盲ろう者支援センター

| 身 | | |
|---|---|---|
| 身 | | |

**内　　容**　盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいがある方）ご本人やご家族などから、コミュニケーション・支援等に関するご相談をお受けしています。

**利 用 できる方**　○ 盲ろう児・者及びそのご家族・支援者の方

**所在地・連絡先**　〒251－8533　藤沢市藤沢 933－２
TEL　(0466) 90－5727
FAX　(0466) 90－5727
http://www.kanagawa-wad.jp
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　moro-sodan@kanagawa-wad.jp

**手　　続**　相談などは電話・FAX・メールで予約してください。
相談時間：火～土　9：00～11:00、13：00～15：00
※面接相談の場所は、藤沢の他、神奈川県横浜西合同庁舎６階相談室でも可能です（要事前予約)。

## ■14　かながわ成年後見推進センター



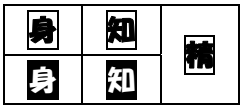

**内　　容**　成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、自分ひとりで判断することが難しい方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を守り生活を支援する制度です。
ご本人やご家族などから、成年後見制度に関するご相談をお受けしています。

| 区分 | 実施内容 | 相談概要 |
|---|---|---|
| 成年後見制度相談 | 電話相談(随時)<br>・毎週月～金曜日<br>9:00～17:00<br>（祝日・年末年始を除く）<br>来所相談(原則予約制)<br>・毎週月～金曜日<br>9:00～17:00<br>（祝日・年末年始を除く） | ・成年後見制度一般相談<br>・成年後見制度の説明・情報の提供<br>・申立手続きの説明・書き方等の支援<br>・親族後見人に対する相談・助言<br>（後見内容・後見での困りごと等）<br>・弁護士による法的助言の提供(※)<br>※あらかじめ相談内容を伺った上で、必要に応じて法的助言(弁護士)を行います。 |
| 出張説明会・相談会 | 出張説明会・相談会<br>・電話又はファックスで申込<br>毎週月～金曜日<br>9:00～17:00<br>（祝日・年末年始を除く） | 成年後見制度の利用を支援する立場から、県内の各地域へ出向いて、説明会や相談会を行います。 |

**利用できる方**
- ○ 障がいのある方（知的障がい児者、精神障がい者等）、家族等
- ○ 高齢の方(認知症高齢者等)、家族等
- ○ 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

**所　在　地**　〒221－0825　横浜市神奈川区反町３－17－２　神奈川県社会福祉センター内
TEL　（045）311－8873（直通）
FAX　（045）314－3472

## ■15　神奈川県障害者権利擁護センター




**内　　容**

| 区分 | 実施内容 | 相談概要 |
|---|---|---|
| 使用者による障がい者虐待の通報・届出の受理・相談 | 電話相談(随時)、ファックス等<br>・毎週月～金曜日<br>9:00～17:00 | ・障害者虐待防止法に基づく使用者による障がい者虐待の通報・届出・相談 |

**利用できる方**
- ○ 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい児者、精神障がい者等)、家族や虐待に気づいた方等
- ○ 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

## 2 相談

**所　在　地**　231-0023 横浜市中区山下町 23　日土地山下町ビル9階
TEL （045)662-9534
FAX （045)663-5080
E-mail kenriyougo@kanafuku.jp

## ■16　市町村障害者虐待防止センター

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| 身 | 知 | |

**内　　容**

| 区分 | 実施内容 | 相談概要 |
|---|---|---|
| 障がい者虐待の通報・届出の受理・相談 | 電話相談(随時)、ファックス等 | ・障害者虐待防止法に基づく養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による虐待の通報・届出・相談 |

**利 用 できる方**
○ 障がいのある方(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等)、家族や虐待に気づいた方等
○ 障害者相談支援事業所など権利擁護にかかわる地域相談機関

**所在地･連絡先**（令和8年1月現在）

| 市町村名 | 名　称 | 電　話 | FAX | 休日・夜間の連絡先 | 郵便番号 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 横浜市 | 横浜市障害者虐待防止センター<br>(横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課) | 045-662-0355<br>(虐待通報専用ダイヤル) | 045-671-3566<br>(虐待通報専用 FAX) | 045-662-0355<br>(虐待通報専用ダイヤル) | 231-0005 | 横浜市中区本町6-50-10 |
| 川崎市 | (養護者) | | | | | |
| | 川崎区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | 044-200-0193<br>(虐待通報専用ダイヤル) | 044-200-3610<br>(虐待通報専用 FAX) | 044-200-0193<br>(虐待通報専用ダイヤル) | 210-8570 | 川崎市川崎区東田町8 |
| | 幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 212-8570 | 川崎市幸区戸手本町1-11-1 |
| | 中原区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 211-8570 | 川崎市中原区小杉町3-245 |
| | 高津区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 213-8570 | 川崎市高津区下作延2-8-1 |
| | 宮前区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 216-8570 | 川崎市宮前区宮前平2-20-5 |
| | 多摩区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 214-8570 | 川崎市多摩区登戸1775-1 |
| | 麻生区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課 | | | | 215-8570 | 川崎市麻生区万福寺1-5-1 |
| | (障害者福祉施設従事者等) | | | | | |
| | 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 | | | | 210-8577 | 川崎市川崎区宮本町1番地 |
| | (使用者による虐待) | | | | | |
| | 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 | | | | 210-8577 | 川崎市川崎区宮本町1番地 |

| 市町村名 | 名　称 | 電　話 | FAX | 休日・夜間の連絡先 | 郵便番号 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相模原市 | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課<br>（障害者福祉施設従事者等による虐待） | 042-769-1394 | 042-759-4395 | 042-754-1111（市役所代表電話） | 252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15<br>市役所本館４階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課<br>（使用者による虐待） | 042-707-7055 | 042-759-4395 | | | |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課<br>【身体・知的障害の方：緑区橋本・大沢地区】（養護者による虐待）<br>【精神障害の方：緑区橋本・大沢・城山地区】（養護者による虐待） | 身体・知的：042-775-8810<br>精神：042-775-8811 | 042-775-1750 | | 252-5177 | 相模原市緑区西橋本5-3-21<br>緑区合同庁舎３階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター<br>【身体・知的障害の方：緑区城山地区】（養護者による虐待） | 042-783-8136 | 042-783-1720 | | 252-5192 | 相模原市緑区久保沢1-3-1<br>城山総合事務所第１別館１階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課<br>【身体・知的障害の方：緑区津久井地区】（養護者による虐待）<br>【精神障害の方：緑区津久井・相模湖・藤野地区】（養護者による虐待 | 042-780-1412 | 042-784-1222 | | 252-5162 | 相模原市緑区中野613-2<br>津久井保健センター1階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター<br>【身体・知的障害の方：緑区相模湖地区】（養護者による虐待） | 042-684-3215 | 042-684-3618 | | 252-5162 | 相模原市緑区与瀬896<br>相模湖総合事務所２階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター<br>【身体・知的障害の方：緑区藤野地区】（養護者による虐待） | 042-687-5511 | 042-687-4347 | | 252-5152 | 相模原市緑区小渕2000<br>藤野総合事務所２階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課<br>【中央区】（養護者による虐待） | 身体・知的：042-769-9266<br>精神：042-769-9806 | 042-755-4888 | | 252-5277 | 相模原市中央区富士見6-1-1<br>ウェルネスさがみはらＡ館１階 |
| | 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課<br>【南区】（養護者による虐待） | 身体・知的：042-701-7722<br>精神：042-701-7715 | 042-701-7705 | | 252-0303 | 相模原市南区相模大野6-22-1<br>南保健福祉センター3階 |
| 横須賀市 | 横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課 | 046-822-8249 | 046-825-6040 | 046-822-4000 | 238-8550 | 横須賀市小川町11 |
| 平塚市 | 平塚市福祉部障がい福祉課 | 0463-21-8774 | 0463-21-1213 | 0463-23-1111 | 254-8686 | 平塚市浅間町９番１号 |
| 鎌倉市 | 鎌倉市健康福祉部障害福祉課 | 0467-61-3974 | 0467-25-1443 | 0467-23-3000 | 248-8686 | 鎌倉市御成町18番10号 |
| 藤沢市 | 藤沢市福祉部障がい者支援課 | 0466-50-3528 | 0466-25-7822 | 0466-25-1114 | 251-8601 | 藤沢市朝日町１番地の１ |
| 小田原市 | 小田原市福祉健康部障がい福祉課 | 0465-33-1467 | 0465-33-1317 | 0465-33-1822 | 250-8555 | 小田原市荻窪300番地 |
| 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課 | 0467-81-7160 | 0467-82-5157 | 0467-81-7160 | 253-8686 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 |

## 2 相談

| 市町村名 | 名　称 | 電　話 | FAX | 休日・夜間の連絡先 | 郵便番号 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 逗子市 | 逗子市福祉部障がい福祉課 | 046-872-8114 | 046-873-4520 | 046-873-1111 | 249-8686 | 逗子市逗子5-2-16 |
| 三浦市 | 三浦市保健福祉部福祉課 | 046-882-1111 | 046-881-0148 | 046-882-1111 | 238-0298 | 三浦市城山町1-1 |
| 秦野市 | 秦野市障害者権利擁護センターライツはだの | 0463-79-5028 | 0463-79-5032 | 0463-79-5028 | 257-0035 | 秦野市本町2-1-24 |
| | 秦野市障害福祉課 | 0463-82-7616 | 0463-82-8020 | 0463-82-5111 | 257-8501 | 秦野市桜町1-3-2 |
| 厚木市 | 厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ | 046-225-2939 | 046-225-3021 | 046-223-1511（厚木市宿直） | 243-0018 | 厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター4階 |
| 大和市 | 大和市障害者虐待防止センター | 046-263-1932 | 046-263-1935 | 046-263-1932 | 242-0004 | 大和市鶴間1-19-3 大和市障害者自立支援センター内 |
| 伊勢原市 | 伊勢原市保健福祉部障がい福祉課 | 0463-94-4721（直） | 0463-95-7612 | 0463-94-4711 | 259-1188 | 伊勢原市田中348番地 |
| 海老名市 | 海老名市保健福祉部障がい福祉課 | 046-235-4812 | 046-233-5731 | 046-231-2111 | 243-0492 | 海老名市勝瀬175-1 |
| 座間市 | 座間市福祉部障がい福祉課 | 046-252-7132 | 046-252-7043 | 046-255-1111 | 252-8566 | 座間市緑ケ丘1-1-1 |
| 南足柄市 | 南足柄市福祉健康部福祉課 | 0465-73-8047 | 0465-74-0545 | 0465-74-2111 | 250-0192 | 南足柄市関本440 |
| 綾瀬市 | 綾瀬市障害者虐待防止センター | 0467-70-5623 | 0467-70-5702 | 0467-77-1111 | 252-1192 | 綾瀬市早川550 |
| 葉山町 | 葉山町福祉部福祉課 | 046-876-1111 | 046-876-1717 | 046-876-1111 | 240-0192 | 葉山町堀内2135 |
| 寒川町 | 【開庁時間】寒川町健康福祉部福祉課障がい福祉担当 | 0467-74-1111 | 0467-74-5613 | 0467-74-1111 | 253-0196 | 寒川町宮山165番地 |
| | 【閉庁時間】寒川町役場　警備室 | | | | | |
| 大磯町 | 大磯町町民福祉部福祉課障がい福祉係 | 0463-73-4530 | 0463-73-1285 | 0463-61-4100 | 259-0196 | 中郡大磯町国府本郷1196 |
| 二宮町 | 二宮町福祉部福祉保険課 | 0463-75-9289 | 0463-73-0134 | 0463-71-3311 | 259-0196 | 二宮町二宮961番地 |
| 中井町 | 中井町福祉課 | 0465-81-5548 | 0465-81-5657 | 0465-81-1111 | 259-0197 | 中井町比奈窪56町保健福祉センター内 |
| 大井町 | 大井町福祉課 | 0465-83-8024 | 0465-83-8016 | 0465-83-1311 | 258-8501 | 大井町金子1995番地 |
| 松田町 | 松田町福祉課 | 0465-83-1226 | 0465-44-4685 | 0465-83-1226 | 258-8585 | 松田町松田惣領2037 |
| 山北町 | 山北町福祉課 | 0465-75-3644 | 0465-79-2171 | 0465-75-1122 | 258-0195 | 山北町山北1301-4 |
| 開成町 | 開成町福祉介護課 | 0465-84-0316 | 0465-82-5234（代） | 0465-83-2331 | 258-8502 | 開成町延沢773 |
| 箱根町 | 箱根町福祉部福祉課 | 0460-85-7790 | 0460-85-8124 | 0460-85-7111 | 250-0398 | 箱根町湯本256番地 |
| 真鶴町 | 真鶴町保険福祉課 | 0465-68-1131 | 0465-68-5119 | 0465-68-1131 | 259-0202 | 真鶴町岩244番地の1 |
| 湯河原町 | 湯河原町社会福祉課 | 0465-63-2111 | 0465-63-2940 | 0465-63-2111 | 259-0392 | 湯河原町中央二丁目2番地1 |
| 愛川町 | 愛川町福祉支援課 | 046-285-6928 | 046-285-6010 | 046-285-2111 | 243-0392 | 愛川町角田251-1 |
| 清川村 | 清川村子育て健康福祉課 | 046-288-3861 | 046-288-2025 | 046-288-1211 | 243-0195 | 清川村煤ヶ谷2216番地 |

## ■17　日常生活自立支援事業

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの生活支援を行います。ご利用にあたっては、原則として、利用料がかかります。

**利用できる方**
○ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方
○ 身体障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方

**窓　　口**
○ 市町村社会福祉協議会　98 ページ参照
○ 県社会福祉協議会　地域福祉部権利擁護推進課
TEL　(045) 534－6045

## ■18　かながわ福祉サービス運営適正化委員会

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| 身 | 知 | |

**内　　容**　福祉サービスを利用している方、ご家族等からの福祉サービス事業者(施設・サービス事業所)への苦情相談を受け付けます。

**利用できる方**
○ 福祉サービス利用者本人、ご家族、代理人等

**窓　　口**
〒221－0825　横浜市神奈川区反町３－17－２　神奈川県社会福祉センター内
TEL　(045) 311－8861（直通）
FAX　(045) 312－6302

## ■19　ファックス、メール、アプリによる相談・連絡

### 110番アプリ、FAX110番

**内　　容**　110 番アプリシステムは、警察庁が開発し、事件事故の発生（通報）場所を管轄する都道府県警察に通報するもので、スマートフォン等を使って警察官と文字による対話で 110 番通報することができます。

また、ＦＡＸ110 番システムは、ＦＡＸを使用して 110 番通報することができます。

【利用方法・110 番アプリシステム】

○　スマートフォンの場合

iPhone 端末の方は AppStore から、Android 端末の方は GooglePlay から「110 番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。

○　フィーチャーフォン（ガラケー）の場合

「https://mobile110.npa.go.jp」にアクセスしてください。

【利用方法・ＦＡＸ110 番システム】

(0120)-110221 又は(045)-211-0110（有料）

【対象者】　言語聴覚障がい者等で、電話での 110 番通報が困難な方
【問合せ】　警察本部通信指令課
【電話】045-211-1212（内線）3631

## NET119緊急通報システム

**内　　容**　NET119 緊急通報システムは、音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムです。

スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

利用に当たっては、事前に登録が必要です。詳しくは、下記 URL をご覧になるか、お住まいの地域を管轄する消防本部へお問い合わせください。

https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/kyukyumusen_kinkyutuhou/items/net119_14.pdf

## ファックス119番

**内　　容**　県下ほとんどの市町村において、ファックスを利用したファックス 119 番を実施しています。お住まいの地域を管轄する消防本部にお問い合わせ下さい。

## ファックス及び電子メールによる税務相談

**内　　容**　東京国税局税務相談室では聴くことや話すことが不自由な方のために、専用のファックス及び電子メール相談窓口を設置し、国税に関する一般的な相談を受け付けています。

なお、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等を提出するために利用することはできませんので、ご了承ください。

ファックス番号　(03) 3294－4300

電子メール相談窓口

https://www.nta.go.jp/suggestion/mail_soudan/input_form.html

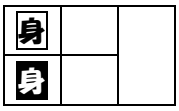
（注）１　ファックス番号の無断転載はご遠慮ください。
　　２　受信した日時等により、返信に時間がかかる場合があります。

また、国税庁ホームページの「タックスアンサー」には、よくあるご質問に対する一般的な回答を掲載しているほか、「チャットボット」は国税に関するご質問に AI が自動回答いたしますので、ご利用ください。

詳しくは、インターネットで「国税庁」と検索してください。

# ３ 手帳

## ■1　身体障害者手帳




**内　　容**　身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって１級から６級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再交付を受けることができます。

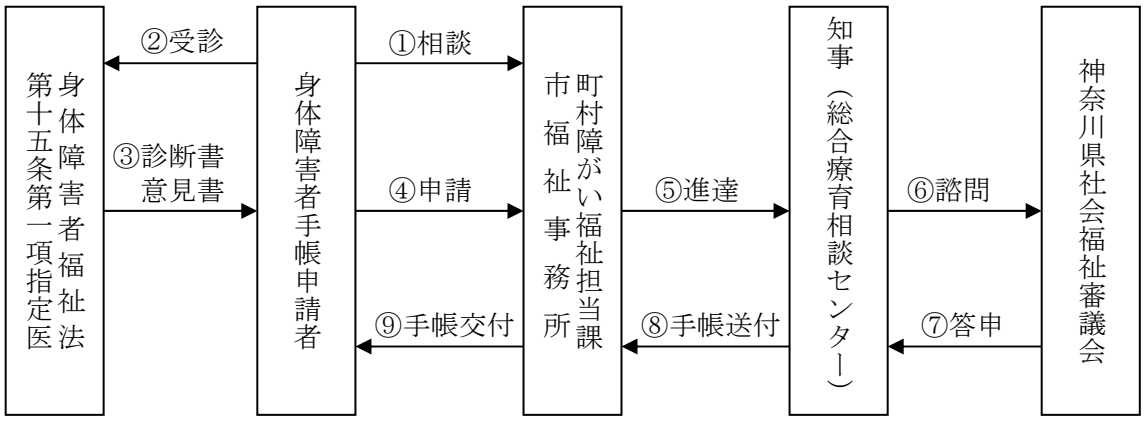
**交付対象**　視覚・聴覚・平衡機能・音声機能・言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう・直腸機能・小腸機能・免疫機能・肝臓機能に永続する障がいがある方。
※身体障害者障害程度等級表は 19 ページを参照ください。
※身体障害認定基準は、県障害福祉課ホームページ「身体障害診断書作成の手引き」(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f5083/index.html)を参照ください。

**手　　続**　指定医師による診断書、写真等を添えて申請が必要です。(詳細は下記参照)

**窓　　口**　お住まいの市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**必要な物**
・障害者手帳交付申請書（窓口にあります。）
・身体障害者診断書・意見書(指定医師が作成したものに限ります。)
・写真(縦４㎝・横３㎝、上半身・無帽)
・マイナンバーの分かるもの
　窓口で事前に相談のうえ、指定医師による診断書等の書類を添えて申請してください。(指定医師については窓口で確認してください。)

**申請から交付までの流れ**（⑤の進達後、通常約４週間で交付されます。）




**内容変更**　次の場合には、窓口で必ず手続きしてください。
・住所、氏名が変わったとき
・手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
・「障害程度の再認定の実施について」の通知を受けとったとき
・写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
・障がいの程度が変化したときや、新たに障がいが加わったとき
・手帳が不要になったとき

## 3 手帳

# 身体障害者障害程度等級表

※太実線より上は旅客運賃割引の第１種、下は第２種を表します。

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚または平衡機能の障害 | | 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 |
|---|---|---|---|---|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | |
| 1級 | 視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの | | | |
| 2級 | 1　視力の良い方の眼の視力の和が 0.02 以上 0.03 以下のもの<br>2　視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの<br>3　周辺視野角度（Ⅰ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの<br>4　両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの | 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（両耳全ろう） | | |
| 3級 | 1　視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（２級の２に該当するものを除く。）<br>2　視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの<br>3　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの<br>4　両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の喪失 |
| 4級 | 1　視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの(３級の２に該当するものを除く。）<br>2　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの<br>3　両眼開放視認点数が 70 点以下のもの | 1　両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)<br>2　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの | | 音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の著しい障害 |
| 5級 | 1　視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの<br>2　両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの<br>3　両眼中心視野角度が 56 度以下のもの<br>4　両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの<br>5　両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの | | 平衡機能の著しい障害 | |
| 6級 | 視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの | 1　両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40 センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの)<br>2　一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの | | |
| 7級 | | | | |

【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が２つ以上重複する場合は、6 級とします。

3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。

4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。

5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。

6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。

7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第２種です。

| 等級 | 肢体不自由 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 上肢 | 下肢 | 体幹 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | |
| | | | | 上肢機能 | 移動機能 |
| 1級 | 1　両上肢の機能を全廃したもの<br>2　両上肢を手関節以上で欠くもの | 1　両下肢の機能を全廃したもの<br>2　両下肢を太腿の２分の１以上で欠くもの | 幹の機能障害により坐っていることができないもの | 不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの |
| 2級 | 1　両上肢の機能の著しい障害<br>2　両上肢のすべての指を欠くもの<br>3　一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの<br>4　一上肢の機能を全廃したもの | 1　両下肢の機能の著しい障害<br>2　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの | 1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの<br>2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 不随意運動・失調等により、上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの |
| 3級 | 1　両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>2　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>3　一上肢の機能の著しい障害<br>4　一上肢のすべての指を欠くもの<br>5　一上肢の全ての指の機能を全廃したもの | 1　両下肢をショパー関節以上で欠くもの<br>2　一下肢を太腿の２分の１以上で欠くもの<br>3　一下肢の機能を全廃したもの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの |
| 4級 | 1　両上肢のおや指を欠くもの<br>2　両上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>3　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの<br>4　一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの<br>5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの<br>6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの<br>7　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの<br>8　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | 1　両下肢のすべての指を欠くもの<br>2　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>3　一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの<br>4　一下肢の機能の著しい障害<br>5　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの<br>6　一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の長さの 10 分の１以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 5級 | 1　両上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いづれか一関節の機能の著しい障害<br>3　一上肢のおや指を欠くもの<br>4　一上肢のおや指の機能を全廃したもの<br>5　一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害<br>6　おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害<br>2　一下肢の足関節の機能を全廃したもの<br>3　一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの 15 分の１以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの |
| 6級 | 1　一上肢のおや指の機能の著しい障害<br>2　ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの<br>3　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの | 1　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの<br>2　一下肢の足関節の機能の著しい障害 | | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの |
| 7級 | 1　一上肢の機能の軽度の障害<br>2　一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>3　一上肢の手指の機能の軽度の障害<br>4　ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害<br>5　一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの<br>6　一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの | 1　両下肢のすべての指の機能の著しい障害<br>2　一下肢の機能の軽度の障害<br>3　一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害<br>4　一下肢のすべての指を欠くもの<br>5　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの<br>6　一下肢が健側に比して３センチメートル以上又は健側の長さの 20 分の１以上短いもの | | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの |

| 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | | | | | | | 等級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 | |
| 心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | 1級 |
| | | | | | ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの | 2級 |
| 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く) | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) | 3級 |
| 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 4級 |
| | | | | | | | 5級 |
| | | | | | | | 6級 |
| | | | | | | | 7級 |

【備考】1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級上の級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とします。
3. 異なる等級について、二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができます。
4.「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
5.「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

## ■2　療育手帳

| | | |
|---|---|---|
| | 知 | |
| | 知 | |

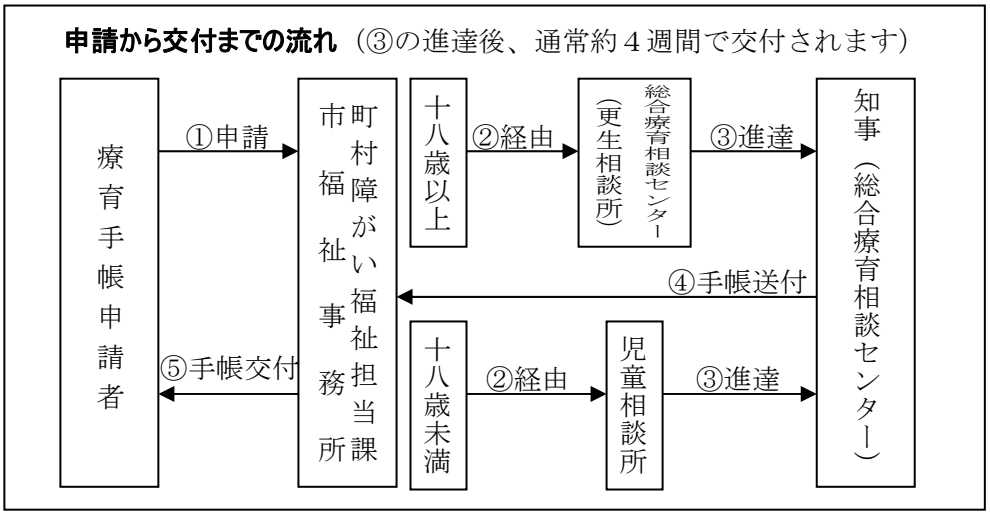
**内　　容**　療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援護を受け、様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

**交 付 対 象**　児童相談所又は総合療育相談センター（障害者更生相談所）で知的障がいと判定された方。

**手　　続**　写真等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）

**窓　　口**　お住まいの市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**必 要 な 物**　・療育手帳交付申請書（窓口にあります。）
・写真(縦４㎝・横３㎝、上半身・無帽)
・マイナンバーの分かるもの

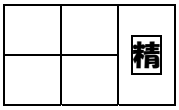



**内 容 変 更**　次の場合には、窓口で必ず手続きをしてください。
・住所、氏名が変わったとき
・手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき
・写真が古くなり写真の交換が必要になったとき
・身体障害者福祉法に基づく障害等級が変更になったとき
・手帳が不要になったとき
・再判定で非該当になったとき

**療育手帳判定基準**

| 障害程度 | | 判定の基準 |
|---|---|---|
| 最重度 | A1 | 1　標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「指数」という。)が、おおむね20以下のもの。 |
| | | 2　指数がおおむね21以上35以下のもので、身体障害者福祉法に基づく障害等級(以下「障害等級」という。)の1級、2級又は3級に該当するもの。 |
| 重度 | A2 | 1　指数がおおむね21以上35以下のもので、上記A1に該当しないもの。 |
| | | 2　指数がおおむね36以上50以下のもので、障害等級の1級、2級又は3級に該当するもの。 |
| 中度 | B1 | 指数がおおむね36以上50以下のもので、上記A2に該当しないもの。 |
| 軽度 | B2 | 1　指数がおおむね51以上75以下のもの。 |
| | | 2　指数が境界線級であって、かつ、精神科医による自閉症の診断書があり、県内の児童相談所(横浜市、川崎市、相模原市を除く。)又は県立総合療育相談センターの長が認めたもの。 |

## ■3　精神障害者保健福祉手帳




**内　　容**　精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定して手帳を交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的としています。

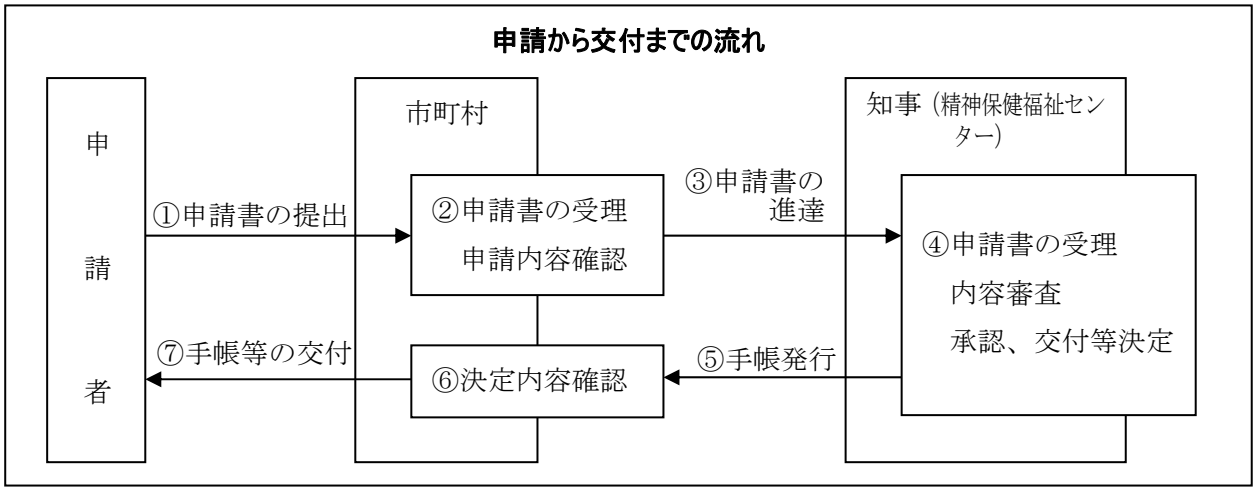
**交付対象**　精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。ただし、精神障がいを支給事由とする年金を受給中か、精神障がいと診断された日から６ヶ月以上経過していることが必要です。

**手　　続**　申請書、医師の診断書等を添えて申請が必要です。（詳細は下記参照）

**窓　　口**　お住まいの市町村（91 ページ参照）に申請しますが、ご家族や医療機関職員等が代行することも可能です。申請用紙は、市町村・医療機関に用意されています。

**必要な物**
① 申請書
② 医師の診断書（定められた様式）
　初診日から６ヶ月以上経過した時点のもの
③ 写真（縦４ｃｍ・横３ｃｍ、上半身・無帽）
④ マイナンバーのわかるもの

※障害年金を受給している場合は、②の医師の診断書に代えて、マイナンバー又は次の書類で申請できます。
□ 年金裁定通知書と一体となっている場合はその部分を含む年金証書の写し
□ 直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
□ 年金の支給者（年金事務所又は共済組合）に照会するための同意書




**更　　新**　有効期間は２年ですが、更新することができます。更新手続きは有効期限の３ヶ月前からできます。

**障害等級**

| 等級 | 内　　容 |
|---|---|
| １級 | 日常生活の用を弁ずることが不能な状態にある者 |
| ２級 | 日常生活に著しい制限を受ける状態又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする者 |
| ３級 | 日常生活若しくは社会生活に制限を受ける状態又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする者 |

# 4 医療

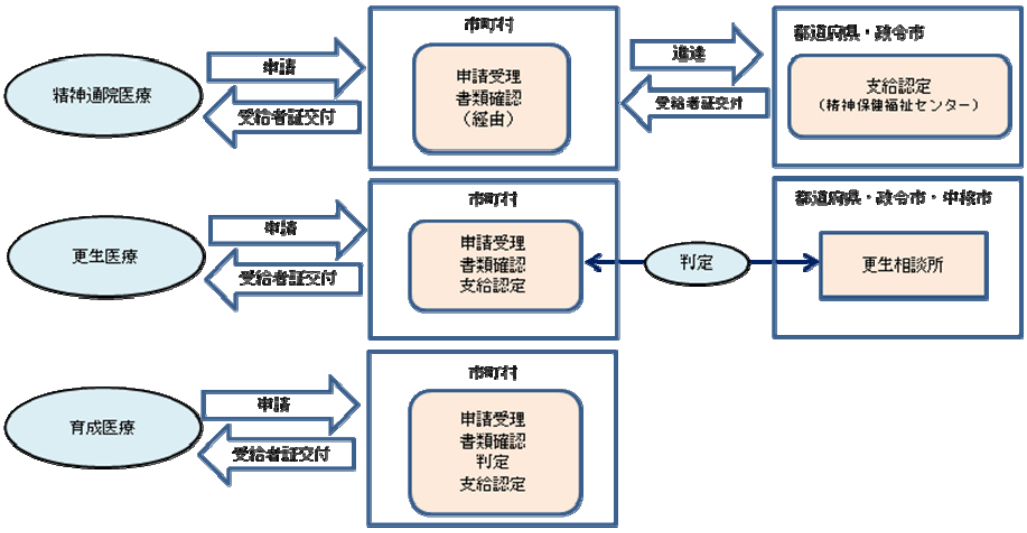
## ■1　自立支援医療(更生医療･育成医療･精神通院医療)の給付

**内　　容**　身体障がい児者や精神障がい者が所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。
自己負担は原則１割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

**更生医療**：身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方が、治療することによって障がいの程度が軽くなり、仕事や日常生活での活動能力が高まることが期待できる場合
**育成医療**：身体に障がいのある児童が指定された医療機関でその障がいを除去又は軽減するために治療を受ける場合
**精神通院医療**：精神障がいの医療を受けるために病院や診療所に通院する場合

**窓　　口**　更生医療（18 歳以上）：市町村障がい福祉担当課　91 ページ参照
育成医療（18 歳未満）：市町村障がい福祉担当課
精神通院医療：市町村障がい福祉担当課

**利用手続きの流れ**




## ■2　重度障害者医療費の助成

**内　　容**　重度障がい者が医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担の一部について助成します。

**対象となる障害者**　①　１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている方
②　IQ が 35 以下の方
③　３級の身体障害者手帳の交付を受けている方で IQ が 50 以下の方
④　１級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（通院医療対象）
(助成対象や方法などが市町村によって異なりますので、あらかじめ市町村の窓口で確認してください。)

**窓　　口**　市町村重度障害者医療費担当課

## ■3　障害者歯科診療

**内　　容**　障がい児者の歯科診療を促進するため、一次から三次の診療施設で構成されている「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」を設けています。

**利用できる方**　県内に在住の障がい児者

**診療の体制**
○ 一次診療：障害者歯科診療の研修を受けた歯科医が診療を行います。
○ 二次診療：一次診療で対応の難しい診療を行います。
藤沢市、横須賀市、厚木市、平塚市、小田原市の障害者歯科診療所
○ 三次診療：全身麻酔や入院治療をする診療を行います。
県立こども医療センター、神奈川リハビリテーション病院、神奈川歯科大学附属病院、神奈川歯科大学附属横浜研修センター、鶴見大学歯学部付属病院

**窓口及び手続**
○ 一次診療：担当医のいる診療所又は病院にお問合せください。
別添「神奈川県障害者歯科一次医療担当医療機関名簿」参照
○ 二次診療：近隣の二次診療機関又は二次診療機関設置市福祉担当課にお問合せください。
○ 三次診療：一次診療担当医又は二次診療機関の紹介を受けてください。

## ■4　療養介護医療の給付

**内　　容**　独立行政法人国立病院機構等の病院に入院し必要な医療を受けることができます。ただし、世帯の所得等に応じて費用の負担があります。

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**利用できる方**　市町村から療養介護に係る支給決定を受けている障がい者

## ■5　乳幼児精密健康診査

**内　　容**　乳幼児健康診査の結果、精密検査の必要があると認められた場合に、市町村長が委託した医療機関において精密検査が受けられます。

**利用できる方**　乳児、１歳６か月児、３歳児、５歳児の各健康診査などの結果により、精密に診断を行う必要があると市町村長が認めた乳幼児

**窓　　口**　市町村母子保健担当課

## ■6　精神障害者入院医療援護金

**内　　容**　精神科病院に月の初日から月の末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月１万円以上の場合、月額１万円が支給されます。

**利用できる方**　入院患者の住所が県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）にあり、入院患者及び入院患者と同一世帯に属する世帯員全員の前年の所得税額を合算した額が 87,000 円以下の方
※ 支給要件があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　県がん・疾病対策課　精神医療グループ
TEL（045)210-1111　内線 4730

**手　　続**　精神障害者入院医療援護金交付申請書、世帯全員の住民票、15 歳以上の世帯全員分の所得税額を証明する書類が必要です。

## ■7　小児慢性特定疾病医療費の助成

**内　　容**　次の対象疾病に該当し、一定の認定基準を満たす 18 歳未満の児童等（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）が、児童福祉法に基づく指定を受けた医療機関に入院又は通院等したとき、その医療費が助成されます。ただし、世帯の所得に応じて費用の負担があります。
※　18 歳時点で引き続き治療が必要と認められる場合は、20 歳未満まで延長が可能です。

**助成対象疾病**

**1　悪性新生物**
神経芽腫　等

**2　慢性腎疾患**
微小変化型ネフローゼ症候群　等

**3　慢性呼吸器疾患**
気管支拡張症　等

**4　慢性心疾患**
心室中隔欠損症　等

**5　内分泌疾患**
成長ホルモン分泌不全性低身長症　等

**6　膠原病**
全身性エリテマトーデス　等

**7　糖尿病**
１型糖尿病　等

**8　先天性代謝異常**
ウィルソン病　等

**9　血液疾患**
血友病　等

**10　免疫疾患**
後天性免疫不全症候群　等

**11　神経･筋疾患**
先天性水頭症　等

**12　慢性消化器疾患**
胆道閉鎖症　等

**13　染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群**
13 トリソミー症候群　等

**14　皮膚疾患**
色素性乾皮症　等

**15　骨系統疾患**
胸郭不全症候群　等

**16　脈管系疾患**
巨大動静脈奇形　等

※　最新の対象疾病は小児慢性特定疾病情報センターのホームページ
https://www.shouman.jp/disease/を御覧ください。

**窓　　口**　保健福祉事務所(95 ページ参照)、藤沢市子育て給付課、茅ヶ崎市保健所

**手　　続**　申請書や、指定医の作成した医療意見書などが必要となり、その他にも加入医療保険や疾病の状況などにより必要書類が異なります。

## ■8　特定医療費(指定難病)医療給付

**内　　容**　対象疾病 348 疾患（※）に該当し、一定の認定基準を満たしている場合、その疾病に係る保険医療費の自己負担分の一部を公費負担します。
※対象疾病は、県ホームページ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/をご覧ください。

**窓　　口**　県域にお住まいの方は、95 ページ記載の保健所、保健福祉事務所（センター）、または県庁がん・疾病対策課難病対策グループ
※政令市在住の方は、91 ページ記載の保健センター等

**手　　続**　特定医療費支給認定申請書、臨床調査個人票、医療保険の資格情報が確認できる資料のコピー又は世帯全員の住民票の写し、市町村民税の課税状況が確認できる書類等 が必要です。　（マイナンバーを活用して一部書類を省略できます。）
※ 詳細については、県ホームページ
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/をご覧ください。

## ■9　療育医療

**内　　容**　18 歳未満の結核にかかっている児童（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）が指定療育機関に入院した費用と、そこでの学習や療養生活に必要な物品等の支給をします。

**窓　　口**　保健福祉事務所、藤沢市保健所、茅ヶ崎市保健所　95 ページ参照

**手　　続**　療育給付申請書、療育給付意見書、世帯調書、所得証明書等が必要です。

**費　　用**　保護者の所得税額により自己負担があります。

## ■10　養育医療

**内　　容**　指定養育医療機関に入院した未熟児が生活能力を得るために必要な医療が受けられます。

**利用できる方**　１歳未満の未熟児（出生時体重 2,000g 以下等、母子保健法第６条第６項に規定する未熟児))

**窓　　口**　市町村

**手　　続**　養育医療給付申請書、養育医療意見書、世帯調書、所得税課税証明書、誓約書が必要です。

**費　　用**　保護者の所得税額により自己負担があります。

## ■11　小児医療費の助成

**内　　容**

| 区分 | 内容 |
|---|---|
| **実施主体** | 市町村 |
| **給付対象** | 入院は０歳～中学校卒業まで、通院は小学校卒業まで。 |
| **所得制限** | 旧児童手当法に準じた所得制限が設けられます。 |
| **給付方法** | 小学校卒業までの小児は医療証の発行により医療機関での支払は不要です。<br>中学生以上の小児は保護者からの申請により支払います。 |
| **自己負担** | 入院時食事療養費の標準負担額 |

なお、市町村は独自に小児医療費の助成を行っているため、中学校卒業以上 18 歳年度末までの小児は給付が受けられる場合があります。また、市町村によって所得制限の内容、自己負担金、給付の対象年齢が異なる場合があります。

**窓　　口**　市町村小児医療費助成事業担当課

**手　　続**　所得額を証する書類のほかに、小学校卒業までの小児は医療証の交付申請書、中学生以上の小児は小児医療費助成申請書、医療費の領収書などが必要です。

## ■12　ひとり親家庭等医療費の助成

**内　　容**　医療機関等で保険診療を受ける場合、保険対象者の自己負担分（入院時食事療養費を除く）について助成します。

**利用できる方**　次のすべてに該当する児童及びその児童を監護している父又は母等

① 父又は母の死亡等により父又は母のみの児童及び父又は母が重度の障がいの状態にある児童

② 対象となる児童が、18 歳になった日以降の最初の３月 31 日までの者（ただし、一定の障がいの状態にあるときや学校教育法に規定する高等学校等に在学しているときは、20 歳未満の者）

③ ひとり親、養育者及び扶養義務者等の所得が児童扶養手当支給の所得制限内であること

**窓　　口**　市町村ひとり親家庭等医療費助成事業担当課

**手　　続**　医療証交付申請書、ひとり親家庭等認定調書、住民票記載事項証明書、所得証明書などが必要です。（児童扶養手当を受給している方は一部の書類は省略できます。）

## ■13 後期高齢者医療制度による医療給付

**内　　容**　後期高齢者医療制度は75歳以上の方（生活保護を受けている方等を除く）が対象ですが、65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

医療機関でマイナ保険証または資格確認書を提示すれば、一部負担金を支払うことで保険診療が受けられます。一部負担金は、医療費の１割、２割または３割ですが、同一月内に支払った合計額が自己負担限度額を超えると、高額療養費制度により払い戻されます。

マイナ保険証をお持ちの場合は医療機関の受付時に情報提供に同意することで、また、資格確認書の場合はオンライン資格確認の仕組みによる窓口での本人同意により、窓口での支払いがそれぞれの医療機関等ごとに、自己負担限度額までとなります。

なお、一部の医療機関において「所得区分」が記載された資格確認書の提示を求められる場合がありますが、その場合は市区町村の窓口へ申請してください。

また、入院時に負担する食事療養標準負担額(食費)などが軽減されます。事前の申請等、詳細は、お住まいの市区町村の担当窓口に確認してください。

<table>
<tr><th rowspan="2">所得区分</th><th rowspan="2">負担割合</th><th colspan="2">自己負担限度額（月額）</th><th rowspan="2">食事療養標準負担額（１食あたり、療養病床に入院する場合を除く※3）</th></tr>
<tr><th>外来<br>（個人ごと）</th><th>外来＋入院<br>（世帯の限度額）</th></tr>
<tr><td>現役並み<br>所得者Ⅲ</td><td rowspan="3">３割</td><td colspan="2">252,600円+(総医療費-842,000円)×１%<br>[140,100円]※1</td><td rowspan="5">510円<br>※4</td></tr>
<tr><td>現役並み<br>所得者Ⅱ</td><td colspan="2">167,400円+(総医療費-558,000円)×１%<br>[93,000円]※1</td></tr>
<tr><td>現役並み<br>所得者Ⅰ</td><td colspan="2">80,100円+(総医療費-267,000円)×１%<br>[44,400円]※1</td></tr>
<tr><td>一般Ⅱ</td><td>２割</td><td rowspan="2">18,000円※2</td><td rowspan="2">57,600円<br>[44,400円]※1</td></tr>
<tr><td>一般Ⅰ</td><td rowspan="3">１割</td></tr>
<tr><td>区分Ⅱ<br>（低所得者Ⅱ）</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td><td>入院日数※5が<br>90日以下　240円<br>91日以上　190円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ<br>（低所得者Ⅰ）</td><td>15,000円</td><td>110円</td></tr>
</table>

※1[　　]内の金額は、過去12カ月の自己負担限度額を超えた給付を３回以上受けた場合、その月が４回目以降の給付のときに適用されます。

※2年間限度額は144,000円です。

※3療養病床に入院する場合に負担する生活療養標準負担額についても所得区分等に応じた金額が設定されています。食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は高額療養費の算定には入りません。

※4区分Ⅰ・Ⅱに該当しない指定難病患者の場合は300円です。

※5当該月を含めた過去12ヵ月の入院日数です。

**利用できる方**　① 75歳以上の方（ただし、生活保護を受けている方等を除く）
② 65歳以上75歳未満の方で一定程度の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた方

**窓　　口**　市区町村後期高齢者医療制度担当課

# 5 補装具等

## ■1　補装具費の支給

身 身 難

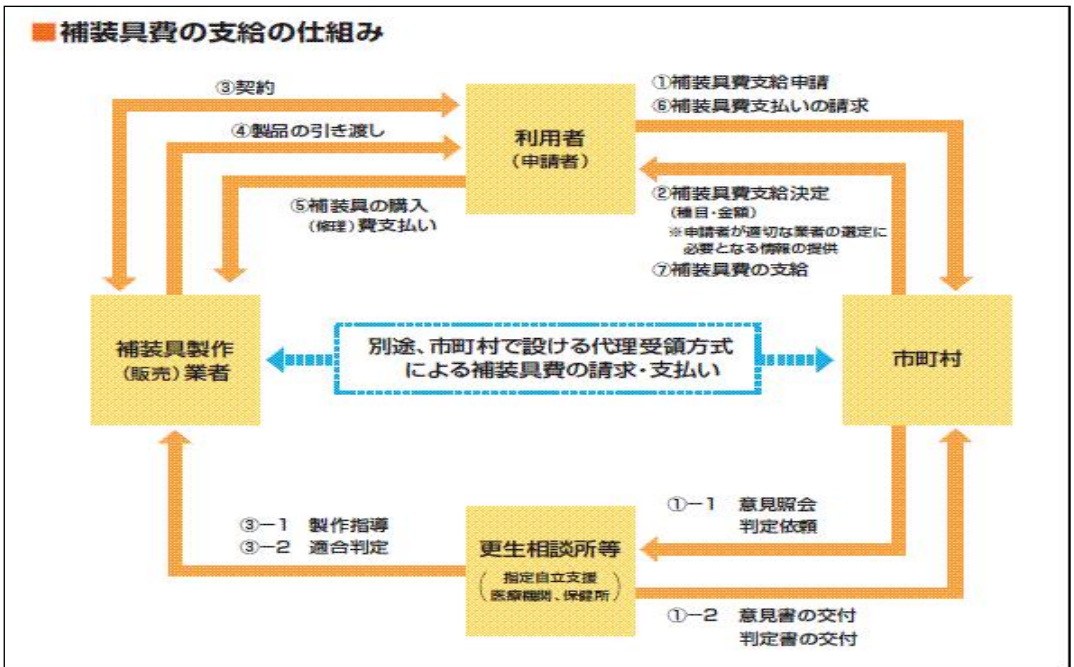
**内　　容**　身体障がい児・者又は難病患者等の方は、障がいの内容や程度によって、一定の条件のもと次の補装具の購入・借受け・修理に要する費用の支給が受けられる場合があります。18 歳以上で一定以上の所得がある方は、支給の対象になりません。

| 補装具の種類 | 身体障がい児・者 | |
|---|---|---|
| | 18 歳未満 | 18 歳以上 |
| 義　肢 | ○ | ○ |
| 装　具 | ○ | ○ |
| 座位保持装置 | ○ | ○ |
| 盲人安全つえ | ○ | ○ |
| 義　眼 | ○ | ○ |
| 眼　鏡 | ○ | ○ |
| 補　聴　器 | ○ | ○ |
| 車　椅　子 | ○ | ○ |
| 電動車椅子 | ○ | ○ |
| 歩　行　器 | ○ | ○ |
| 歩行補助つえ | ○ | ○ |
| 座位保持椅子 | ○ | × |
| 起立保持具 | ○ | × |
| 頭部保持具 | ○ | × |
| 排便補助具 | ○ | × |
| 重度障害者用意思伝達装置 | ○ | ○ |

※借受けの対象となる種目（①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品
②重度障害者用意思伝達装置（本体）③歩行器 ④座位保持椅子）

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**費　　用**　○　障がい者等の家計の負担能力に応じた負担が原則となります（＝応能負担。ただし、応能負担額よりも１割相当額が低い場合には、低い方の額を負担）。また、障害福祉サービス等と合算した利用者負担となります。
○　負担が増えすぎないよう、所得に応じた月額負担上限額が設定されています。



## ■2　日常生活用具の給付




**内　　容**　重度の身体障がい児者、知的障がい児者、精神障がい者、難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、一定の条件のもと、次の要件を満たす６種の用具が給付又は貸与される場合があります。

**要　　件**
1. 障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。
2. 障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの。
3. 用具の製作、改良又は開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。

**用具の種類等**

**① 介護･訓練支援用具**
特殊寝台、特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具並びに障がい児が訓練に用いるいす等

**② 自立生活支援用具**
入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具

**③ 在宅療養等支援用具**
電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具

**④ 情報･意思疎通支援用具**
点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具

**⑤ 排泄管理支援用具**
ストーマ装具その他の障がい者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品

**⑥ 居宅生活動作補助用具**
障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

**窓　　口**　具体的な品目や対象となる障がい程度、費用負担等詳細はお住まいの市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）に問い合わせください。

## ■3　軽度･中等度難聴児補聴器購入費補助事業

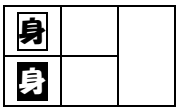
**内　　容**　障害者総合支援法による補装具支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用を補助します。
※　補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。
横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。

**要　　件**
① 神奈川県内に居住する 18 歳未満の者であること。
② 平均聴力レベルが両耳とも原則として 30 デシベル以上であって、聴覚障がいを事由とする身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
③ 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的な治療により聴力の回復する見込みがないこと。
④ 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると身体障害者福祉法第 15 条第１項に規定する指定医等が判断した者であること。

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**費　　用**　所得に応じて一部自己負担があります。補助限度額については、市町村により異なりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

## ■4　身体障害者補助犬の給付



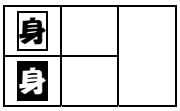

**内　　容**　視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいにより日常生活に著しい障がいのある方で、所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方に対し、身体障害者補助犬を給付します。

**窓　　口**　県障害福祉課　社会参加推進グループ
〒231－8588　横浜市中区日本大通１
TEL　（045）210－1111　内線 4709
FAX　（045）201－2051

**費　　用**　宿泊訓練にかかる飲食費等について自己負担あり

**留 意 点**　給付数は盲導犬、介助犬、聴導犬合わせて年間数頭です。希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合があります。

## ■5　身体障害者補助犬の診療費助成

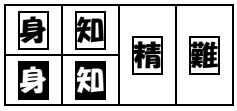



**内　　容**　神奈川県内（横浜市、川崎市を除く）在住の身体障害者補助犬及びそのリタイア犬使用者が、（社）神奈川県獣医師会会員の病院で受診する場合に、診療費の一部を助成します。

**窓　　口**　（公社）神奈川県獣医師会
〒251-0024　藤沢市鵠沼橘 1-16-14　ヤマキビル 3-A
TEL（0466）86－5077／FAX（0466）86－5078

# ６ 在宅支援

## ■1　ホームヘルプサービス




**内　　容**　障がい児者が日常生活を営むうえで支障をきたしたり、介助の手が必要となったときにホームヘルパーの派遣を求めることができます。

**利用できる方**　身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等（障がい支援区分等によって利用できるサービスが異なります）

**事業の種類**
① 居宅介護（身体の介護、家事の援助、通院等時の付き添い）
② 重度訪問介護（重度の肢体不自由者や著しい行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に対する介護等を総合的に提供）
③ 行動援護（知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護等の提供）
④ 同行援護（視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時における移動の援護）

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

**そ の 他**　移動時の付き添いについては、市町村が実施する移動支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

## ■2　短期入所（ショートステイ）サービス




**内　　容**　介護者又は家族の病気・冠婚葬祭などの理由で、障がい児者の介助を行えなくなったときや、介護者が疲労回復をはかるとき、一時的に施設の機能を活用するときなどに、障がい児者が施設等を短期間利用することができます。

**利用できる方**　身体障がい児者・知的障がい児者・精神障がい者・難病患者等

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

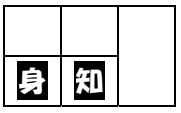
**費　　用**　利用者負担と、食費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

**そ の 他**　医療型短期入所を除き、宿泊を伴わない場合は、市町村が実施する日中一時支援事業となります。詳細は窓口でご確認ください。

# 7 療育相談･支援

## ■1　在宅重症心身障害児者訪問支援など

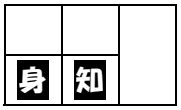



**内　　容**　医療型障害児入所施設等の専門職員が家庭を訪問し、療育の相談・支援をします。

**利用できる方**　県内在住の重症心身障害児者とその保護者（政令指定都市・中核市を除く）

**窓　　口**　18 歳未満は児童相談所　93 ページ参照、
18 歳以上は市福祉事務所・町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

## ■2　早期療育外来事業




**内　　容**　障がい児や、発達の心配のある乳幼児への診療、機能訓練及び療育相談等を通じて発達の支援と親子支援を行います。

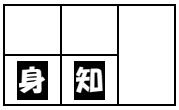
**利用できる方**　県所管地域（政令市及び中核市を除く。）在住の０歳から概ね３歳までの障がい児とその保護者

**相談の種類**　○　診療・療育相談
○　機能訓練、集団療育訓練

**窓　　口**　県立総合療育相談センター（外来受付）
〒252－0813　藤沢市亀井野 3119
TEL　（0466）99－8711（直通）
FAX　（0466）80－1901

**費　　用**　保険診療による費用がかかります。

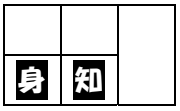
## ■3　障害児地域訓練




**内　　容**　在宅の障がい児が必要とする生活や機能の訓練・指導を、児童指導員や保育士が、集団で会場を設けて定期的に行います。実施の有無や利用できる方、費用等はお住いの市町村にお問合せください。

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

## ■4　障害児通所支援




※精神障がい者のうち 18 歳未満の方も含みます

**内　　容**　在宅の障がい児が必要とする日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を指導員や保育士により行います。

**利用できる方**　身体に障がいのある児童・知的に障がいのある児童・精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）・難病患者で市町村から支給決定を受けた児童

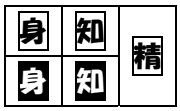
**事業の種類**　① 児童発達支援（未就学児の療育等を通所にて行います。）
② 居宅訪問型児童発達支援（外出が困難な障がい児に訪問支援を行います。）
③ 放課後等デイサービス（就学児の療育等を通所支援にて行います。）
④ 保育所等訪問支援（保育所等に訪問し、環境調整や療育支援を行います。）

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

**費　　用**　利用者負担と飲食費等の実費負担があります。

## ■5　障害児者等歯科保健事業




**内　　容**　むし歯や歯周病予防の相談（必要に応じて歯科検診や予防処置を実施）や、食べ方相談を行います。

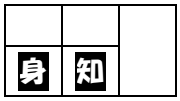
**利用できる方**　保健所設置市域（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）を除く県内在住の障がい児者またはその疑いがある方

**窓　　口**　各保健福祉事務所、各保健福祉事務所各センター　保健福祉課歯科担当者
95 ページ参照

## ■6　障害児入所施設

※　障害児入所施設の利用を希望する障がい児の保護者の方は、障害児入所施設と契約を結び、これに基づきサービスを受けます。詳細は、お住まいの地域を所管する児童相談所（93 ページ参照）にお問い合わせください。

### 福祉型障害児入所施設

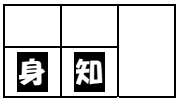



**内　　容**　障害児入所施設に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。

**窓　　口**　児童相談所　93 ページ参照

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

### 医療型障害児入所施設




**内　　容**　障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所し、自立した日常生活または社会生活が送れるように支援を行います。

**窓　　口**　児童相談所　93 ページ参照

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

# 8 教育

## ■1　教育相談

**内　　容**　障がいのある幼児・児童・生徒の教育相談を行っています。

**利用できる方**　障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者等

**相談の内容**
○ 生活習慣：日常生活、育て方、自立など
○ 学習：学習のつまづきや遅れ、読み書きや計算の苦手さなど
○ 言語：言語の遅れ、コミュニケーション、構音など
○ 行動：多動、集団活動の困難さなど
○ 進路：就学相談、進路選択など
○ 検査：視聴覚や心理の検査

**窓　　口**　次の施設で相談を行っています。

| 名称 | 所在地 | TEL<br>FAX | 最寄駅 |
|---|---|---|---|
| 県立総合教育センター | 〒251-0871<br>藤沢市善行 7-1-1 | （０４６６）８１－０１８８<br>（０４６６）８３－４６６０ | 小田急線江ノ島線善行駅 |
| 横浜市特別支援教育総合センター | 〒240－0044<br>横浜市保土ケ谷区仏向町８４５－２ | （０４５）３３６－６０２０<br>（０４５）３３３－１４５５ | 相鉄線和田町駅 |
| 川崎市総合教育センター<br>特別支援教育センター | 〒213－0001<br>川崎市高津区溝口６－９－３ | （０４４）８４４－３７００<br>（０４４）８４４－３６０４ | 東急田園都市線二子新地駅 |
| | 〒212－0024<br>川崎市幸区塚越１－60 | （０４４）５４１－３６３３<br>（０４４）５１１－３１５６ | JR 南武線鹿島田駅 |
| 相模原市青少年相談センター | 〒252-0239<br>相模原市中央区中央 3-13-13 | （０４２）７５２－１６５８<br>（０４２）７５８－５２１９ | JR 横浜線<br>相模原駅 |

**手　　続**　あらかじめ電話で予約をして下さい。

## ■2　市町村の就学相談･支援

**内　　容**　市町村の教育委員会では、障がいのある幼児・児童・生徒に適切な支援を行うため、就学についての相談を行っています。

**利用できる方**　障がいのある幼児・児童・生徒とその保護者

**相談･支援の内容**
○ 就学の相談・支援
適切な教育の場や教育内容についての情報提供及び相談等
○ 教育相談
学習、言語、運動、行動など

**窓　　口**　市町村教育委員会

## ■3　小･中学校 特別支援学級

**内　　容**　障がいのある児童・生徒の教育のために、小学校、中学校にそれぞれの障がいに応じて次のような特別支援学級が設けられています。
○ 知的障害学級
○ 肢体不自由学級
○ 病弱・身体虚弱学級
○ 弱視学級
○ 難聴学級
○ 言語障害学級
○ 自閉症・情緒障害学級

**対象となる方**　障がいのある児童・生徒で特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒

**教育内容**　国語 ・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。

**窓　　口**　市町村教育委員会

### 通級による指導（通級指導教室等）

**内　　容**　通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒に、障がいに応じた教育課程で特別の指導を行うための教室です。

**対象となる方**　小学校、中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの障がいがあり、通級指導教室における支援を必要とする児童・生徒

**教育内容**　国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）の各教科などの教育は、主として在籍している通常の学級で行い、通級指導教室では、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。

**窓　　口**　市町村教育委員会

## ■4　高等学校

### インクルーシブ教育実践推進校（特別募集）

**内　　容**　共生社会の実現に向けて、知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を広げるため、現在 18 校でインクルーシブ教育実践推進校特別募集を実施しています。学力検査ではなく、面接検査による選考を行います。

**対象となる方**　知的障がいがあり、高等学校での学習や生活について理解し、入学意欲のある生徒

**教育内容**　インクルーシブ教育実践推進校は、相互理解を深め、多様性を尊重し協働する力を育みながら成長することを目指す学校です。
各高校が行っている教育課程を基本とし、生徒一人ひとりの状況に応じて必要な配慮を行いながら、集団生活の中で学習や学校行事、部活動などに取り組みます。また、自己実現と社会接続を目指し計画的なキャリア教育を行います。

**窓　　口**　県教育委員会教育局　インクルーシブ教育推進課

## 通級による指導

**内　　容**　通級による指導とは、高等学校等に在籍する障がいのある生徒で、障がいの状態の改善又は克服を目的とした指導が必要な生徒に対して、高等学校等における特別の指導の場で行う特別の教育課程による指導です。

**対象となる方**　高等学校に在籍する生徒のうち、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいがあり、通級による指導を希望する生徒です。

**教育内容**　障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校における自立活動に相当する指導）を行います。

**窓　　口**　県教育委員会教育局　高校教育課

# ■5　特別支援学校

## 視覚障害教育部門

**内　　容**　視覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方**　視覚障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

**教育内容**
○　国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
○　高等部職業学科においては、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅうの知識・技能を習得する。

**窓　　口**　市町村教育委員会・特別支援学校

## 聴覚障害教育部門

**内　　容**　聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒のために、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方**　聴覚障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする幼児・児童・生徒

**教育内容**
○　国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。
○　高等部職業学科においては、デザイン、情報ビジネス、理容、美容の知識、技能を習得する。

**窓　　口**　市町村教育委員会・特別支援学校

## 知的障害教育部門

**内　　容**　知的障がいのある児童・生徒のための教科を中心とした教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方**　知的障がいがあり､特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒

**教育内容**　生活（社会・理科）・国語・算数（数学）・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。

**窓　　口**　市町村教育委員会・特別支援学校

## 肢体不自由教育部門

**内　　容**　肢体不自由のある児童・生徒のために小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識・技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方**　肢体の機能に障がいがあり、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒

**教育内容**　国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。

**窓　　口**　市町村教育委員会・特別支援学校

## 病弱教育部門

**内　　容**　慢性の呼吸器・腎臓・神経等の疾患のための医療又は生活規制を必要とする学齢児童・生徒のために小学校又は中学校に準ずる教育を行い、同時に一人ひとりの疾患の状態に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識及び技能の習得を図るための教育部門です。

**対象となる方**　病弱教育部門のある特別支援学校が隣接又は併設されている医療機関で医療を受け、特別支援学校における支援を必要とする児童・生徒

**教育内容**　国語・社会・算数（数学）・理科・音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）などのほか、一人ひとりの疾患に基づく学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能等を養う。

**窓　　口**　市町村教育委員会・特別支援学校

## ■6　筑波大学附属久里浜特別支援学校

**内　　容**　筑波大学附属久里浜特別支援学校は、早期からの効果的な教育を行うため、幼稚部と小学部を設置し、筑波大学、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と連携・協力を図っています。

**対象となる方**　知的障がいを伴う自閉症があり、当校での教育を受けることが適当と認められる幼児・児童

**教育内容**
○ 心身の適応を図り、運動・感覚・コミュニケーションなどの基礎的な力を身につける。
○ 子供の能力や特性に応じた教科学習を通じ、学習面や生活面で必要な知識や技術を身に付ける。
○ 日常生活の基本動作（食事、排せつなど）の技能を高め、習慣形成を図る。
○ 早期教育相談：主に障がいのある乳幼児を対象に、教育的指導・サポートを行う。また、保護者や幼稚園・保育所等が抱えている問題についての相談も行う。相談形態には、「来校・電話・E-mail 等による相談」がある。
（但し、内容によっては対応できない場合もあり）

**窓　　口**　筑波大学附属久里浜特別支援学校　副校長
〒239－0841　横須賀市野比５－１－２
TEL　(046) 848－3441
FAX　(046) 848－3740
https://www.kurihama.tsukuba.ac.jp

**費　　用**
○ 小学部の入学選考時には、検定料（1,000 円）がかかります。
○ 幼稚部の入学時には、入園料（1,200 円）及び保育料（年額 3,600 円）がかかります。
○ 早期教育相談は無料です。

## ■7　横浜国立大学教育学部附属特別支援学校

**内　　容**　横浜国立大学教育学部附属特別支援学校は、知的障がいのある児童・生徒が学ぶ学校です。小学部、中学部、高等部を設置し、横浜国立大学と連携しながら「やさしい心　じょうぶな体　がんばる力」のある児童・生徒を育成しています。

**対象となる方**　療育手帳を取得している知的障がいのある幼児・児童・生徒
（学部毎に定められている通学時間内に自宅から通学できることが条件となります。）

**教育内容**　子どもたちの心身の調和的発達とともに、個々の可能性を最大限に高めることをねらいに、一人ひとりの発達や障がいの状態、特性や強みに応じた個別教育計画を作成しています。また、地域社会と連携しながら自立と社会参加に必要な知識、技能及び態度を育成するとともに、持続可能な社会の創り手を育成しています。

**窓　　口**　横浜国立大学教育学部附属特別支援学校　副校長
〒232－0061　横浜市南区大岡2－31－3
TEL　(045) 742－2291
FAX　(045) 743－4746
http://fuyou.ynu.ac.jp

**費　　用**
○　入学検定料　小学部　1,000円　　中学部　1,500円　　高等部　2,500円
○　入学料　2,000円（入学前に納付、高等部のみ）
○　授業料　4,800円（年額、高等部のみ）
○　他に学部教材費・給食費・PTA会費・後援会費などが必要となります。

# ９ 年金･手当等

## ■1　障害基礎年金

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　次の条件をすべて満たす者に支給されます。

① 国民年金加入中に初診日があること。または、国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で日本国内に住所を有していること。

② 初診日の前日において、初診日がある月の２か月前までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む)が２／３以上あること。

③ 障害認定日（原則として初診日から１年６か月時点）に１級または２級の障がいの状態にあること。または、障害認定日に障害等級に該当しなかった方が 65 歳の誕生日の前々日までに該当し、請求したとき。ただし、20 歳前で年金制度に加入していない期間に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20 歳以降に１級または２級の障がいの状態にある者は対象となります。

※ ②については令和 18 年４月１日前に初診日がある場合(初診日において 65 歳未満である者に限る)、初診日の前日において、初診日がある月の２か月前までの１年間に保険料の未納期間がないことになっています。

| | | |
|---|---|---|
| 年　金　額<br>(令和7年4月分より) | １級 | 1,039,625 円<br>(昭和31年４月１日以前に生まれた方 1,036,625 円) |
| | ２級 | 831,700 円<br>(昭和31年４月１日以前に生まれた方 829,300 円) |

※ 「１級、２級」は「国民年金法」にある等級です。

障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳の誕生日後の最初の３月 31 日までの子、又は 20 歳未満で１級・２級の障がいの状態にある子は、年金額の加算の対象になります。

| | | |
|---|---|---|
| 子の加算額<br>(令和7年4月分より) | １人目･２人目 | 239,300 円 |
| | ３人目以降 | 79,800 円 |

なお、20 歳前の初診日又は昭和 36 年４月１日前の初診日により障害基礎年金を受給している者は、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は全額又は半額が支給停止となります。（障害基礎年金の受給権の他に公的年金の受給権が発生する場合等には調整されます。）

| 扶養親族等の数 | 前年分本人所得額（令和７年 10 月分より） | |
|---|---|---|
| | 全額停止 | 一部（1/2）支給停止 (※2) |
| ０人 | 4,794,000 円 | 3,761,000 円 |
| １人(※1) | 5,174,000 円 | 4,141,000 円 |
| 備考 | (※1)本人の所得制限額は、扶養親族等が１人増えるごとに、38 万円加算する。当該扶養親族等が、所得税法に定める同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。以下同じ。）又は老人扶養親族であるときは、１人につき 10 万円加算し、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る。）であるときは、１人につき 25 万円加算する。 | |

(※2) 一部（1/2）支給停止とは、年金額 1/2 支給のこと。

**窓　　口**　市町村国民年金担当課（係）

## ■2　障害厚生年金

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| | | 精 |

**内　　容**　次の条件をすべて満たす者に支給されます。

① 厚生年金保険に加入している間に初診日があること。

② 初診日の前日において、初診日がある月の２か月前までの被保険者期間のうち保険料を納めた期間（免除期間含む）が２／３以上あること。
※障害基礎年金と同じ

③ 障害認定日（原則として初診日から１年６か月時点）に１級～３級の障がいの状態にあること。または、障害認定日に障害等級に該当しなかった方が 65 歳の誕生日の前々日までに該当し、請求したとき。

※ ②については令和 18 年４月１日前に初診日がある場合（初診日において 65 歳未満である者に限る）、初診日の前日において、初診日がある月の２か月前までの１年間に保険料の未納期間がないことになっています。

| | | |
|---|---|---|
| 年　金　額<br>（令和7年4月分より） | １級 | 報酬比例の年金額×1.25 |
| | ２級 | 報酬比例の年金額 |
| | ３級 | 報酬比例の年金額<br>623,800 円に満たないときは、623,800 円<br>（最低保障額）<br>（昭和 31 年４月１日以前に生まれた方）<br>622,000 円 |

※①報酬比例の年金額は、厚生年金保険加入時の給与等（報酬）に比例する年金のため、その方によって異なります。

※②障害等級１級・２級の場合、障害基礎年金も合わせて支給されます。

障害厚生年金１級・２級の受給者によって生計維持される 65 歳未満の配偶者がいる場合、配偶者加給年金額が加算されます（原則）

| | |
|---|---|
| 配偶者加給年金額<br>（令和７年４月分より） | 239,300 円 |

**窓　　口**　最寄りの年金事務所または年金相談センター

| 年金事務所 | 所在地 | 電話番号 | FAX番号 |
|---|---|---|---|
| 鶴　　見 | 〒230-8555　横浜市鶴見区鶴見中央 4-33-5　ＴＧ鶴見ビル 2・4 階 | 045-521-2641 | 045-504-5600 |
| 港　　北 | 〒222-8555　横浜市港北区大豆戸町 515 | 045-546-8888 | 045-546-8880 |
| 横 浜 中 | 〒220-0012<br>横浜市西区みなとみらい 3-3-1　KDX 横浜みなとみらいタワー6 階 | 045-641-7501 | 045-641-7578 |
| 横 浜 西 | 〒244-8580　横浜市戸塚区川上町 87-1 ウエルストン 1 ビル 2 階 | 045-820-6655 | 045-825-4381 |
| 横 浜 南 | 〒232-8585　横浜市南区宿町 2-51 | 045-742-5511 | 045-714-7250 |
| 川　　崎 | 〒210-8510　川崎市川崎区宮前町 12-17 | 044-233-0181 | 044-233-0189 |
| 高　　津 | 〒213-8567　川崎市高津区久本 1-3-2 | 044-888-0111 | 044-866-1200 |
| 相 模 原 | 〒252-0388　相模原市南区相模大野 6-6-6 | 042-745-8101 | 042-744-7700 |
| 平　　塚 | 〒254-8563　平塚市八重咲町 8-2 | 0463-22-1515 | 0463-21-3500 |
| 厚　　木 | 〒243-8688　厚木市栄町 1-10-3 | 046-223-7171 | 046-224-8200 |
| 小 田 原 | 〒250-8585　小田原市浜町 1-1-47 | 0465-22-1391 | 0465-24-0095 |
| 横 須 賀 | 〒238-8555　横須賀市米が浜通 1-4　Flos 横須賀 | 046-827-1251 | 046-827-2200 |
| 藤　　沢 | 〒251-8586　藤沢市藤沢 1018 | 0466-50-1151 | 0466-50-1242 |

※ 国民年金・厚生年金の一般的な年金相談として「ねんきんダイヤル」を設置しております。

ねんきんダイヤル　（0570）05－1165

## ■3　特別障害給付金

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　次の条件を満たす者に支給されます。

① 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金(厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金１級、２級相当の障がいの状態にある方。ただし、65 歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象外です。

| | | |
|---|---|---|
| 支給額<br>(令和７年度) | 障害基礎年金１級相当に該当する方 | 基本月額 56,850 円<br>（２級の 1.25 倍） |
| | 障害基礎年金２級相当に該当する方 | 基本月額 45,480 円 |

注：ア　給付金の額は、毎年度自動的に見直されます。

イ　所得により全額又は半額、支給制限となる場合があります（20 歳前に初診日がある障害基礎年金と同じ)。

ウ　老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。

エ　経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。

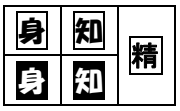
オ　給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、10 月及び 12 月の６期にそれぞれの前月までの分が支給されます。(初めて給付金を受け取られるときなど、特別な場合は奇数月に支払いが行われることがあります。)

**窓　　口**　○　給付金請求の窓口は、市町村国民年金担当課（係）
（給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できませんので、できる限り早期に請求を行ってください。給付金請求に必要な書類等が全てそろわない場合であっても、まずは市区町村窓口で請求書を提出してください。）

○　障害認定等の審査、認定、支給にかかる事務は、日本年金機構
（障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど、非常に時間がかかる場合があります。個々のケースにもよりますが、支給の決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。なお、支給が決定されれば、請求書の受付月の翌月まで遡って支給額が計算されます。）

**お問い合わせ先**　最寄りの市区町村窓口、年金事務所までお願いします。

## ■4　在宅重度障害者等手当




**内　　容**　基準日（毎年８月１日）において、県内に継続して６か月以上居住している在宅の「重度重複障がい者等」に支給されます。(65 歳以上で新たに障がい者となられた方を除く)

「重度重複障がい者等」とは、つぎのいずれかに該当される方を指します。

①　身体障がい、知的障がい、精神障がいのうち、重度の障害者手帳等を２つ以上お持ちの方
②　特別障害者手当または障害児福祉手当を受給されている方

※　支給前年度の８月１日から支給年度の７月 31 日までの間に、施設や病院等に継続して３か月を超えて入所（入院）されている場合は、支給の対象外となります。

※　所得による制限があります。(20 歳以上の方は特別障害者手当の、20 歳未満の方は障害児福祉手当の所得制限額に準じます。)

※　受給資格の認定を受けた方については、毎年、現況届の提出が必要です。

**支　給　額**　年額 60,000 円（支払月：1 月末）

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

## ■5　特別障害者手当




**内　　容**　日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20 歳以上）に支給されます。ただし、病院又は診療所に継続して３か月を超えて入院している場合又は施設等に入所されている場合は、資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

なお、原爆被爆者の介護手当、公害被害者補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

月額　29,590 円　（令和７年４月１日現在）　支払月：２，５，８，11 月

（所得制限）

| 扶養親族等の数 | 前年分所得 | |
|---|---|---|
| | 本人（請求者） | 配偶者及び扶養義務者 |
| ０人 | 3,661,000 円 | 6,287,000 円 |
| １人 | 4,041,000 円 | 6,536,000 円 |
| ２人 | 4,421,000 円 | 6,749,000 円 |
| ３人 | 4,801,000 円 | 6,962,000 円 |
| 備考 | 以下、1 人増すごとに<br>本人の場合　380,000 円<br>配偶者等の場合　213,000 円　を加算 | |

該当する障がい程度　…　手当認定基準より

障がいや病状が次のうち２つに該当するか、又はそれと同程度以上に重度な者

１　次に掲げる視覚障がい

イ　両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの

ロ　１眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの

ニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの

２　両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの

３　両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの

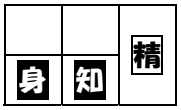
４　両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

５　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができ

ない程度の障がいを有するもの
6　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
7　精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（注）7の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。

**窓　　口**　福祉事務所　91 ページ参照

## ■6　障害児福祉手当




**内　　容**　日常生活において、常時介護を必要とする在宅重度障がい児（20 歳未満）に支給されます。ただし、障がいを支給事由とする年金を受給している場合、又は施設等に入所されている場合は資格喪失となります。また、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は支給停止となります。

月額　16,100 円　（令和７年４月１日現在）　支払月：２，５，８，11 月

（所得制限）

| 扶養親族等の数 | 前年分所得 | |
|---|---|---|
| | 本人（請求者） | 配偶者及び扶養義務者 |
| ０人 | 3,661,000 円 | 6,287,000 円 |
| １人 | 4,041,000 円 | 6,536,000 円 |
| ２人 | 4,421,000 円 | 6,749,000 円 |
| ３人 | 4,801,000 円 | 6,962,000 円 |
| 備考 | 以下、1 人増すごとに<br>本 人 の 場 合　380,000 円<br>配偶者等の場合　213,000 円　を加算 | |

該当する障がい程度　…　手当認定基準より
障がいや病状が次のうちいずれかに該当する者
1　両眼の視力の和が 0.02 以下のもの
2　両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3　両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
4　両上肢のすべての指を欠くもの
5　両下肢の用を全く廃したもの
6　両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
7　体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
8　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（内部障がい等）
9　精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10　身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（注）９の「精神の障がい」には知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がいも含まれます。

**窓　　口**　福祉事務所　91 ページ参照

## ■7　福祉手当(経過措置)

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　昭和 61 年３月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給資格者の方で、昭和 61 年４月１日において特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金、特別障害給付金も支給されない方は、引き続き支給要件に該当する間に限って従来通り福祉手当が支給されます。

月額　16,100 円　（令和７年４月１日現在）　支払月：２，５，８，11 月

**窓　　口**　福祉事務所　91 ページ参照

## ■8　児童扶養手当①

**内　　容**　父母の離婚等により、父母と生計を同じくしていない児童（18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある児童、ただし、その児童が重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等がある場合には 20 歳未満の児童）を監護している父母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合（次表参照）は手当の一部又は全部が支給されません。

（手当）令和 7 年４月～

| | 児童の数 | 次表①③の場合の手当月額 | 次表②の場合の手当月額 |
|---|---|---|---|
| 月額 | １人 | 46,690 円 | 46,680 円～11,010 円 |
| | ２人目以降の加算額 | | |
| | | 11,030 円 | 11,020 円～5,520 円 |

手当の減額について
○　児童扶養手当の受給から５年を経過する等の要件に該当する方で、次の①～⑤のいずれかに該当する場合は、定められた期限までに必要な書類の提出をしていただければ、今までと同様に児童扶養手当を受給することができます。
○　手続きを行わないと、手当額の２分の１が減額になる場合があります。

①　就業している。
②　求職活動等の自立を図るための活動をしている。
③　身体上又は精神上の障がいがある。
④　負傷又は疾病等により就業することが困難である。
⑤　あなたが監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。

（該当する障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

| 障がい ＼ 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 聴覚 | | ■ | ■ | | | |
| 平衡 | | | ■ | | | |
| 音声・言語 | | | ■ | | | |
| そしゃく | | | ■ | | | |
| 上肢 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 下肢 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 体幹 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 内部 | ■ | | ■ | | | |
| 知的障がい | 精神能力の全般的発達に遅滞があるもの | | | | | |

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

- 障害基礎年金等以外の公的年金を受給されている方は、公的年金の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できます。
- 障害基礎年金等を受給されている方は、令和３年３月分以降、障害基礎年金の子の加算部分の額が児童扶養手当の額を下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。
- 令和６年 11 月１日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第３子以降の加算額が引き上げられます。

（所得制限）

| | 前年分所得 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 本人（請求者） | | | 配偶者及び扶養義務者 |
| | ①手当の全額を受給できる方 | ②手当の一部を受給できる方 | ③孤児等の養育者で手当の全額を受給できる方 | |
| ０人 | 690,000 円未満 | 2,080,000 円未満 | 2,360,000 円未満 | 2,360,000 円未満 |
| １人 | 1,070,000 円未満 | 2,460,000 円未満 | 2,740,000 円未満 | 2,740,000 円未満 |
| ２人 | 1,450,000 円未満 | 2,840,000 円未満 | 3,120,000 円未満 | 3,120,000 円未満 |
| ３人 | 1,830,000 円未満 | 3,220,000 円未満 | 3,500,000 円未満 | 3,500,000 円未満 |
| 備考 | 以下、１人増すごとに 380,000 円加算（本人、配偶者等） | | | |

**窓　　口**　市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障がい福祉担当課

## ■9　児童扶養手当②

**内　　容**　父母が重度の障がい者であって、父母又は養育者が児童（18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にある児童もしくは 20 歳未満の障がい児）を監護している場合、その父母又は養育者に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合（前項①の所得制限の表参照）は、手当の一部又は全部が支給されません。

（父又は母の障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

| 区分 / 障がい | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚 | ■ | ■ | | | | |
| 聴覚 | | ■ | | | | |
| 上肢 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 下肢 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 体幹 | ■ | ■ | | | | |
| 内部 | ■ | | | | | |

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

**窓　　口**　市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障がい福祉担当課

## ■10　特別児童扶養手当

**内　　容**　父又は母（父母が監護しない場合は、児童と同居している養育者）が、重度もしくは中度の身体障がい又は精神障がい、知的障がい等の 20 歳未満の児童を監護している場合、その父又は母に対し支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする公的年金を受給している場合は支給されません。また、所得が一定額を超える場合（次表参照）は支給されません。

（手当）令和７年４月～

| | | |
|---|---|---|
| 月額 | １級 | 障がい児１人につき 56,800 円 |
| | ２級 | 障がい児１人につき 37,830 円 |

（所得制限）

| 扶養親族等の数 | 前年分所得 | |
|---|---|---|
| | 本人（請求者） | 配偶者及び扶養義務者 |
| ０人 | 4,596,000 円未満 | 6,287,000 円未満 |
| １人 | 4,976,000 円未満 | 6,536,000 円未満 |
| ２人 | 5,356,000 円未満 | 6,749,000 円未満 |
| ３人 | 5,736,000 円未満 | 6,962,000 円未満 |
| 備考 | 以下、1 人増すごとに<br>本人の場合 380,000 円<br>配偶者等の場合 213,000 円を加算 | |

（該当する障がい程度）概ね次のとおりですが、認定は診断書で行うことを原則としています。

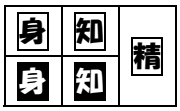
| 手当 | 障がい＼手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 視覚 | ■ | ■ | | | | |
| | 聴覚 | | ■ | | | | |
| | 上肢 | ■ | ■ | | | | |
| | 下肢 | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 体幹 | ■ | ■ | | | | |
| | 内部 | ■ | | | | | |
| | 知的障がい | 高度の遅滞があるもの（療育手帳A1又はA2程度） | | | | | |

| 手当 | 障がい＼手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二級 | 視覚 | | | ■ | | | |
| | 聴覚 | | | ■ | | | |
| | 平衡機能 | | | ■ | | | |
| | そしゃく | | | ■ | | | |
| | 言語・音声 | | | ■ | | | |
| | 上肢 | | | ■ | | | |
| | 下肢 | | | ■ | ■ | | |
| | 体幹 | | | ■ | | | |
| | 内部 | ■ | | ■ | | | |
| | 知的障がい | 精神能力の全般的発達に遅滞があるもの | | | | | |

（注）脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱います。

**窓　　口**　市児童福祉担当課・福祉事務所、町村児童福祉・障がい福祉担当課

## ■11　心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）




**内　　容**　障がい者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、その方が扶養していた障がい者に終身一定額の年金を支給するものです。１人の障がい者につき２口まで加入できます。

**加入資格**　将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（１級～３級）、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次のすべての要件を満たしている方

１　住所が県内（政令指定都市を除く）にあること。
２　65歳未満であること。（年齢は毎年の４月１日における年齢）
３　特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

**掛　　金**　加入時の年齢により段階があります。（１口月額9,300円～23,300円）

**年金等の給付**　加入者が死亡し、又は重度障がいになった時は、加入者の扶養していた障がい者に１口加入の場合は毎月２万円、２口加入の場合は毎月４万円の年金を支給します。

加入者の生存中に障がい者が死亡した時は、加入者に対して加入期間に応じ１口当たり５～25万円の弔慰金を支給します。

加入者が脱退の申し出をした時、又は掛金の口数の減少の申し出をした時は、加入期間に応じて１口当たり７万５千～25万円の脱退一時金を支給します。

以上の給付について、一定の事由に該当する場合に、年金等が支給されない場合があります。

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　9189ページ参照

## ■12　ニュー福祉定期貯金制度

**内　　容**　ゆうちょ銀行・郵便局では、障害基礎年金などを受け取っておられる方々を対象としたニュー福祉定期貯金の取扱いを行っています。

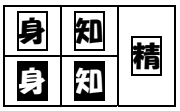
| | |
|---|---|
| 対象預金 | 預入期間が１年の定期貯金 |
| 貯金の利率 | 預入期間１年の定期貯金の約定利率＋ゆうちょ銀行所定の利率<br>※最新の適用金利については、店頭もしくは「ゆうちょ銀行 Web サイトでご確認ください」 |
| 預入限度額 | お一人さま 300 万円 |

**利用できる方**　障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給されている方（詳しくは、窓口にお問い合わせください）

**窓　　口**　最寄りのゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口

**手　　続**　通常貯金の通帳、印章、年金証書等をお持ちになって、窓口にお申し出ください。（詳しくは、窓口にお問い合わせください。）

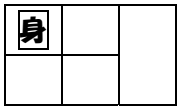
## ■13　生活福祉資金




**内　　容**　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、各手帳の交付を受けている方と同程度と認められる方（身体障害者手帳除く））が属する世帯で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行っています。

**窓　　口**　対象となる経費、貸付の条件や世帯収入の基準などについては、お住まいの市区町村社会福祉協議会（98 ページ参照）にお問い合わせください。

## ■14　視覚障害者技能習得援助資金の貸付




**内　　容**　中途失明等により、離職を余儀なくされた視覚障がい者（障がいの程度が６級以上)が、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の技能を習得し、転職するため盲学校等に入校した場合に貸付を受けることができます。

| |
|---|
| 貸付金額：月額４６，０００円 |
| 貸付利子：無利子 |
| 貸付期間：在学期間（ただし 36 か月を限度） |

**窓　　口**（公財)神奈川県労働福祉協会

TEL　(045)633-5410

FAX　(045)633-5412

# 10　税金

## ■1　国税:控除･非課税

### 障害者控除

身 知
身 知 精

**内　　容**　納税者又は納税者の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障がい者である場合には、所得金額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

| 区分＼障がい | 身体障がい | | | | | | 知的障がい | | 精神障がい | | | 障害者控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 重度 | その他 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 納税義務者 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 40万円 |
| | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ | 27万円 |
| 納税義務者の控除対象配偶者又は扶養親族 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 40万円 |
| | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ | 27万円 |
| 同居の控除対象配偶者又は扶養親族 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 75万円 |

**窓　　口**　税務署　96 ページ参照（給与所得者の場合は勤務先の給与担当）

### 医療費控除

身 知
身 知 精

**内　　容**　納税者が、本人や本人と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を支払った場合、その年中に実際に支払った医療費の金額（保険金などで補填される金額を除く。）の合計額から 10 万円（その年の所得金額の合計額が 200 万円未満の人はその５％の金額）を差し引いた額（当該金額が 200 万円を超える場合には、200 万円が限度）が所得金額から控除されます。

例えば、人工肛門又は尿路変向（更）のストマを有しているため、医師が治療上ストマケアが必要であると認め、証明書を発行する場合のストマ用装具代などが医療費控除の対象となります。

また、平成 29 年 1 月以降に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の健康診査や予防接種などを行い、特定一般用医薬品等購入費を支払った際には、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を上記医療費控除に代えて適用できる場合があります。詳細については、国税庁ホームページをご覧ください（https://www.nta.go.jp）

**窓　　口**　税務署　96 ページ参照

### 少額預金等･少額公債の利子非課税（障害者等マル優･特別マル優）制度

身 知
身 知 精

**内　　容**　身体障害者手帳の交付を受けている者等が一定の手続により預け入れた少額預金等（預貯金・合同運用信託・特定の有価証券・特定公募公債等運用投資信託）の非課税制度（マル優）及び一定の手続により購入した少額公債（国債及び地方債）の非課税制度（特別マル優）については、それぞれの制度につき元本 350 万円を限度として利子等が非課税になります。

**利用できる方（主な例）**
- ○ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ○ 療育手帳の交付を受けている方
- ○ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等
- ○ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を給付事由とする年金を受けている方
- ○ 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

**窓　　口**　金融機関・証券会社等

**確 認 書 類**　手帳・証書、個人番号カード等

※　手帳・証書等に住所・氏名・生年月日の記載がない場合には、住民票の写などが必要となります。

## 相続税に関する障害者控除（税額控除）

身 知 精
身 知

**内　　容**　相続又は遺贈により財産を取得した相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人をいいます。）が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

| 障がい / 区分 | 身体障がい | | | | | | 知的障がい | | 精神障がい | | | 障害者控除額※1 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 重度 | その他 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 相続人 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 20万円※2×（85歳に達するまでの年数） |
| | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ | 10万円※3×（85歳に達するまでの年数） |

※1　障害者控除額が、その障害者の相続税額を超える場合は、その超える部分の金額を、その障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができます

※2　平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については12万円

※3　平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税については6万円

**窓　　口**　税務署　96 ページ参照

## 贈与税の非課税

身 知 精
身 知

**内　　容**　特定障がい者（特別障がい者及び一定の障がい者）が、特定障害者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、その信託の際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社及び信託業務を営む金融機関の営業所を経由して特定障害者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額（信託財産の価額）のうち 6,000 万円（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は 3,000 万円）までの部分の金額については、贈与税が課税されません。

| 区分 / 障がい | | 身体障がい | | | | | | 知的障がい | | 精神障がい | | | 非課税限度額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 重度 | その他 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 特定障がい者 | 特別障がい者 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 6,000万円 |
| | 特定障がい者のうち特別障がい者以外の者 | | | | | | | | ■ | | ■ | ■ | 3,000万円 |

**窓　　口**　税務署　96 ページ参照

## ■2　地方税:県税・市町村税に関する控除・非課税等

### 住民税(県民税・市町村民税)における障害者控除

身 知
身 知 精

**内　　容**　県民税及び市町村民税の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

| 障がい / 区分 | 身体障がい | | | | | | 知的障がい | | 精神障がい | | | 控除額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 重度 | その他 | 1級 | 2級 | 3級 | |
| 納税義務者、納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | ■ | | ■ | ■ | 26万円 |
| | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 30万円 |
| 同居の控除対象者 | ■ | ■ | | | | | ■ | | ■ | | | 53万円 |

**窓　　口**　市町村税務担当課（給与所得者の場合は勤務先の給与担当）

### 個人事業税の非課税

身

**内　　容**　両眼の視力を喪失した方又は両眼の視力(屈折異常のある方については矯正視力)が 0.06 以下である方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、個人事業税が非課税になります。

**窓　　口**　県税事務所　97 ページ参照

### 個人事業税の減免

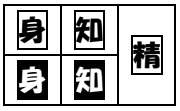
身

**内　　容**　身体障害者手帳(１級から４級まで)の交付を受けた方が事業を行う場合、個人事業税が減免されます。

**減 免 額**　5,000 円

**窓　　口**　県税事務所　97 ページ参照

# 自動車税の減免




主な減免制度は、次のとおりです。

## 1 障がい者の方が使用する自動車の減免

一定の級別（程度）の身体障害者手帳等をお持ちの方のために使用する自動車についての減免です。

| 減免の対象となる自動車 | | 減免額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 障がい者の方が取得（所有）する自動車 | 障がい者の方が専ら運転する自動車 | 年税額で45,400円を限度として減免します。（※） | 減免が適用される自動車は、障がい者１人につき、１台に限ります。 |
| | 障がい者の方と生計を一にする方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車 | | |
| | 障がい者のみで構成される世帯の障がい者の方を常時介護する方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車 | | |
| 障がい者の方と生計を一にする方が取得（所有）する自動車 | 障がい者の方が専ら運転する自動車 | | |
| | 障がい者の方と生計を一にする方が、障がい者の方のために専ら運転する自動車 | | |

**減免申請に必要な書類等**

①減免申請書　②減免申請内容確認書　③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
④運転免許証　⑤自動車検査証
⑥障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書類（所得税確定申告書の控えなど）

（障がい者本人が取得（所有）し運転する場合又は所有者の方が障がい者の方と同居している場合は、⑥の書類は必要ありません。また、所有者の方が障がい者の方の住所地からおおむね半径２キロメートル以内の場所に居住している親族の場合は、親族であることが確認できる書面（戸籍謄本など）をもって⑥の書類に代えることができます。
なお、上記の書類の他に別途書類の提出をお願いすることがあります。）

※　８ナンバーの「車いす移動車」等は、減免限度額にかかわらず全額免除となります。

## 2 施設入所者の方の一時帰宅用自動車の減免

障がい福祉施設に入所している障がい者の方の一時帰宅の際に使用する自動車についての減免です。

| 減免の対象となる自動車 | 減免額 | 備考 |
|---|---|---|
| 障がい者の方を養護する方が所有する自動車 | 年税額の２分の１に相当する額を減免します。 | ○　減免が適用される自動車は、障がい者１人につき、１台に限ります。<br>○　個別支援計画に基づく年間24日以上の帰宅に限ります。<br>○　一時帰宅を含めて、継続的に週１日以上、障がい者の方の帰宅や通院などのために使用する自動車は、「障がい者の方が使用する自動車の減免」に該当します。 |
| 養護する方と生計を一にする方が所有する自動車 | （ただし、年税額で22,700円を限度とします。） | |

**減免申請に必要な書類等**

①減免申請書　②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
③自動車検査証　④一時帰宅日数等を証する書類　⑤身体障害者手帳等で養護者であることが確認できない場合は、養護者であることが確認できる書類（入所決定通知書等）
⑥養護者と生計を一にする方が申請する場合は、養護者と生計を一にすることが確認できる書類（「障がい者の方が使用する自動車の減免」に同じ）

【1及び2の減免となる障がいの級別・程度】

| | 障がい ＼ 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体障害者手帳 | 下肢 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 体幹 | ■ | ■ | ■ | | ■ | | |
| | 脳病変による運動機能 上肢 | ■ | ■ | | | | | |
| | 脳病変による運動機能 移動 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| | 上肢 | ■ | ■ | | | | | |
| | 視覚 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 聴覚 | | ■ | ■ | | | | |
| | 音声・言語 | | | ■ | | | | |
| | 平衡 | | | ■ | | ■ | | |
| | 心臓 | ■ | | ■ | ■ | | | |
| | じん臓 | ■ | | ■ | ■ | | | |
| | 呼吸器 | ■ | | ■ | ■ | | | |
| | 膀胱又は直腸 | ■ | | ■ | ■ | | | |
| | 小腸 | ■ | | ■ | ■ | | | |
| | 免疫 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| | 肝臓 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |

| | 障がい ＼ 等級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 戦傷病者手帳 | 視覚 | 特別項症から第4項症まで | | | | | |
| | 聴覚 | | | | | | |
| | 上肢 | 特別項症から第3項症まで | | | | | |
| | 下肢 | 特別項症から第6項症まで、第1款症（旧7項症）から第3款症（旧2款症）まで | | | | | |
| | 体幹 | | | | | | |
| | その他 | 特別項症から第4項症まで | | | | | |
| 療育手帳 | 知的障がい | 療育手帳の交付を受けている方で、療育手帳に記載されている障がいの程度がA1、A2である方 | | | | | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 精神障がい | ■ | | | | | |

### 3　福祉的構造を有する自動車の減免

障がい者の方の利用に供するものと認められる福祉的構造を有する自動車についての減免です。

| 減免の対象となる自動車 | | 減　免　額 |
|---|---|---|
| 構造が身体障がい者等の利用に供するものと認められる自動車 | 自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」又は「入浴車」と表示されている自動車（8ナンバーのもの） | 全額免除 |
| | 自動車検査証の車体の形状欄に「患者輸送車」と表示されている自動車（8ナンバーのもの）で、障がい者の方の利用（輸送）にもっぱら使用するもの | |

**減免申請に必要な書類等**

①減免申請書　　②自動車検査証

患者輸送車の場合は次の書類も必要です
③自動車の写真（自動車登録番号が確認できるもの）
④運行実績報告書（運行実績がない場合は運行計画書）
⑤身体障がい者等の利用に供する旨の事実を証する書面など

### ４ 窓口

自動車税管理事務所又は県税事務所（97 ページ参照）

### ５ 申請期限

新たに取得する自動車について減免を受けられる方は、登録の日から１か月以内に申請してください。

すでに所有している自動車について減免を受けられる方は、納期限(通常は５月 31 日)までに申請してください。

なお、上記の申請期限後に申請のあった場合、１及び２の減免については、申請の日の翌月分以降の自動車税が月割で減免されます。また、３の減免については翌年度分から減免されます。

# 11　公共料金の割引

## ■1　NHK 放送受信料の免除

身 知
身 知
精

**内　　容**　次に該当する場合、受信料が全額または半額免除になります。

| | 対象 | 免除要件 |
|---|---|---|
| 全額免除 | 身体障がい者 | 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 |
| | 知的障がい者 | 所得税法または地方税法に規定する障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 |
| | 精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合 |
| | 社会福祉施設等入所者 | 社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合 |
| 半額免除 | 視覚・聴覚障がい者 | 視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者である場合 |
| | 重度の身体障がい者 | 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の知的障がい者 | 所得税法または地方税法に規定する特別障がい者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合 |
| | 重度の精神障がい者 | 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度(１級)の方が、世帯主で受信契約者の場合 |

※NHK が免除申請書を受理した月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。

**U　R　L**　https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html

**お問い合わせ窓口**　NHK ふれあいセンター
電話:0570-077-077
受付時間:午前９時～午後６時（土・日・祝も受付）
※IP 電話等のお客様で上記の電話番号がご利用になれない場合
050-3786-5003

**手　　続**　お住まいの市町村の障害福祉担当課の案内にしたがってください。
※住所や契約者氏名の変更が生じた際は、NHK までご連絡ください。

## ■2　水道料金

身 知
身 知
精

### 水道料金の減免

**内　　容**　県営水道を利用している次の世帯は、「口径 25 ミリメートル以下の基本料金と１か月あたりの使用水量８立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額」を加えた額を減額します。
※お住いの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL 又は右の二次元コードをご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住いの水道事業者へお問合せください。
（水道営業所一覧）
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/eigyousyo.html

## 11 公共料金の割引

| 減免対象世帯 | 手続きに必要な書類 |
|---|---|
| ① 児童扶養手当を受給している方がいる世帯<br>※ 児童手当とは異なりますので、ご注意ください。 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>児童扶養手当証書 |
| ② 特別児童扶養手当を受給している方がいる世帯<br>※ 児童手当とは異なりますので、ご注意ください。 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>特別児童扶養手当受給証明書 |
| ③ 重度の知的障がい（療育手帳のＡ１又はＡ２程度）と判定されている方がいる世帯 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>療育手帳 |
| ④ 身体障害者手帳をお持ちで障害等級が１級又は２級の方がいる世帯 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>身体障害者手帳 |
| ⑤ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が１級の方がいる世帯 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>精神障害者保健福祉手帳 |
| ⑥ 次の２つ以上に該当する方がいる世帯<br>※ 同一の方が２つ以上の障害を有する場合のみ<br>○ 身体障害者手帳の等級が３級の方<br>○ 中程度の知的障がい（療育手帳のＢ１又はＢ２程度）と判定された方<br>○ 精神障害者保健福祉手帳の等級が２級の方 | お客様番号がわかるもの（上下水道使用量のお知らせ等）<br>身体障害者手帳<br>療育手帳<br>精神障害者保健福祉手帳 |

※減免対象の方、または減免対象の方と同居している世帯が対象となります。

**窓　　口**　県水道営業所（申請は窓口のほか、電子や郵送でも可能です）

**手　　続**　詳しくは、下記 URL 又は右の二次元コードから、減免制度に関する県営水道のホームページをご覧いただくか、県水道営業所へお問合せください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html

## 点字版での「上下水道使用量のお知らせ」

**内　　容**　県営水道では、視覚障がいのある方でご希望の方に点字版の「上下水道使用量のお知らせ」をお届けしています。

※お住いの地域によって水道事業者は異なります。県営水道の給水区域については下記 URL 又は右下の二次元コードをご参照ください。県営水道の給水区域外の方はお住いの水道事業者へお問合せください。

（水道営業所一覧）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/keneisuidousyoukai/eigyousyo.html

**窓　　口**　県水道営業所

**手　　続**　点字版によるお知らせを希望される方は、所管の水道営業所までお申し込みください。

## ■3　ふれあい案内

**内　容**

目・耳・言葉・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します（ご利用には事前に登録が必要です)。

〔対象者〕

①身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方

・視覚障がい　１～６級

・肢体不自由　体幹・上肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい　１、２級

・聴覚障がい　　２～６級（１級、５級はなし）

・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい　３、４級（１級、２級はなし）

②戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

・視力の障がい　　特別項症～第６項症

・上肢の障がい　　特別項症～第２項症

・聴覚障がい　　第２項症、第４項症

・音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい　　第１項症、第２項症、第４項症

③療育手帳をお持ちの方(愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります)

④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔ご利用方法〕

104 番をご利用される際は、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号と暗証番号をオペレーターに告げてください。オペレーターはお申し出内容を確のうえ、無料でご案内します。公衆電話からも同様です。

※ふれあい案内のご登録方法などは、以下のフリーダイヤルへお問い合わせください。

**お申し込み・お問合せ先**

NTT 東日本ふれあい案内事務局

電話によるお問い合わせ　フリーダイヤル　0120-104174

FAX によるお問い合わせ　フリーダイヤル　0120-104134

## ■4 福祉電話

**内　　容** 対象の方は次のとおり福祉用料金で利用できます。

| 福祉用電話機器の名称 | | | 機能の概要 | 料金(月額) | | 福祉用料金対象者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 福祉用 | 一般用 | |
| シルバーホン(あんしんSVI) | | | 緊急ボタンの操作により、特定の加入電話の契約者回線等を自動的に呼び出し、あらかじめ録音しているメッセージを送出する機能を有する機器です。 | 180円（税抜） | 480円（税抜） | 1 65歳以上の老人で次に該当する方<br>(1)ひとり暮らしの方<br>(2)心身障害者、寝たきりの配偶者または未成年者のみと生計を共にする方<br><br>2 身体障害者手帳の交付を受けている方 |
| | 付加装置 | リモートスイッチ無線方式によるもの | あんしんSから離れたところにいても、無線式のペンダントのボタンを押すだけで緊急通報できます。 | 200円（税抜） | 400円（税抜） | |
| | 付加装置 | リモートスイッチ有線方式によるもの | あんしんSから離れたところにいても、有線式のスイッチのボタンを押すだけで緊急通報できます。 | 50円（税抜） | 100円（税抜） | |
| シルバーホン（ふれあいSⅡ） | | | 重度の肢体不自由者がダイヤル操作等を容易に行うことができる機能を有する電話機です。 | 550円（非課税） | 1100円（非課税） | |
| | 付加装置 | リモートスイッチ | 手を使わなくても、足等でペダルを操作するだけで、ダイヤルすることができます。 | 100円（非課税） | 250円（非課税） | |
| | 付加装置 | 呼気スイッチ | 手を使わなくても、息を吹きかけるだけでダイヤルすることができます。 | 200円（非課税） | 400円（非課税） | |
| シルバーホン（ひびきSⅢ） | | | 骨伝導による受話及びその音量、音質を調節する機能を有する電話機です。 | 680円（非課税） | － | |
| 送受話器（めいりょう） | | | 通常の電話機の送受話器の受話音量を約18倍の受話音量まで調節ができる機能を有する機器です。 | 100円（税抜） | 170円（税抜） | |

**※ふれあい、ひびきは非課税対象機器**

**窓　　口** 問い合わせは局番なしの 116 へご連絡ください。

## ■5 点字郵便物(第四種郵便物)

**内　　容**　点字のみを掲げたものを内容とする郵便物は、無料で送ることができます。ただし、速達や書留等の特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみ有料となります。

大きさ：最大長さ 60cm、かつ、長さ、幅及び厚さの合計が 90cm 最小長さ 14cm、幅 9 cm、ただし円筒形の場合は長さ 14 cm、直径又は短径 3 cm
重さ： 3kg 以下
表示：表面左上部（横に長い場合は右上部）に「点字用郵便」の文字
料金：無料、ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみ有料
注意事項又は条件：点字郵便物は、開封して差し出す必要があります。

**窓　　口** 各郵便局

# 12　交通

## ■1　交通料金の割引

### JR鉄道運賃の割引

| | | |
|---|---|---|
| 身 | 知 | 精 |
| 身 | 知 | |

**内　　容**　次のとおり割引されます。

| | 乗車形態 | 本人の年齢 | 割引対象 | 割引率 |
|---|---|---|---|---|
| 第１種障がい者 | 本人が、単独で片道営業キロ100㎞を超える区間を乗車する場合 | 制限なし※ | 普通乗車券 | ５割引 |
| | 本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし） | 12歳未満 | 普通乗車券、回数乗車券、普通急行券（特別急行券を除く） | 本人、介護者とも５割引 |
| | | | 定期乗車券※1 | 介護者のみ５割引※2 |
| | | 12歳以上 | 普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く）、定期乗車券※1 | 本人、介護者とも５割引※2 |
| 第２種障がい者 | 本人が、単独で片道営業キロ100㎞を超える区間を乗車する場合 | 制限なし | 普通乗車券 | ５割引※2 |
| | 本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし） | 12歳未満 | 定期乗車券※1 | 介護者のみ５割引※2 |

※１　介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

※２　小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。

**利用できる方**　旅客鉄道株式会社（等）旅客運賃減額欄に第１種または第２種の記載がある身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳をお持ちの方

**窓　　口**　詳しくは、ＪＲの駅窓口へお問い合わせください

**利 用 方 法**　(切符の場合)

発売窓口に手帳を提示して切符を購入してください。なお、12歳以上の第１種手帳所持者が大人の介護者とともに片道の営業キロ100kmまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示してご利用することも可能です。

※本人と介護者が利用する場合には、同一区間の切符を購入してください。

(Suicaなどの ICカードの場合)

障がい者割引の適用条件を満たして ICカードで乗車される場合、1円単位の IC運賃が適用されます。ICカードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳を提示してください。

※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。

※本人と介護者両者が各々の ICカードをご利用してください。

※JR東日本管轄区間内のみでの取扱となります。

※列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

(障がい者用 Suicaについて)

Suicaエリア内の JR東日本のみどりの窓口および話せる指定席券売機で障がい者用 Suicaを発売しています。詳しくは同社のホームページまたは駅窓口へお問合せください。

## その他鉄道運賃の割引




**内　　容**　ＪＲ運賃にほぼ準じた取扱いがなされています。

**利用できる方**　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
※令和７年４月１日から、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も対象となった事業者があります。詳細は、各鉄道会社のホームページ等をご確認ください。

**窓　　口**　各駅の乗車券販売窓口

**手続き等**　会社により内容や取扱いが若干異なりますので、詳しくは各窓口でお問い合わせください。

## 航空運賃の割引

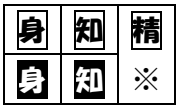



**内　　容**　運賃が割引になります。割引運賃額は事業者又は路線等によって異なりますので、各航空会社の営業所及び代理店等にお問い合わせください。

**利用できる方**
○ 満 12 歳以上の第１種身体障がい者、知的障がい者及び介護者（１名）
○ 満 12 歳以上の第２種身体障がい者、知的障がい者
○ 満 12 歳以上の精神障がい者及び介護者（１名）

**手続き等**　航空券販売窓口に、身体障がい児者であれば「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第１種もしくは第２種と記入されている手帳を、精神障がい児者であれば精神保健福祉手帳を提示してください。(知的障がい児者については、事前に各福祉事務所、各町村障害福祉担当課及び各保健福祉事務所で証明を受ける必要があります)

## バス運賃の割引




**内　　容**　次のとおり割引されます。

| 割引乗車券種類 | | 割引率 | |
|---|---|---|---|
| | | 本人 | 介護者 |
| 普通乗車券 | 単独用 | ５割 | |
| | 介護付用 | ５割 | ５割 |
| 定期乗車券 | 単独用 | ３割 | |
| | 介護付用 | ３割 | ３割 |

**利用できる方**　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

**窓　　口**　定期については各交通機関窓口

**手　　続**
○ 運賃割引証の提示（運賃割引証は、市福祉事務所、町村障害福祉担当課で交付します。）
○ 手帳の提示
※一部のバス会社では、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引の対象としています。詳細は、各バス会社のホームページ等をご確認ください。

## タクシー運賃の割引




**内　　容**　障がい者が乗車した区間について、タクシー運賃が１割引になります。
ただし、割引を重複して適用する場合については、事業者により内容や取扱いが異なりますので、詳しくは各事業者にお問い合わせください。

**利用できる方**　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ほか

**手　　続**　手帳の提示（上記手帳に貼付されている写真により本人確認を実施します）

## フェリー等運賃の割引




**内　　容**　障がい者及び介護者の運賃が概ね５割引になります。ただし、フェリー会社により割引範囲等が異なりますので、詳しくは各フェリー会社にお問い合わせください。

## ■2　有料道路通行料金の割引



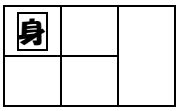

**内　　容**　有料道路の通常料金が約５割引になります。

**対象となる方**　① 障がい者ご本人が運転される場合：身体障害者手帳の交付を受けている全ての方
② 障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗される場合：第１種の身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方

**対象となる自動車**　障がい者１人につき１台、自家用車で個人名義のもの。自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前の手続きをされていない場合は新たに手続きをした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象になります。要件の詳細については市福祉事務所又は町村障害福祉担当課にお問い合わせください。

**手　　続**　○ 市福祉事務所又は町村障害福祉担当課で事前の手続きが必要です。
○ ＥＴＣを利用する場合にはＥＴＣカードとＥＴＣ車載器の登録が必要です。
○ ＥＴＣ無線通行以外でご利用の場合は、必ず料金所係員に手帳を呈示して下さい。
○ 割引有効期間は最長２年間です。（更新可）

## ■3　自動車運転免許取得のための安全運転相談




**内　　容**　身体障がい者の方が自動車運転免許を取得するにあたり、様々な相談に応じています。自動車教習所で運転訓練を受ける場合、事前に運転免許センターでの安全運転相談が必要な場合があります。（費用は無料、身体障害者手帳をお持ちください。）

**日　　時**　○ 月～金（祝日除く）　9:30～11:00、14:00～16:00
○ 毎月第３日曜日　　8:30～11:30、13:00～16:00

**窓　　口**　神奈川県警察運転免許センター安全運転相談相談室

**所 在 地**　〒241－0815
横浜市旭区中尾１－１－１
電話　　#8080（シャープハレバレ）月～金（祝日を除く）8:30～17:00

## 12 交通

（参考）身体障がい者の方に自動車教習に配慮のある教習所（指定自動車教習所）

| | | |
|---|---|---|
| ※1肢体不自由 | **旋　　回** | 旋回装置付きの教習車 |
| | **左　　A** | アクセルペダルが左足で操作できる教習車 |
| | **手　　動** | アクセル、ブレーキが手動式の教習車 |
| | **持　込　み** | 改造車の持込み教習可 |
| | **持込み相談** | 改造車の持込み教習の相談に応じられる |
| ※2聴覚障がい | **手 話 教 習** | 手話による教習可 |
| | **教 習 可 能** | 筆談、身振りなどによる教習可 |

| 番号 | 教習所の名称 | 電話番号 | 所在地 | 肢体不自由 ※1 | | | | | 聴覚障害 ※2 | | 備考 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 旋回 | 左アクセル | 手動 | 持ち込み | 持ち込み相談 | 手話教習 | 教習可能 | トイレ | スロープ | エレベーター |
| 1 | 新鶴見ドライビングスクール | 045-576-1455 | 横浜市鶴見区上末吉 2-7-1 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 2 | 神奈川ドライビングスクール | 045-261-1141 | 横浜市南区中村町 5-312 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 3 | 久里浜中央自動車学校 | 046-835-3111 | 横須賀市久里浜5-13-1 | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ |
| 4 | 都南自動車教習所 | 046-253-5151 | 座間市緑ケ丘 4-20-1 | ○ | | | | | | | ○ | ○ | |
| 5 | 京急茅ケ崎自動車学校 | 0467-52-7106 | 茅ケ崎市本村 3-8-54 | | | | | ○ | | ○ | ○ | | |
| 6 | 菊名ドライビングスクール | 045-402-1111 | 横浜市港北区菊名 7-6-27 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | ○ |
| 7 | 小田原ドライビングスクール | 0465-36-1215 | 小田原市蓮正寺 540-2 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 8 | 南横浜自動車学校 | 045-785-0001 | 横浜市金沢区福浦 3-11-1 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 9 | 湘南鴨宮自動車学校 | 0465-47-2147 | 小田原市南鴨宮 2-32-4 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 10 | 海老名ドライバーズスクール | 046-231-1627 | 海老名市大谷南 1-9-1 | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 11 | KANTOモータースクール溝ノ口校 | 044-866-1909 | 川崎市高津区末長 1,271-1 | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 12 | 飛鳥ドライビングカレッジ川崎 | 044-244-5266 | 川崎市川崎区下並木 97 | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 13 | 松田自動車学校 | 0465-83-5511 | 足柄上郡開成町吉田島 4,295 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 14 | 鎌倉自動車学校 | 045-851-5177 | 横浜市栄区笠間 1-11-20 | | | | | ○ | | ○ | | | |
| 15 | 相模中央自動車学校 | 042-752-3441 | 相模原市中央区東淵野辺1－7－1 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 橋本自動車学校 | 042-772-4295 | 相模原市緑区橋本台1-14－25 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 17 | 横須賀ドライビングスクール | 046-836-8000 | 横須賀市舟倉 1-16-1 | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| 18 | 日吉自動車学校 | 045-563-3331 | 横浜市港北区日吉 6-13-3 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 横浜自動車学校 | 045-881-8021 | 横浜市戸塚区上倉田町 230 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | |
| 20 | 伊勢原自動車学校 | 0463-95-2130 | 伊勢原市西富岡 540 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 21 | 京急上大岡自動車学校 | 045-842-8241 | 横浜市港南区港南 2-12-1 | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| 22 | 青葉自動車学校 | 045-973-3114 | 横浜市青葉区藤が丘 1-23-14 | ○ | | | | | | ○ | | | ○ |
| 23 | 荒井自動車学校花水校 | 0463-31-1461 | 平塚市長持 310 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | 湘南平塚モータースクール | 0463-21-0852 | 平塚市代官町 36-40 | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| 25 | 鴨居自動車学校 | 045-931-5388 | 横浜市緑区鴨居 1-5-1 | ○ | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 26 | コヤマドライビングスクール横浜 | 045-531-6461 | 横浜市港北区大曽根 2-48-13 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 27 | 湘南センチュリーモータースクール | 0466-29-2030 | 藤沢市小塚16－1 | | | | | | | ○ | | | |
| 28 | 相模湖自動車教習所 | 0426-87-2321 | 相模原市緑区日連 1,608 | | | | | | | ○ | | | |
| 29 | KANTOモータースクール横浜西口校 | 045-311-3041 | 横浜市西区南軽井沢 62-1 | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 30 | KANTOモータースクール川崎校 | 044-222-2611 | 川崎市川崎区駅前本町 25-4 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 31 | 鶴ケ峰自動車学校 | 045-953-2003 | 横浜市旭区上白根 1-6-1 | ○ | ○ | | | | | ○ | | | |
| 32 | 藤沢高等自動車学校 | 0466-45-7171 | 藤沢市土棚 800 | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 33 | 向ケ丘自動車学校 | 044-977-6591 | 川崎市宮前区菅生 4-6-1 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 34 | 大和自動車学校 | 046-262-1212 | 大和市深見西 4-3-29 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 35 | 湘南台自動車学校 | 0466-87-5011 | 藤沢市石川 6-18-1 | | | | | | | ○ | | | |
| 36 | 三共自動車学校 | 0466-81-3710 | 藤沢市本藤沢 1-11-23 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 37 | 厚木中央自動車学校 | 046-241-8310 | 厚木市及川 1,280 | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 38 | セパルライディングスクール橋本 | 042-771-8560 | 相模原市緑区西橋本3－11－24 | | | | | | | ○ | | | |
| 39 | 秦野自動車教習所 | 0463-85-3090 | 秦野市曽屋 1021-2 | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| | 39校 | | | 28 | 7 | 4 | 3 | 8 | 1 | 37 | 22 | 14 | 9 |

## ■4　駐車禁止の規制対象からの除外

身 知
身 知
精

**内　　容**　駐車禁止除外指定車標章は、交付を受けた障がいのある方が現に乗車している車両に標章を掲示した場合に、駐車禁止の規制対象から除外されます。

**交付を受けられる方**　○　身体障害者手帳の交付を受けており、次表に該当する障がいを有する方。

| 障がい ＼ 区分 | | 該当する障がい程度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 視覚障がい | | ■ | ■ | ■ | ■（４級の１まで） | | |
| 聴覚障がい | | | ■ | ■ | ■ | | |
| 平衡機能障がい | | | | ■ | ■ | | |
| 上肢不自由 | | ■ | ■ | ■（２級の２まで） | | | |
| 下肢不自由 | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 体幹不自由 | | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | ■ | ■ | 一上肢にのみ運動機能障がいがある場合を除く | | | |
| | 移動機能 | ■ | ■ | | | | |
| 心臓機能障がい<br>じん臓機能障がい<br>呼吸器機能障がい<br>ぼうこう又は直腸の機能障がい<br>小腸機能障がい | | ■ | | ■ | | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | | ■ | ■ | ■ | | | |
| 肝臓機能障がい | | ■ | ■ | ■ | | | |

○　戦傷病者手帳の交付を受けている方で、重度障害の程度に該当する障害を有する方。
○　療育手帳の交付を受けている方で、重度の障がい（Ａ１、Ａ２）を有する方。
○　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、１級の障がいを有し、精神通院医療に係る自立支援医療の給付を受けている方。
○　小児慢性特定疾病児童手帳等、色素性乾皮症の認定を受けている方

**窓口・手続**　駐車禁止除外指定車標章の申請は、交付を受ける方の住所地を管轄する警察署で手続を行います。手続方法などについては、事前にお問い合わせください。

**そ　の　他**　詳細については、神奈川県警察ホームページ「駐車禁止除外・駐車許可申請手続きについて」を参照下さい。
https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki.kotsukannkei/mesf4051.html

## ■5　障害者等用駐車区画利用証の交付（パーキング・パーミット制度）

身 知
身 知
精
難

**内　　容**　歩行が困難な方や移動に配慮が必要な方のために設けられた障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

**交付を受けられる方**　○　身体障害者手帳の交付を受けており、次表に該当する障がいを有する方。

| 障がい ＼ 区分 | 該当する障がい程度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 視覚障がい | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 聴覚障がい | | ■ | ■ | | | |
| 平衡機能障がい | | | ■ | | ■ | |
| 上肢不自由 | ■ | ■ | | | | |
| 下肢不自由 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 体幹不自由 | ■ | ■ | ■ | | ■ | |

| 障がい ＼ 区分 | | 該当する障がい程度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | ■ | ■ | | | | |
| | 移動機能 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 心臓機能障がい<br>じん臓機能障がい<br>呼吸器機能障がい<br>ぼうこう又は直腸の機能障がい<br>小腸機能障がい | | ■ | | ■ | ■ | | |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい | | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 肝臓機能障がい | | ■ | ■ | ■ | ■ | | |

○　療育手帳の交付を受けている方で、重度の障がい（Ａ１、Ａ２）を有する方。
○　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、１級の障がいを有する方。
○　特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。
※　上記の要件に該当しない場合であっても、医師の診断書等により移動に配慮が必要と認められる場合には利用証の交付を受けることができます。

**申請方法等**　障害者等用駐車区画利用証の申請方法等は、次のとおりです。

(1)県に申請する場合

電子申請（e-kanagawa）又は郵送により受け付けます。

・電子申請

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempString=parkingpermit

・郵送

郵便番号 231-8588　(住所記載不要)
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ

(2)制度実施市町村に申請する場合

次の制度実施市町村にお住まいの方は、各市町村の定める方法により申請を受け付けます。

【制度実施市町村】(令和７年 10 月時点)

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、大井町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

**問合せ先**　神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課調整グループ
TEL　(045) 210－4748
FAX　(045) 210－8874

**その他**　詳細については、神奈川県ホームページ「かながわ障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度)」を参照下さい。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

## ■6　自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料支給

**内容**　介護料は、自動車事故を原因として、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に支給されています。

**申請できる方**　支給対象となる方が次に該当する場合に申請できます。なお、「常時または随時の介護が必要な状態」は、自賠責保険等による「後遺障害等級認定通知書」または所定の書式による診断書にて審査されます。

（対象となる後遺障がい等級）

| 種　別 | 平成 14 年 4 月 1 日以降の事故 | 平成 14 年 3 月 31 日以前の事故 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 常時介護 | 自賠法施行令別表第1の等級が「第1級1号」または「第1級2号」 | 旧自賠法施行令別表の等級が「第1級3号」または「第1級4号」 |
| 随時介護 | 自賠法施行令別表第1の等級が「第2級1号」または「第2級2号」 | 旧自賠法施行令別表の等級が「第2級3号」または「第2級4号」 |

※　「自賠法」とは「自動車損害賠償保障法」のこと。

【支給の制限】

1. 施設

次の施設に入所している場合、介護料は支給できません。

① 自動車事故対策機構が設置し、運営する療護施設
② 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護又は生活介護を受けて入所している障害者支援施設
③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく医療型障害児入所施設及び指定医療機関
④ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム
⑤ 労働者災害補償保険法に基づく労災特別介護施設
⑥ 後遺障がいが存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、家族等による介護を要しない施設
⑦ 病院又は診療所（家族介護の事実があった場合を除く）

2. 介護料に相当する給付

次の介護料に相当する給付を受けている場合、介護料は支給できません。

① 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による介護補償給付又は介護給付
② 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付又は予防給付
③ 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定による介護補償
④ 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による介護補償
⑤ 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第7条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第8条の規定による介護料
⑥ 消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
⑦ 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
⑧ 水防法（昭和24年法律第193号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）
⑨ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る）
⑩ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定による介護補償
⑪ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による介護給付
⑫ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）の規定による介護給付
⑬ 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）の規定による介護給付

**支 給 金 額**　○ 介護料：月額（その月の介護に要した費用の負担額が、上限額の範囲内で支給額となります。当該額が下限額に満たない場合は、一律定額として下限額が支給されます。

| 支 給 対 象 | 支 給 額 |
|---|---|
| ①常時の介護が必要な方のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が、「最重度」であると認められた方 | 99,810 円～226,330 円 |
| ②①以外で常時の介護が必要な方 | 85,390 円～177,950 円 |
| ③随時の介護が必要な方 | 42,700 円～ 88,980 円 |

○ 短期入院（入所）費用の助成
１回あたりの入院（入所）の期間が２日以上 14 日以内（リハビリ目的の場合、２日以上、30 日以内）の場合に限り、下記の①②費用について、年間 45 日かつ 45 万円以内の範囲内で介護料とは別に助成します。
① 入退院（所）時における患者移送費、ヘルパー等費用として全額自己負担した額
② 室料差額及び食事負担金として全額自己負担した額
（１日あたりに換算して１万円が上限）

**支 給 期 間**　申請受付のあった日の属する月から、支給すべき事由がなくなった日の属する月まで

**支 払 期 月**　毎年３月、６月、９月及び 12 月の４回（前３ヶ月分をまとめて支給）

**問合先及び申請先**　独立行政法人自動車事故対策機構　神奈川支所
〒222－0033 横浜市港北区新横浜１－２－１　新横浜ファーストビル８Ｆ
TEL（045）471－7401　　FAX（045）471－7405

## 生活資金貸付け

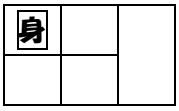
**利 用 できる方**　自動車事故が原因で重度の後遺障がいが残った方の義務教育終了前までの子で、本人またはその保護者の生活状況が次のいずれか１つにあてはまる方
○ 生活保護を受けている。
○ 生活保護を必要とする状態である。
○ 所得税を納めることを要しない。
○ 市区町村民税を納めることを要しない。
○ 市区町村民税の均等割だけを納めている。
○ 国民年金の保険料を免除されている。
○ 児童扶養手当の支給を受けている。
○ 生活福祉資金の貸付けを受けている。
○ 市区町村教育委員会から就学援助を受けている。
（注）同一家庭の中学校卒業前のお子様は、何人でも利用できます。
自動車事故は、発生の時期や責任の有無に関係ありません。

**内　　容**
貸付期間：　貸付が決定した月から中学校卒業の月まで
貸付金額：　はじめに一時金として 155,000 円、貸付期間中に毎月 20,000 円、希望により小学校及び中学校入学時に入学支度金として 44,000 円
利　　子：　無利子
返還期間：　貸付期間終了後から６ヶ月または１年の据置期間経過後 20 年以内
返還方法：　月賦又は月賦・半年賦併用による均等払い
返還猶予：　中学校卒業後に高等学校、大学などに進学されたときは、その卒業までの期間について返還を猶予できます。

**問合先及び申請先**　独立行政法人自動車事故対策機構　神奈川支所
〒222－0033　横浜市港北区新横浜１－２－１　新横浜ファーストビル８Ｆ
TEL（045）471－7401　FAX（045）471－7405

# 13　選挙

## ■1　投票




**内　　容**　① 郵便等による不在者投票

ある一定の障がいのある方は、市区町村選挙管理委員会からあらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵便等による不在者投票ができます。

| 障がい ＼ 手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 両下肢 | ■ | ■ | | | | |
| 体幹 | ■ | ■ | | | | |
| 移動機能 | ■ | ■ | | | | |
| 心臓 | ■ | | ■ | | | |
| じん臓 | ■ | | ■ | | | |
| 呼吸器 | ■ | | ■ | | | |
| ぼうこう | ■ | | ■ | | | |
| 直腸 | ■ | | ■ | | | |
| 小腸 | ■ | | ■ | | | |
| 免疫 | ■ | ■ | ■ | | | |
| 肝臓 | ■ | ■ | ■ | | | |

② 代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方のうち、身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が１級である者として記載されている方は、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出た者（代理記載人）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

**窓　　口**　市区町村選挙管理委員会

**手　　続**　手続を開始するに当たりましては、必ず市区町村選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

なお、手続の概要は、それぞれ以下のとおりです。

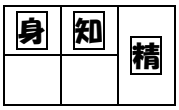
① 身体障害者手帳等を添付の上、市区町村選挙管理委員会に交付申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

② 市区町村選挙管理委員会で郵便等投票証明書に代理記載制度による投票ができる選挙人である旨の記載を受けるとともに、代理記載人となるべき人を１人届け出てください。

# 14　就労

## ■1　職業相談(一般就労相談)

### 公共職業安定所(ハローワーク)




**内　　容**　ハローワークでは、就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員が、お仕事探しの相談から就職後の支援まで、一貫したサービスを行います。

**利用できる方**　就職を希望する、身体障がい者・知的障がい者・症状が安定し就労が可能な状態にある精神障がい者及び手帳等のない障がい者の方

**相談の内容**　○ 職業の紹介、職業相談、職業指導
○ 失業給付や雇用支援制度の取扱い
○ 雇用に関する関係機関との連携・情報提供

**窓　　口**　公共職業安定所　95 ページ参照

### 地域就労援助センター等




**内　　容**　働くことを希望する障がいのある方に対して、就労に関する相談、就労へ向けた指導・訓練等を行っています。
なお、政令市の設置するセンターにおいては、支援内容、利用できる方が異なる場合もあります。

**利用できる方**　県内に居住する障がい者等

**窓　　口**　下記各センターにご相談下さい。

| | |
|---|---|
| 横浜東部就労支援センター | 〒221-0045　横浜市神奈川区神奈川 2-14-17　加瀬ビル３階<br>TEL(045)450-5181　FAX(045)450-5185 |
| 横浜南部就労支援センター | 〒235-0032 横浜市磯子区新杉田町 8-8　ハマシップモール４階<br>TEL(045)775-1566　FAX(045)349-3740 |
| 横浜北部就労支援センター | 〒226-0019　横浜市緑区中山 1-6-1　ミヨシズ・シードビル 405<br>TEL(045)937-3384　FAX(045)937-2778 |
| 横浜西部就労支援センター | 〒241-0835　横浜市旭区柏町 36-15　柏ハーモニビル 202<br>TEL(045)390-3119　FAX(045)390-3129 |
| 横浜戸塚就労支援センター | 〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町 4111 吉原ビル 2 階<br>TEL(045)869-2323　FAX(045)865-3172 |
| 横浜中部就労支援センター | 〒220-0023　横浜市西区平沼 1-38-3　横浜エムエスビル 4F<br>TEL(045)350-2044　FAX(045)350-2644 |
| 横浜市精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」 | 〒222-0035　横浜市港北区鳥山町 1735 横浜市総合保健医療センター1階<br>TEL(045)475-0142　FAX(045)475-0106 |
| 横浜上大岡就労支援センター | 〒233-0002　横浜市港南区上大岡西 1-19-20 ワットビル 104<br>TEL(045)844-4402　FAX(045)844-4403 |
| 横浜日吉就労支援センター | 〒223-0051　横浜市港北区箕輪町 2-2-2　ケイケイビル 2F<br>TEL(045)560-1801　FAX(045)-560-1808 |
| 川崎南部就労援助センター | 〒210-0024　川崎市川崎区日進町 5-1　川崎市複合福祉センターふくふく 3 階<br>TEL(044)201-8663　FAX(044)201-8668 |

## 14 就労

| | |
|---|---|
| 中部就労援助センター | 〒211-0063　川崎市中原区小杉町 3-264-3　富士通ﾕﾆｵﾝﾋﾞﾙ 3 階<br>TEL(044)739-1294　FAX(044)739-1295 |
| 百合丘就労援助センター | 〒215-0011　川崎市麻生区百合丘 2-8-2　川崎市北部リハビリテーションセンター3 階<br>ＴＥＬ（０４４）２８１－３９８５　　ＦＡＸ（０４４）２８１－３９８７ |
| 相模原就労援助センター | 〒252-0223　相模原市中央区松が丘 1-23-1<br>TEL(042)758-2121　FAX(042)758-7070 |
| 障がい者就業・生活支援センターサンシティ | 〒254-0041　平塚市浅間町 2-20<br>TEL(0463)37-1622　FAX(0463)37-1633 |
| 湘南地域就労援助センター | 〒251-0041　藤沢市辻堂神台 1-3-39　タカギビル 4 階<br>TEL(0466)30-1077　FAX(0466)34-5411 |
| よこすか就労援助センター | 〒238-0041　横須賀市本町 2-1　横須賀市立総合福祉会館 4 階<br>TEL(046)820-1933　FAX(046)820-1934 |
| 県央地域就労援助センター ぽむ | 〒243-0401　海老名市東柏ケ谷 3-5-1 ウェルストーン相模野 103<br>TEL(046)232-2444　FAX(046)232-2445 |
| 障害者支援センター　ぽけっと | 〒250-0851　小田原市曽比 1786-1　オークプラザ２<br>TEL(0465)39-2007　FAX(0465)36-0030 |

## 障害者就業・生活支援センター

身 知
身 知
精

**内　　容**　企業等での就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

**利用できる方**　就職を希望されている障がいのある方、あるいは在職中の障がいのある方

**所　在　地**　横浜市障害者就業・生活支援センター　スタート
〒244－0003　横浜市戸塚区戸塚町 4111　吉原ビル２階
TEL（０４５）８６９－２３２３　FAX（０４５）８６５－３１７２
川崎障害者就業・生活支援センター
〒211－0063　川崎市中原区小杉町３－264－３　富士通ﾕﾆｵﾝﾋﾞﾙ３階
TEL（０４４）７３９－１２９４　FAX（０４４）７３９－１２９５
相模原障害者就業・生活支援センター
〒252－0223　相模原市中央区松が丘１－23－１
TEL（０４２）７５８－２１２１　FAX（０４２）７５８－７０７０
障がい者就業・生活支援センター　サンシティ
〒254－0041　平塚市浅間町２－20
TEL（０４６３）３７－１６２２　FAX（０４６３）３７－１６３３
湘南障害者就業・生活支援センター
〒251－0041　藤沢市辻堂神台１－３－39　タカギビル４階
TEL（０４６６）３０－１０７７　FAX（０４６６）３４－５４１１
よこすか障害者就業・生活支援センター
〒238－0041　横須賀市本町２－１　横須賀市立総合福祉会館４階
TEL（０４６）８２０－１９３３　FAX（０４６）８２０－１９３４
障害者就業・生活支援センター　ぽむ
〒243－0401　海老名市東柏ヶ谷３－５－１　ｳｪﾙｽﾄｰﾝ相模野１０３
TEL（０４６）２３２－２４４４　FAX（０４６）２３２－２４４５
障害者支援センター　ぽけっと
〒250－0851　小田原市曽比 1786－１　オークプラザ２
TEL（０４６５）３９－２００７　FAX（０４６５）３６－００３０

## ■2　職業訓練

### 神奈川障害者職業能力開発校

| 身 | 知 | 精 |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある方が、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。

**募集の対象**　【身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方　共通】
- ・ 職業に必要な知識、技術・技能を習得し、職業に就こうという意思のある方
- ・ 集団での訓練に適応できる方
- ・ 症状が安定し、訓練が可能な状態にある方

○ 身体障がいのある方
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方

○ 知的障がいのある方
- ・ 療育手帳(公的機関で判定を受けた方も含む)の交付を受けている方

○ 精神障がいのある方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、かつ、心身の状態が安定している方、並びに統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんの診断を受けている方

（注）上記以外で、発達障がい、膠原病等のいわゆる難病、高次脳機能障がい等の障がい又は重複障がいのある方は当校へご相談ください。

**訓練コース**
○ 身体障がいのある方　期間：１年間
総合ＣＡＤ、ＩＴチャレンジ、Ｗｅｂ・ＤＴＰ制作、ビジネスサポート（視覚障がいのある方対象)、ビジネスキャリア

○ 知的障がいのある方　期間：１年間
総合実務、ビジネスキャリア

○ 精神障がいのある方　期間：６か月（※印のコースは１年間）
ビジネス実務、サービス実務、総合ＣＡＤ※、ＩＴチャレンジ※、Ｗｅｂ・ＤＴＰ制作※

**相談窓口**
○ 神奈川障害者職業能力開発校
〒252－0315　相模原市南区桜台 13－１
TEL　(042) 744－1243
FAX　(042) 740－1497
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/

○ 公共職業安定所　95 ページ参照

**入校申し込み**　○ 入校選考があります。住所地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）を通じて入校の相談・申し込みをしてください。

**費　　用**　入校検定料・入校料・授業料は無料です。ただし、教科書代・昼食代等はご本人の負担となります。

### 神奈川能力開発センター

| | 知 | |
|---|---|---|
| | | |

**内　　容**　新しく職業に就こうとする知的障がい者の方に、基礎的な技能を習得してもらうとともに、労働習慣や生活習慣を体得してもらい雇用労働者として就労できるよう訓練します。

**応募資格**　次のすべての条件を満たす方
- ・キャンパスより毎週末、帰宅ができる方
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・義務教育修了（修了見込み）以上、25 歳未満で、働いたことがない又は働いた経験が少ない方

・能力開発訓練を受け、雇用労働者として自立することを強く希望される方
・全寮制での集団生活が可能な方
・伝染性疾患のない方

**訓練の種類** 職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練の短期課程
訓練定員：60名（１年次生＝30名、２年次生＝30名）
訓練期間：２年
訓練の内容：実務作業系のカリキュラム
訓練科目：１年次　職業基礎科
２年次　総合加工技術コース・施設管理技術コース・物流販売技術コース

**相談窓口** ○　職業訓練法人神奈川能力開発センター
〒259－1101　伊勢原市日向496
ＴＥＬ　0463－96－4555
ＦＡＸ　0463－96－4593
https://www.noukai.ac.jp/
○　居住地を管轄する公共職業安定所（95ページ参照）及び市町村障がい福祉担当課（91ページ参照）

**入所申し込み** 居住地を管轄する公共職業安定所の専門援助部門へ申し込みをしてください。

**訓練費** 授業料、訓練用教材は無料です。作業服等費用は自己負担となります。

**その他費用** 訓練期間中は寮生活となります。寮生活費、交通費等は自己負担となります。

## ■3　就労選択支援

**内容** 就労または就労の継続を希望する人に、短期間の生産活動その他の活動機会を提供し、就労に関する適性、知識、意向や必要な配慮等を整理し、関係機関との連絡調整、情報提供を行います

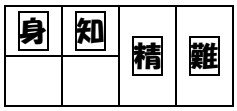
**利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓口** 市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91ページ参照）、相談支援事業所

**費用** 利用者負担があります。

**一覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■4 就労移行支援




**内容** 就労を希望する方で、一般企業等での就労が見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

**利用できる方** 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓口** 市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91ページ参照）、相談支援事業所

**費用** 利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一覧** 「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■5 就労継続支援

| 身 | 知 | 精 | 難 |
|---|---|---|---|
| | | | |

**内　　容**　一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障害福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■6 就労定着支援

**内　　容**　一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

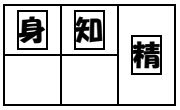
**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

# 15　日中活動

## ■1　地域活動支援センター



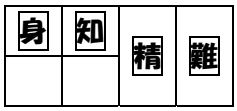

**内　　容**　障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動や、社会との交流の促進を図る活動を行うとともに、日常生活に必要なサービスの提供を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他市町村長が認めた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　(91 ページ参照)

**費　　用**　利用者負担の有無や額は、市町村によって異なります。

## ■2　自立訓練(機能訓練、生活訓練)




**内　　容**　自立した日常生活や社会生活が営めるよう、一定期間身体機能、生活能力の維持・向上のため、必要な訓練やその他必要な支援を行います。

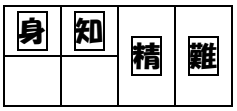
**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照)、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■3　生活介護




**内　　容**　常に介護を必要とする方に、昼間の日常生活上の支援と、創作的活動や生産的活動の機会の提供等の支援を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照)、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■4　療養介護

| 身 | 知 | 精 | 難 |
|---|---|---|---|
| | | | |

**内　　容**　医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担と食費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」
https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

# 16　社会参加

## ■1　神奈川県障害者スポーツ大会

| | | |
|---|---|---|
| 身 | 知 | 精 |
| 身 | 知 | |

**内　　容**　県内（横浜市、川崎市を除く）にお住まいの方、もしくは施設や学校等に入所・通所・通学している方で、13 歳以上の方を対象としたスポーツ大会です。

**種　　目**　ボウリング
アーチェリー
陸上競技
卓球・サウンドテーブルテニス
フライングディスク
水泳
ボッチャ

**窓　　口**　各市町村障がい福祉担当課　91 ページ参照
**問い合わせ**　（公財）神奈川県身体障害者連合会
電　話　（045）311－8736
ﾌｧｸｼﾐﾘ　（045）316－6860
神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課健康・パラスポーツ推進室
健康・パラスポーツグループ
電　話　（045）285-0796
ﾌｧｸｼﾐﾘ（045）662-5557

## ■2　神奈川県ゆうあいピック大会

| | |
|---|---|
| | 知 |
| | 知 |

**内　　容**　県内にお住まい、お勤め又は通学されている 12 歳以上の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会です。

**種　　目**　バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール

**窓　　口**　（一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住　所　〒251-0871　藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話　090－9682－0035
メール　jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ＵＲＬ　https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/

## ■3　神奈川県精神障害者スポーツ大会

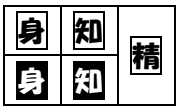
| | | |
|---|---|---|
| | | 精 |
| | | |

**内　　容**　県内にお住まい、お勤め又は通学されている 13 歳以上の精神障がい者の方を対象としたスポーツ大会です。

**種　　目**　バレーボール、ボウリング

**窓　　口**　（一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住　所　〒251-0871　藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話　090－9682－0035
メール　jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ＵＲＬ　https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/

## ■4　パラスポーツ教室




**内　　容**　障害者手帳をお持ちの方又はそれに相当する障がいがある小学生以上の方を対象に、自分の運動機能を活かしてスポーツに親しむ機会として県立スポーツセンターを活用し、定期的に開催するパラスポーツ教室です。

**種　　目**　水泳、卓球、トランポリン、ダンス、ボッチャなど１４種目。
詳細は下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　（一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住　所　〒251-0871　藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話　090－9682－0035
メール　jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ＵＲＬ　https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/

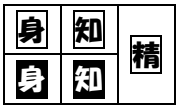
## ■5　障害者更生センター

**内　　容**　研修や保養、軽スポーツレクリエーション等のために利用できる宿泊施設です。

| 名称 | 所在地 | ＴＥＬ |
|---|---|---|
| 横浜あゆみ荘<br>（障害者研修保養センター） | 〒224－0062<br>神奈川県横浜市都筑区葛が谷２－３<br>https://www.yokohamashakyo.jp/ayumiso/（外部サイト） | (045)941-8383 |

※宿泊費用等については施設にお問い合わせください。

## ■6　神奈川県福祉バス




**内　　容**　障がい者の方が、文化・レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる車いす昇降リフト付大型バスを運行します。（１団体あたり各年度２日まで利用できます。）

**利用できる方**　利用者のうち、障がい児者が３分の１以上で 20 名～50 名までのグループ（政令市を除く）

**窓　　口**　神奈中観光株式会社　福祉バス係
〒194－0004　東京都町田市鶴間７－６－22
＜お申し込み専用＞
月～金曜日　10:00～12:00
（申込初日が休日等の場合は直後の平日）
電　話　（042）706－4990
ﾌｧｸｼﾐﾘ　（042）788－2651

既に利用が確定している方で、コースの変更・中止等緊急の場合は下記にご連絡をお願いします。
緊急連絡先（24 時間対応）
TEL（0463)51-6901　FAX（0463)51-6902
※申込みはお受けできません。

**申 込 方 法**　利用日の３か月前の同日から受付を開始しますので、電話かファックスにて申込みを行ってください。利用希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。なお、利用希望がなかった場合は、抽選日の翌日から利用希望日の 10 日前まで、先着順により利用申込を受け付けます。

## ■7　神奈川県障害者社会参加推進センター

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| 身 | 知 | 精 |

**内　　容**　障がい者の地域における自立生活と社会参加を推進するため、情報提供事業、社会参加推進事業、文化芸術祭等を実施しています。

**利用できる方**　各事業によって異なります。内容等を含め、詳細は下記所在地までお問い合わせください。

**所　在　地**　〒221－0825　横浜市神奈川区反町 3-17-2　神奈川県社会福祉センター
（公財）神奈川県身体障害者連合会内
電　話　（045）311－8736
ﾌｧｸｼﾐﾘ（045）316－6860
ＵＲＬ　http://kanagawa-kenshinren.or.jp/

## ■8　神奈川県初級パラスポーツ指導員養成講習会

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| | | 精 |

**内　　容**　障がい者の適性に応じたスポーツの指導法及び障がいについての基本的な知識を学び、地域において障がい者のスポーツ活動の指導等に携わるパラスポーツ指導員（初級）を養成する講習会です。県内にお住まい等の 18 歳以上（高校生不可）の方を対象としています。
講習会修了者は、(公財)日本パラスポーツ協会の資格認定制度における「初級パラスポーツ指導員」資格の申請が可能となります。

**開催時期･場所等**　下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　（公財）神奈川県身体障害者連合会
電　話（045）311－8736
ﾌｧｸｼﾐﾘ（045）316－6860

## ■9　神奈川県障害者スポーツサポーター養成講習会

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| | | 精 |

**内　　容**　神奈川県内で行われる障がい者スポーツの大会・イベント等にボランティアとして活動する「障害者スポーツサポーター」を養成する講習会です。県内にお住まい、お勤め又は通学されている中学生以上の方を対象としています。
講習会修了者は「神奈川県障害者スポーツサポーター」として登録します。

**開催時期･場所等**　下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　（一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住　所　〒251-0871　藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話　090－9682－0035
メール　jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ＵＲＬ　https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/

| 身 | 知 | |
|---|---|---|
| | | 精 |

## ■10　障がい者スポーツ人材マッチング

**内　　容**　日常的なスポーツ・レクリエーション活動や大会などのイベント等で、県で障がい者スポーツを支える人材として養成している「神奈川県障害者スポーツサポーター」、「初級パラスポーツ指導員」及び「かながわパラスポーツコーディネーター」を、活用することができます。

**利用方法等**　下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　（一社）神奈川県障がい者スポーツ協会
住　所　〒251-0871　藤沢市善行 7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話　090－9682－0035
メール　jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ＵＲＬ　https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/

## ■11　神奈川県障害者芸術文化活動支援センター

身 知 精
身 知

**内　　容**　障がい福祉施設への芸術家の派遣や、障がい者の芸術文化活動を支援するコーディネーターの育成のほか、障がい者やその家族、障害福祉サービス事業所等からの芸術文化活動に関する相談を受け付けています。

**利 用 方 法**　詳細は下記窓口までお問い合わせください。

**窓　　口**　神奈川県障害者芸術文化活動支援センター（(特非) ST スポット横浜）
〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸 1-11-15　横浜 ST ビル地下１階
電話　(045) 325－0410
ﾌｧｸｼﾐﾘ (045) 325－0414
ＵＲＬ　https://k-welfare.org/

## ■12　県立施設の割引

○：障がい者割引あり　－：割引なし

| | 施設名 | 所在地 | | 施設利用料 | 駐車場 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 三ツ池公園 | 横浜市 | 鶴見区三ツ池公園1－1 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 2 | かながわ県民活動サポートセンター<br>(かながわ県民センター) | 横浜市 | 神奈川区鶴屋町2丁目 24-2 | ― | ○ | ミライロID提示可 |
| 3 | スポーツ会館 | 横浜市 | 神奈川区三ツ沢西町3-1 | ○ | 無料 | |
| 4 | 青少年センター | 横浜市 | 西区紅葉ケ丘9番地の1 | ―<br>(利用目的により減免あり) | ○ | ミライロID提示可 |
| 5 | 歴史博物館 | 横浜市 | 中区南仲通5丁目 60 | ○ | 無料(障がい者スペースが2台分のみ) | ミライロID提示可<br>※令和8年9月(予定)まで工事休館中 |
| 6 | かながわ労働プラザ | 横浜市 | 中区寿町1丁目4 | ○ | ○ | |
| 7 | 保土ケ谷公園 | 横浜市 | 保土ケ谷区花見台4 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 8 | 金沢文庫 | 横浜市 | 金沢区金沢町 142 | ○ | 無料 | ミライロID提示可 |
| 9 | シンコースポーツ神奈川県 | 横浜市 | 港北区岸根町 725 | ○ | 施設なし(一般利用 | |

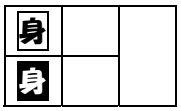
## 16 社会参加

| | 施設名 | 所在地 | | 施設利用料 | 駐車場 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 立武道館 | | | | 不可) | |
| 10 | 境川遊水地公園 | 横浜市<br>藤沢市 | 戸塚区俣野町、泉区下飯田町<br>今田 | ○ | 無料 | ミライロID提示可 |
| 11 | 四季の森公園 | 横浜市 | 緑区寺山町 291 | — | ○ | ミライロID提示可 |
| 12 | 地球市民かながわプラザ | 横浜市 | 栄区小菅ケ谷一丁目2-1 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 13 | 東高根森林公園 | 川崎市 | 宮前区神木本町二丁目10-1 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 14 | 相模湖公園 | 相模原市 | 緑区与瀬 317-1 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 15 | 相模湖漕艇場 | 相模原市 | 緑区与瀬 340 | ○ | ○ | |
| 16 | 相模原公園 | 相模原市 | 南区下溝 3277 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 17 | 観音崎公園 | 横須賀市 | 鴨居4丁目 1262 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 18 | 花菜ガーデン(神奈川県立花と緑のふれあいセンター) | 平塚市 | 寺田縄 496-1 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 19 | 近代美術館(鎌倉別館) | 鎌倉市 | 雪ノ下2-8-1 | ○ | 無料(障がい者用1台のみ。要予約) | ミライロID提示可 |
| 20 | 日比谷花壇大船フラワーセンター | 鎌倉市 | 岡本 1018 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 21 | 由比ガ浜地下駐車場 | 鎌倉市 | 由比ガ浜4丁目7－1 | | ○ | ミライロID提示可 |
| 22 | アサンテ スポーツパーク(神奈川県立スポーツセンター) | 藤沢市 | 善行7丁目1-2 | ○ | ○ | |
| 23 | 湘南海岸公園 | 藤沢市 | 鵠沼海岸1-17-3 | 無料 | ○ | ミライロID提示可<br>(緑陰広場駐車場) |
| 24 | 辻堂海浜公園 | 藤沢市 | 辻堂西海岸3丁目2 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 25 | 片瀬海岸地下駐車場 | 藤沢市 | 片瀬海岸2丁目-19 | | ○ | ミライロID提示可 |
| 26 | 湘南港 | 藤沢市 | 江の島1丁目地先 | ○ | ○ | |
| 27 | 生命の星・地球博物館 | 小田原市 | 入生田 499 | ○ | 無料(障がい者専用駐車場4台) | ミライロID提示可 |
| 28 | 西湘スポーツセンター | 小田原市 | 西酒匂1丁目1-26 | ○ | 無料 | |
| 29 | 湘南汐見台公園 | 茅ヶ崎市 | 汐見台3-15 | ○ | 施設なし(一般利用不可) | |
| 30 | 茅ケ崎里山公園 | 茅ヶ崎市 | 芹沢 1030 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 31 | 城ケ島公園 | 三浦市 | 三崎町城ヶ島 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 32 | 秦野戸川公園 | 秦野市 | 堀山下 1513 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 33 | 山岳スポーツセンター | 秦野市 | 戸川 1392 | ○ | 無料(宿泊利用者) | |

| | 施設名 | 所在地 | | 施設利用料 | 駐車場 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 34 | 七沢森林公園 | 厚木市 | 七沢 901-1 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 35 | 伊勢原射撃場 | 伊勢原市 | 上粕屋 2380 | ○ | 無料 | |
| 36 | 相模三川公園 | 海老名市 | 上郷2丁目1-1 | ○ | ○ | ミライロID提示可 |
| 37 | 21 世紀の森 | 南足柄市 | 内山 2870-5 | ○(木材工芸センター) | 無料 | ミライロID提示可<br>森林館等の他施設の施設利用料は無料 |
| 38 | 足柄ふれあいの村 | 南足利市 | 広町 1507 | ○ | ○ | 駐車場の料金は施設利用料に含む |
| 39 | 近代美術館(葉山館) | 葉山町 | 一色 2208-1 | ○ | — | ミライロID提示可 |
| 40 | 葉山公園 | 葉山町 | 下山口 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 41 | 葉山港 | 葉山町 | 堀内 50 番地先 | ○ | ○ | |
| 42 | 大磯城山公園 | 大磯町 | 国府本郷 551-1 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 43 | 大磯港 | 大磯町 | 大磯地先 | ○ | ○ | |
| 44 | 恩賜箱根公園 | 箱根町 | 元箱根 171 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 45 | 真鶴港 | 真鶴町 | 真鶴地先 | ○ | 施設なし(一般利用不可) | |
| 46 | あいかわ公園 | 愛川町 | 半原 5423 | 無料 | ○ | ミライロID提示可 |
| 47 | 愛川ふれあいの村 | 愛川町 | 半原3390 | ○ | ○ | 駐車場の料金は施設利用料に含む |
| 48 | 宮ケ瀬湖集団施設地区 | 清川村 | 宮ケ瀬 | 無料 | ○ | ミライロID提示可<br>(イベント開催期間中は減免措置がない可能性あり) |

# 17　情報保障・情報提供

## ■1　手話通訳者等の派遣



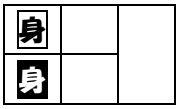

**内　　容**　聴覚障がい児者が病院、学校、福祉事務所等に出向く場合、コミュニケーションを円滑にするために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

**利用できる方**　聴覚障がい児者の方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**そ の 他**　市町村により内容が異なりますので、詳細は窓口でご確認ください。

## ■2　盲ろう者通訳・介助員派遣事業

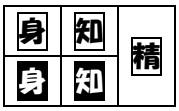



**内　　容**　盲ろう児者（視覚障がいと聴覚障がいを併せもつ重複障がいの方）に、外出時の情報保障・コミュニケーション支援と移動等の介助をする通訳・介助員を派遣します。

**利用できる方**　視覚又は聴覚障害のいずれかの障害程度が４級以上に該当し、視覚及び聴覚障がいの重複による障害の程度が１級又は２級の身体障害者手帳を有する方

**窓　　口**　神奈川県盲ろう者支援センター（(福）神奈川聴覚障害者総合福祉協会）
〒251-8533　藤沢市藤沢 933-2　県聴覚障害者福祉センター内
TEL　0466（27）1911　　FAX　0466（27）1225

## ■3　失語症者向け意思疎通支援者派遣事業




**内　　容**　外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣します。通院、官公庁での手続き、買い物、余暇活動等の外出時の同行及びコミュニケーションの支援をします。

**利用できる方**　失語症により意思疎通を図ることが困難な方

**利 用 方 法**　郵送またはメールで事前利用登録後、派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、意思疎通支援者を派遣します。
※詳細は 神奈川県言語聴覚士会ホームページ
（https://www.kanagawa-slht.org）　失語症者向け意思疎通支援事業をご参照ください。

**窓　　口**　神奈川県言語聴覚士会（失語症者向け意思疎通支援事業ワーキンググループ）
メールアドレス：ishisotsuu@kanagawa-slht.org

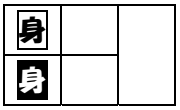
## ■4　かながわ障害者IT支援ネットワーク

**内　　容**　障がい特性に応じたＩＴ機器やソフトウェア、スマートフォンアプリ等の情報を専用ホームページで提供します。また、相談窓口では、障がい者の IT 利活用に関する相談に応じています。

**専 用 サ イ ト**　http://shien-network.kanafuku.jp/
（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

**相 談 窓 口**　電　話：045-680-5686
ファクシミリ：045-671-0295
メールアドレス：info@shien-network.kanafuku.jp
（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）

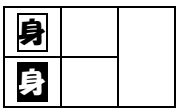
## ■5　情報提供施設




### 視覚障害者情報提供施設(点字図書館)（視覚障がい者）

**内　　容**　視覚障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、点字図書・録音図書等の閲覧、貸出し、その他関連事業を行います。

**一　　覧**　105 ページ参照

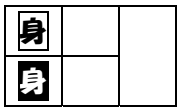



### 聴覚障害者情報提供施設（聴覚障がい者）

**内　　容**　聴覚障がい児・者の自立と社会参加を支援するため、日常生活に必要な情報の提供、字幕・手話入り DVD の貸出、各種講座の実施、各種相談、聴力検査、コミュニケーション支援、聴覚に障がいのある乳幼児の早期支援などを行っています。

**一　　覧**　105 ページ参照

## ■6　電話リレーサービス

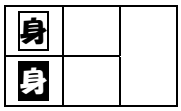



**内　　容**　耳の聞こえない方や発話困難な方など電話へのアクセスに困難のある方と聞こえる方とを電話でつなぐためのサービスです。
通訳オペレーターが聴覚障がい者等と聴覚障がい者等以外の方の会話を「手話や文字」から「音声」に、「音声」から「手話や文字」に通訳することで、即時双方向に電話をつなぐことができます。
総務省から「電話リレーサービス提供機関」の指定を受けた「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」が法律に基づいて電話リレーサービスを提供します。

**利 用 方 法**　事前に利用登録が必要です。
詳しくは、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。
ホームページ：https://nftrs.or.jp

**お 問 合 せ**　一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話：　0120-528-071
ファクシミリ　：03-6275-0913
手話・文字チャット・メールによるお問い合わせは、上記ホームページからご連絡できます。

## ■7　ヨメテル



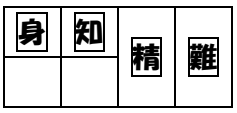

**内　　容**　電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人（難聴者や中途失聴者等）を対象とした、通話相手の声を文字にするサービスです。
聞こえにくい方は自身の声で相手に要件を話し、通話相手の声は最新の AI（自動音声認識）または文字入力オペレータによりリアルタイムで文字に変換され、聞こえにくい方が通話相手の声を文字で読むことができます。
総務省から「電話リレーサービス提供機関」の指定を受けた「一般財団法人日本財団電話リレーサービス」が法律に基づいてヨメテルを提供します。

**利 用 方 法**　事前に利用登録が必要です。
詳しくは、一般財団法人日本財団電話リレーサービスのホームページをご覧ください。
ホームページ：https://www.yometel.jp/

**お 問 合 せ**　一般財団法人日本財団電話リレーサービス
電話：　0120-328-123
ビデオ通話・文字チャット・メールによるお問い合わせは、上記ホームページからご連絡できます。

# 18　居住・施設サービス

## ■1　グループホーム(共同生活援助)




**内　　容**　グループホームは、障がい者が、地域において安定した日常生活を送り社会的自立を促進するため、地域社会にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、世話人や生活支援員等により日常生活上の援助や食事等の介護などを受けて共同生活をする場所です。

**利用できる方**　15 歳以上の障がい者で、グループホームの入居を必要としている方

**支援の種類**　食事の提供・健康管理・金銭管理などの日常生活上の支援、入浴・排せつ・食事などの介護、日常生活場面における相談援助等

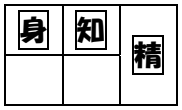
**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**手　　続**　障がい者又は障がい児の保護者が、市町村に支給申請書を提出してください。

**費　　用**　利用者負担と食材料費・家賃・光熱水費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

## ■2　福祉ホーム




**内　　容**　現に住居を求めている障がい者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

**利用できる方**　家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

**支援の種類**　利用者の日常生活に関する相談
利用者の健康管理
福祉事務所等関係機関との連絡、調整等

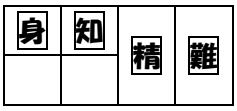
**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**手　　続**　利用者と経営主体との契約によります。

**費　　用**　利用者は、利用料及び共益費の負担があります。

**一　　覧**　105 ページ（知的障がい者）

## ■3　施設入所支援




**内　　容**　施設に入所している方に、休日や夜間、入浴、排せつ、食事等の介護等、生活全般にわたる支援を行います。

**利用できる方**　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等で市町村から支給決定を受けた方

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担と食費・水光熱費・被服費・日用品費等の実費負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」https://shougai.rakuraku.or.jp/ 参照

## ■4　自立生活援助

| 身 | 知 | 精 | 難 |
|---|---|---|---|
| | | | |

**内　　容**　居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な訪問、随時通報を受けて行う訪問、相談対応等を行います。

**利用できる方**　障害者支援施設若しくは共同生活援助を利用していた障がい者、居宅において単身又は同居家族による支援が見込めない障がい者、精神科病院に入院していた障がい者

**支援の種類**　定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、日常生活場面における相談援助等

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課（91 ページ参照）、相談支援事業所

**費　　用**　利用者負担があります。

**一　　覧**　「障害福祉情報サービスかながわ」https://shougai.rakuraku.or.jp/　参照

# 19　住宅

## ■1　入居優遇

### 県営住宅の入居優遇

| 障がい ＼ 該当する障害程度 | １級 | ２級 | ３級 | ４級 | ５級 | ６級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 身体障がい者 | ■ | ■ | ■ | ■ | | |
| 知的障がい者 | Ａ１・Ａ２・Ｂ１の判定を受けた知的障がいのある方 | | | | | |
| 精神障がい者 | 手帳に記載されている障がいの等級が１級、２級、３級の方 | | | | | |

**内　　容**　一般世帯向住宅に入居申込の際、当選率が一般よりもあき家の場合３倍相当(新築の場合は５倍相当)になります。また、身体障がい者については、身体障がい者世帯向住宅（車いす利用者用、その他障がい者用)に申込みできます。

**窓　　口**　（一社）かながわ土地建物保全協会
TEL　(045)201-3673
FAX　(045)201-8405

### UR 賃貸住宅の申込特例

**内　　容**　申込をされる方が、次の①又は②に該当する障がい者の方の場合は、平均月収額が機構の定める基準月収額の 1/2 に満たなくても先着順受付対象物件の入居申込みができます。
ただし、この場合、扶養等親族の収入等について、一定の要件を満たす必要があります。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

① 身体障害者手帳の交付を受けている１～４級の障がいがある方
② 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方、または、児童相談所や知的障害者更生相談所、精神科医などから、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。これらの方については、介護を行う親族の同居が必要となります。なお、常時介護を必要とする障がい者のためのサービスなどを利用するなどして必要な介護を受ける方については、単身入居が可能な場合もあります。

**窓　　口**　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　空室状況のお問い合わせ窓口
ＴＥＬ　0120－411－363 又は 03―3347－4375
ＵＲＬ　https://www.ur-net.go.jp/chintai/kanto/kanagawa/

＜神奈川県内のＵＲ営業センター＞
○ＵＲ横浜営業センター
所在地　：横浜市神奈川区金港町１－４
　　横浜イーストスクエア２階
営業時間：9:30～18:00（定休日：水）
ＴＥＬ　：045－461－4177

○ＵＲ藤沢営業センター
所在地　：藤沢市南藤沢 22－１
　　神中第２ビル６階
営業時間：9:30～18:00（定休日：水）
ＴＥＬ　：0466－50－0061

○ＵＲ港北営業センター
所在地　：横浜市都筑区茅ケ崎中央６－１
　　サウスウッド３階
営業時間：10:00～18:00（定休日：なし）
ＴＥＬ　：045-530-5033

○ＵＲ港南台営業センター
所在地　：横浜市港南区港南台３－３－１
　　港南台 214 ビル３階
営業時間：9:30～18:00（定休日：水）
ＴＥＬ　：045-834-3351

## ■2　県営住宅家賃の減免

**内　　容**

| | 該当する障害程度 | 減免割合 |
|---|---|---|
| 入居者 | １級～２級の身体障害者手帳所持者、重度の知的障がい者（療育手帳 A1 又は A2 程度）又は１級の精神障害者保健福祉手帳所持者 | 世帯の収入が一定額以下の場合は、基本家賃額の５割又は３割が減免になります。 |
| | ３～４級の身体障害者手帳所持者、中度の知的障がい者（療育手帳 B1 程度）又は２級の精神障害者保健福祉手帳所持者 | 世帯の収入が一定額以下の場合は、基本家賃額の３割から１割が減免になります。 |

**窓　　口**

○横浜等地域　〔横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、山北町〕
○川崎地域　〔川崎市〕
○相模原等地域　〔相模原市、座間市、愛川町〕
○横須賀三浦地域　〔横須賀市、横浜市金沢区（室の木ハイムのみ）、逗子市、三浦市、葉山町〕

（株）東急コミュニティー神奈川県営住宅本部
TEL (045)324-6577
FAX (045)324-6557

## ■3　住宅設備改良費の補助

**内　　容**　① 住宅設備改良
　下記のいずれかの要件を満たすものが、既存住宅の玄関、台所、浴室、便所、廊下等を障がい者に適するように改造する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて補助します。（補助限度額については、市町村により異なります。）
・ 身体障害者手帳１級または２級の交付を受けている者。
・ 総合療育相談センター又は児童相談所（以下「相談所等」という）において知能指数が 35 以下と判定された者。
・ 身体障害者手帳３級の交付を受けている者で、かつ相談所等で知能指数が 50 以下と判定された者。

② 天井走行式移動リフトの設置
　下肢又は体幹に２級以上の障がいのある移動が困難な 18 歳以上 65 歳未満の方が、既存住宅に天井走行式移動リフトを設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高 100 万円まで補助します。

③ 環境制御装置の設置

四肢に２級以上の障がいがある 18 歳以上の方が、既存住宅に環境制御装置を設置する場合、福祉事務所長等が必要と認めたものについて、最高 60 万円まで補助します。

※ ①～③の補助は、県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く）に在住の方が対象となります。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に在住の方は各市にお問い合わせ下さい。

**窓　　口**　市福祉事務所、町村障がい福祉担当課　91 ページ参照

**費　　用**　所得制限があります。また、所得に応じて一部自己負担があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

# 20　資料編

## ■1　市福祉事務所・町村障がい福祉担当課

### 政令市（区に設置）

| | 保健センター名 | 〒 | 住所 | 担当 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 横浜市 | 鶴見福祉保健センター | 230-0051 | 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 | 障害者 | 045(510)1847 | 045(510)1897 |
| | | | | 障害児 | 045(510)1839 | 045(510)1887 |
| | 神奈川福祉保健センター | 221-0824 | 横浜市神奈川区広台太田町3-8 | 障害者 | 045(411)7114 | 045(324)3702 |
| | | | | 障害児 | 045(411)7113 | 045(321)8820 |
| | 西福祉保健センター | 220-0051 | 横浜市西区中央1-5-10 | 障害者 | 045(320)8417 | 045(290)3422 |
| | | | | 障害児 | 045(320)8402 | 045(322)9875 |
| | 中福祉保健センター | 231-0021 | 横浜市中区日本大通35 | 障害者 | 045(224)8165 | 045(224)8159 |
| | | | | 障害児 | 045(224)8171 | |
| | 南福祉保健センター | 232-0024 | 横浜市南区浦舟町2-33 | 障害者 | 045(341)1141 | 045(341)1144 |
| | | | | 障害児 | 045(341)1152 | 045(341)1145 |
| | 港南福祉保健センター | 233-0003 | 横浜市港南区港南4-2-10 | 障害者 | 045(847)8459 | 045(845)9809 |
| | | | | 障害児 | 045(847)8457 | 045(842)0813 |
| | 保土ケ谷福祉保健センター | 240-0001 | 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 | 障害者 | 045(334)6384 | 045(331)6550 |
| | | | | 障害児 | 045(334)6353 | 045(333)6309 |
| | 旭福祉保健センター | 241-0022 | 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 | 障害者 | 045(954)6128 | 045(955)2675 |
| | | | | 障害児 | 045(954)6117 | 045(951)4683 |
| | 磯子福祉保健センター | 235-0016 | 横浜市磯子区磯子3-5-1 | 障害者 | 045(750)2416 | 045(750)2540 |
| | | | | 障害児 | 045(750)2439 | |
| | 金沢福祉保健センター | 236-0021 | 横浜市金沢区泥亀2-9-1 | 障害者 | 045(788)7849 | 045(786)8872 |
| | | | | 障害児 | 045(788)7772 | 045(788)7794 |
| | 港北福祉保健センター | 222-0032 | 横浜市港北区大豆戸町26-1 | 障害者 | 045(540)2237 | 045(540)2396 |
| | | | | 障害児 | 045(540)2320 | 045(540)3026 |
| | 緑福祉保健センター | 226-0013 | 横浜市緑区寺山町118 | 障害者 | 045(930)2433 | 045(930)2310 |
| | | | | 障害児 | 045(930)2432 | 045(930)2435 |
| | 青葉福祉保健センター | 225-0024 | 横浜市青葉区市ケ尾町31-4 | 障害者 | 045(978)2453 | 045(978)2427 |
| | | | | 障害児 | 045(978)2457 | 045(978)2422 |
| | 都筑福祉保健センター | 224-0032 | 横浜市都筑区茅ケ崎中央32-1 | 障害者 | 045(948)2316 | 045(948)2490 |
| | | | | 障害児 | 045(948)2321 | 045(948)2309 |
| | 戸塚福祉保健センター | 244-0003 | 横浜市戸塚区戸塚町16-17 | 障害者 | 045(866)8463 | 045(881)1755 |
| | | | | 障害児 | 045(866)8468 | 045(866)8473 |
| | 栄福祉保健センター | 247-0005 | 横浜市栄区桂町303-19 | 障害者 | 045(894)8068 | 045(893)3083 |
| | | | | 障害児 | 045(894)8959 | 045(894)8406 |
| | 泉福祉保健センター | 245-0024 | 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 | 障害者 | 045(800)2485 | 045(800)2513 |
| | | | | 障害児 | 045(800)2448 | 045(800)2524 |
| | 瀬谷福祉保健センター | 246-0021 | 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 | 障害者 | 045(367)5715 | 045(364)2346 |
| | | | | 障害児 | 045(367)5703 | 045(367)2943 |

| | センター名 | 〒 | 住所 | 担当 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 川崎市 | 川崎区役所地域みまもり支援センター | 210-8570 | 川崎市川崎区東田町8 | 身体・知的 | 044(201)3215 | 044(201)3291 |
| | | | | 精神 | 044(201)3213 | |
| | 幸区役所地域みまもり支援センター | 212-8570 | 川崎市幸区戸手本町 1-11-1 | 身体・知的 | 044(556)6654 | 044(555)3192 |
| | | | | 精神 | 044(556)6695 | |
| | 中原区役所地域みまもり支援センター | 211-8570 | 川崎市中原区小杉町 3-245 | 身体・知的 | 044(744)3296 | 044(744)3345 |
| | | | | 精神 | 044(744)3297 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 高津区役所地域みまもり支援センター | 213-8570 | 川崎市高津区下作延 2-8-1 | 身体・知的 | 044(861)3252 | 044(861)3249 |
| | | | | 精神 | 044(861)3309 | |
| | 宮前区役所地域みまもり支援センター | 216-8570 | 川崎市宮前区宮前平 2-20-5 | 身体・知的 | 044(856)3304 | 044(856)3163 |
| | | | | 精神 | 044(856)3262 | |
| | 多摩区役所地域みまもり支援センター | 214-8570 | 川崎市多摩区登戸 1775-1 | 身体・知的 | 044(935)3302 | 044(935)3396 |
| | | | | 精神 | 044(935)3324 | |
| | 麻生区役所地域みまもり支援センター | 215-8570 | 川崎市麻生区万福寺 1-5-1 | 身体・知的 | 044(965)5159 | 044(965)5206 |
| | | | | 精神 | 044(965)5259 | |

| | 保健センター名 | 〒 | 住所 | 担当 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相模原市 | 緑高齢・障害者相談課 | 252-5177 | 相模原市緑区西橋本5-3-21<br>緑区合同庁舎3階 | 身体・知的 | 042(775)8810 | 042(775)1750 |
| | | | | 精神 | 042(775)8811 | |
| | 城山福祉相談センター | 252-5192 | 相模原市緑区久保沢1-3-1<br>城山総合事務所本館1階 | | 042(783)8136 | 042(783)1720 |
| | 津久井高齢・障害者相談課 | 252-5172 | 相模原市緑区中野613-2<br>津久井保健センター1階 | | 042(780)1412 | 042(784)1222 |
| | 相模湖福祉相談センター | 252-5162 | 相模原市緑区与瀬896<br>相模湖総合事務所2階 | | 042(684)3215 | 042(684)3618 |
| | 藤野福祉相談センター | 252-5152 | 相模原市緑区小渕2000<br>藤野総合事務所2階 | | 042(687)5511 | 042(687)4347 |
| | 中央高齢・障害者相談課 | 252-5277 | 相模原市中央区富士見6-1-1<br>ウェルネスさがみはらA館1階 | 身体・知的 | 042(769)9266 | 042(755)4888 |
| | | | | 精神 | 042(769)9806 | |
| | 南高齢・障害者相談課 | 252-0303 | 相模原市南区相模大野6-22-1<br>南保健福祉センター3階 | 身体・知的 | 042(701)7722 | 042(701)7705 |
| | | | | 精神 | 042(701)7715 | |

## 市福祉事務所

| 自治体名 | 〒 | 住所 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 横須賀市 | 238-8550 | 横須賀市小川町11 | (046)822-8249 | (046)825-6040 |
| 平塚市 | 254-8686 | 平塚市浅間町9-1 | (0463)21-8774 | (0463)21-1213 |
| 鎌倉市 | 248-8686 | 鎌倉市御成町18-10 | (0467)23-3000 | (0467)25-1443 |
| 藤沢市 | 251-8601 | 藤沢市朝日町1-1 | (0466)50-3528 | (0466)25-7822 |
| 小田原市 | 250-8555 | 小田原市荻窪300 | (0465)33-1467 | (0465)33-1317 |
| 茅ヶ崎市 | 253-8686 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 | (0467)82-1111 | (0467)82-5157 |
| 逗子市 | 249-8686 | 逗子市逗子5-2-16 | (046)873-1111 | (046)873-4520 |
| 三浦市 | 238-0298 | 三浦市城山町1-1 | (046)882-1111 | (046)881-0148 |
| 秦野市 | 257-8501 | 秦野市桜町1-3-2 | (0463)82-7616 | (0463)82-8020 |
| 厚木市 | 243-8511 | 厚木市中町3-17-17 | (046)225-2221 | (046)224-0229 |
| 大和市 | 242-8601 | 大和市鶴間1-31-7市保健福祉センター5F | (046)260-5665 | (046)262-0999 |
| 伊勢原市 | 259-1188 | 伊勢原市田中348 | (0463)94-4711 | (0463)95-7612 |
| 海老名市 | 243-0492 | 海老名市勝瀬175-1 | (046)231-2111 | (046)233-5731 |
| 座間市 | 252-8566 | 座間市緑ケ丘1-1-1 | (046)255-1111 | (046)252-7043 |
| 南足柄市 | 250-0192 | 南足柄市関本440 | (0465)73-8047 | (0465)74-0545 |
| 綾瀬市 | 252-1192 | 綾瀬市早川550 | (0467)70-5623 | (0467)70-5702 |

## 町村障がい福祉担当課

| 自治体名 | | 〒 | 住所 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 葉山町 | 福祉課 | 240-0192 | 三浦郡葉山町堀内2135 | (046)876-1111 | (046)876-1717 |
| 寒川町 | 福祉課 | 253-0196 | 高座郡寒川町宮山165 | (0467)74-1111 | (0467)74-5613 |
| 大磯町 | 福祉課 | 259-0111 | 中郡大磯町国府本郷1196 | (0463)73-4530 | (0463)73-1285 |
| 二宮町 | 福祉保険課 | 259-0196 | 中郡二宮町二宮961 | (0463)71-3311 | (0463)73-0134 |
| 中井町 | 福祉課 | 259-0197 | 足柄上郡中井町比奈窪56<br>町保健福祉ｾﾝﾀｰ内 | (0465)81-5548 | (0465)81-5657 |
| 大井町 | 福祉課 | 258-0019 | 足柄上郡大井町金子1964-1<br>町保健福祉ｾﾝﾀｰ内 | (0465)83-8024 | (0465)83-8016 |
| 松田町 | 福祉課 | 258-8585 | 足柄上郡松田町松田惣領2037 | (0465)83-1226 | (0465)44-4685 |
| 山北町 | 福祉課 | 258-0195 | 足柄上郡山北町山北1301-4 | (0465)75-3644 | (0465)79-2171 |
| 開成町 | 福祉介護課 | 258-8502 | 足柄上郡開成町延沢773 | (0465)84-0316 | (0465)82-5234 |
| 箱根町 | 福祉課 | 250-0398 | 足柄下郡箱根町湯本256 | (0460)85-7790 | (0460)85-8124 |
| 真鶴町 | 保険福祉課 | 259-0202 | 足柄下郡真鶴町岩244-1 | (0465)68-1131 | (0465)68-5119 |
| 湯河原町 | 社会福祉課 | 259-0392 | 足柄下郡湯河原町中央2-2-1 | (0465)63-2111 | (0465)63-2940 |
| 愛川町 | 福祉支援課 | 243-0392 | 愛川町角田251-1 | (046)285-2111 | (046)285-6010 |
| 清川村 | 子育て健康福祉課 | 243-0195 | 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216<br>村保健福祉センターやまびこ館 | (046)288-3861 | (046)288-2025 |

## 政令市障がい福祉担当課

| 自治体名 | 〒 | 住所 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 横浜市 | 231-0005 | 横浜市中区本町6-50-10 | (045)671-3603 | (045)671-3566 |
| 川崎市 | 210-8577 | 川崎市川崎区宮本町1 | (044)200-2653 | (045)200-3932 |
| 相模原市 | 252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15 | (042)707-7055 | (042)759-4395 |

## ■2 児童相談所

### 県

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX | テレホン相談 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中央児童相談所 | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 | 252-0813 | 藤沢市亀井野 3119 | （０４６６）84－1600 | （０４６６）84－2970 | （０４６６）84-7000 |
| 平塚児童相談所 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町 | 254-0075 | 平塚市中原 3-1-6 | （０４６３）73－6888 | （０４６３）73－6799 | |
| 鎌倉三浦地域児童相談所 | 鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 | 238-0006 | 横須賀市日の出町 1-4-7 | （０４６）828-7050 | （０４６）825-7071 | |
| 小田原児童相談所 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 | 250-0042 | 小田原市荻窪 350-1<br>小田原合同庁舎内 | （０４６５）32－8000 | （０４６５）32－8137 | |
| 厚木児童相談所 | 厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村 | 243-0004 | 厚木市水引 2-11-7 | （０４６）240-6430 | （０４６）297-5198 | |
| 綾瀬児童相談所 | 大和市、綾瀬市 | 252-1107 | 綾瀬市深谷中 4-2-1 | （０４６７）78－2110 | （０４６７）78－2117 | |

### 政令・中核市

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX | テレホン相談 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 横浜市中央児童相談所 | 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 | 232-0024 | 横浜市南区浦舟町3-44-2 | (045)260-6510 | (045)262-4155 | (045)260-4152 |
| 横浜市西部児童相談所 | 保土ケ谷区、旭区、泉区、瀬谷区 | 240-0001 | 横浜市保土ケ谷区川辺町 5-10 | (045)331-5471 | (045)333-6082 | |
| 横浜市南部児童相談所 | 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区 | 233-0013 | 横浜市港南区丸山台 1-9-10 | (045)349-0122 | (045)840-1258 | |
| 横浜市北部児童相談所 | 港北区、緑区、青葉区、都筑区 | 224-0032 | 横浜市都筑区茅ケ崎中央 32-1 | (045)948-2441 | (045)948-2452 | |
| 川崎市南部児童相談所 | 川崎区、幸区、中原区 | 212-0058 | 川崎市幸区鹿島田 1-21-9 | (044)542-1234 | (044)542-1505 | 0120-874-124 |
| 川崎市中部児童相談所 | 高津区、宮前区 | 213-0013 | 川崎市高津区久本 1-4-1 | (044)877-8111 | (044)877-8733 | |
| 川崎市北部児童相談所 | 多摩区、麻生区 | 214-0038 | 川崎市多摩区生田 7-16-2 | (044)931-4300 | (044)931-4505 | |
| 相模原市児童相談所 | 相模原市 | 252-0206 | 相模原市中央区淵野辺 2-7-2 | (042)730-3500 | (042)730-3900 | (042)730-3511 |
| 横須賀市児童相談所 | 横須賀市 | 238-8525 | 横須賀市小川町 16 | (046)820-2323 | (046)826-4301 | (046)822-8511 |

## ■3 障害者更生相談所

### 県

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 県立総合療育相談センター | 政令市を除く県所管地域 | 252-0813 | 藤沢市亀井野 3119 | (0466)84-9131 | 0466)80-1901 |

### 政令市

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 横浜市障害者更生相談所 | 横浜市 | 222-0035 | 横浜市港北区鳥山町 1770 横浜市総合リハビリテーションセンター内 | (045)473-0666 | (045)473-0809 |
| 川崎市総合リハビリテーション推進センター | 川崎市 | 210-0024 | 川崎市川崎区日進町 5-1 | (044) 223-6719 | (044) 200-3974 |
| 相模原市障害者更生相談所 | 相模原市 | 252-0236 | 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 6 階 | (042)769-9807 | (042)750-6150 |

## ■4 精神保健福祉センター

### 県

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 神奈川県精神保健福祉センター | 政令市を除く全県域 | 233-0006 | 横浜市港南区芹が谷 2-5-2 | (045)821-8822 | (045)821-1711 |

### 政令市

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 横浜市こころの健康相談センター | 横浜市 | 231-0005 | 横浜市中区本町 2-22 京阪横浜ビル 10 階 | (045)671-4455 | (045)662-3525 |
| 川崎市総合リハビリテーション推進センター | 川崎市 | 210-0024 | 川崎市川崎区日進町 5-1 | (044) 223-6719 | (044)200-3974 |
| 相模原市精神保健福祉センター | 相模原市 | 252-5277 | 相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら A 館 7 階 | (042)769-9818 | (042)768-0260 |

## ■5　保健福祉事務所・センター、保健所

### 県

| 名称 | 業務を所管する区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 平塚保健福祉事務所 | 平塚市、大磯町、二宮町 | 254-0051 | 平塚市豊原町 6-21 | (0463)32-0130 | (0463)35-4025 |
| 秦野センター | 秦野市、伊勢原市 | 257-0031 | 秦野市曽屋 2-9-9 | (0463)82-1428 | (0463)83-5872 |
| 茅ケ崎支所 | 寒川町 | 253-0041 | 茅ケ崎市茅ヶ崎 1-8-7 | (0467)85-1173 | (0467)85-1175 |
| 鎌倉保健福祉事務所 | 鎌倉市、逗子市、葉山町 | 248-0014 | 鎌倉市由比ガ浜 2-16-13 | (0467)24-3900 | (0467)24-4379 |
| 三崎センター | 三浦市 | 238-0221 | 三浦市三崎町六合 32 | (046)882-6811 | (046)881-7199 |
| 小田原保健福祉事務所 | 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 | 250-0042 | 小田原市荻窪 350-1 | (0465)32-8000 | (0465)32-8138 |
| 足柄上センター | 南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 | 258-0021 | 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 | (0465)83-5111 | (0465)82-8408 |
| 厚木保健福祉事務所 | 厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村 | 243-0004 | 厚木市水引 2-3-1 | (046)224-1111 | (046)225-4146 |
| 大和センター | 大和市、綾瀬市 | 242-0021 | 大和市中央 1-5-26 | (046)261-2948 | (046)261-7129 |

### 中核市等

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 横須賀市保健所 | 横須賀市全域 | 238-0046 | 横須賀市西逸見町 1-38-11　ウェルシティ市民プラザ　3階 | (046)822-4336<br>(046)822-4385 | (046)822-4874 |
| 藤沢市保健所 | 藤沢市全域 | 251-0022 | 藤沢市鵠沼 2131-1 | (0466)50-3592 | (0466)28-2020 |
| 茅ヶ崎市保健所 | 茅ヶ崎市、寒川町 | 253-8660 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 | (0467)85-1171 | (0467)82-0501 |

## ■6　公共職業安定所(ハローワーク)

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 横浜 | 横浜市のうち、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区 | 231－0001 | 横浜市中区新港１－６－１（よこはま新港合同庁舎） | (045)663-8609 | (045)201-6284 |
| 横浜南 | ※1 | 236－8609 | 横浜市金沢区寺前１－９－６ | (045)788-8609 | (045)782-9087 |
| 港北 | 横浜市のうち、港北区、緑区、青葉区、都筑区 | 222-0033 | 横浜市港北区新横浜 3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎) | (045)474-1221 | (045)474-0878 |
| 戸塚 | 横浜市のうち、戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区 | 244－8560 | 横浜市戸塚区戸塚町 3722 | (045)864-8609 | (045)864-7291 |
| 川崎 | 川崎市のうち、川崎区、幸区、横浜市のうち、鶴見区 | 210－0015 | 川崎市川崎区南町１７－２ | (044)244-8609 | (044)233-4343 |
| 川崎北 | 川崎市のうち、中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区 | 213-0011 | 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノロビル４階 | (044)777-8609 | (044)833-5311 |
| 相模原 | 相模原市 | 252―0236 | 相模原市中央区富士見6－10－10(相模原地方合同庁舎) | (042)776-8609 | (042)759-1871 |
| 横須賀 | ※2 | 238－0013 | 横須賀市平成町 2－14－19 | (046)824-8609 | (046)827-1325 |
| 平塚 | 平塚市、伊勢原市、中郡 | 254－0041 | 平塚市浅間町 10-22 (平塚地方合同庁舎) | (0463)24-8609 | (0463)23-7924 |

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 小田原 | 小田原市、足柄下郡 | 250－0011 | 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階 | (0465)23-8609 | (0465)22-7529 |
| 藤沢 | 藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡 | 251－0054 | 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 | (0466)23-8609 | (0466)25-4714 |
| 厚木 | 厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡 | 243－0003 | 厚木市寿町 3－7－10 | (046)296-8609 | (046)223-2016 |
| 大和 | 大和市、綾瀬市 | 242－0018 | 大和市深見西 3－3－2 1 | (046)260-8609 | (046)264-0966 |
| 松田 | 秦野市、南足柄市、足柄上郡 | 258－0003 | 足柄上郡松田町松田惣領 2037 | (0465)82-8609 | (0465)83-0749 |

※ 1 横浜市のうち金沢区、横須賀市のうち船越町、港が丘、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜南町、逗子市、三浦郡

※ 2 横須賀市(ハローワーク横浜南の管轄区域を除く)、三浦市

## ■7 税務署(国税)

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 鶴見税務署 | 鶴見区 | 230-8550 | 横浜市鶴見区鶴見中央 4-38-32 | 045(521)7141 |
| 横浜中税務署 | 中区、西区 | 231-8550 | 横浜市中区山下町 37-9 横浜地方合同庁舎 | 045(651)1321 |
| 保土ケ谷税務署 | 保土ケ谷区、旭区、瀬谷区 | 240-8550 | 横浜市保土ケ谷区帷子町 2-64 | 045(331)1281 |
| 横浜南税務署 | 南区、磯子区、金沢区 、港南区 | 236-8550 | 横浜市金沢区並木 3-2-9 | 045(789)3731 |
| 神奈川税務署 | 神奈川区、港北区 | 222-8550 | 横浜市港北区大豆戸町 528-5 | 045(544)0141 |
| 戸塚税務署 | 戸塚区、栄区、泉区 | 244-8550 | 横浜市戸塚区吉田町 2001 | 045(863)0011 |
| 緑税務署 | 緑区、青葉区、都筑区 | 225-8550 | 横浜市青葉区市ケ尾町 22-3 | 045(972)7771 |
| 川崎南税務署 | 川崎区、幸区 | 210-8531 | 川崎市川崎区榎町 3-18 | 044(222)7531 |
| 川崎北税務署 | 中原区、高津区、宮前区 | 213-8503 | 川崎市高津区久本 2-4-3 | 044(852)3221 |
| 川崎西税務署 | 多摩区、麻生区 | 215-8585 | 川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎 | 044(965)4911 |
| 横須賀税務署 | 横須賀市、三浦市 | 238-8565 | 横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎3階・4階 | 046(824)5500 |
| 平塚税務署 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡 | 254-8533 | 平塚市浅間町 9-1 平塚市役所・平塚税務署 | 0463(22)1400 |
| 鎌倉税務署 | 鎌倉市、逗子市、三浦郡 | 248-8501 | 鎌倉市佐助 1-9-30 | 0467(22)5591 |
| 藤沢税務署 | 藤沢市、茅ケ崎市、高座郡 | 251-8566 | 藤沢市朝日町 1-11 | 0466(22)2141 |
| 小田原税務署 | 小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡 | 250-8511 | 小田原市荻窪 440 | 0465(35)4511 |
| 相模原税務署 | 相模原市 | 252-5211 | 相模原市中央区富士見 6-4-14 | 042(756)8211 |
| 厚木税務署 | 厚木市、愛甲郡 | 243-8577 | 厚木市水引 1-10-7 | 046(221)3261 |
| 大和税務署 | 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市 | 242-8567 | 大和市中央 5-14-22 | 046(262)9411 |

## ■8　県税事務所(個人事業税･自動車税)

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 横浜県税事務所 | 横浜市西区、中区、保土ケ谷区、旭区、瀬谷区 | 231-8555 | 横浜市中区山下町 75<br>神奈川自治会館6階、7階 | 045(651)1471 |
| 神奈川県税事務所 | 横浜市鶴見区、神奈川区、港北区 | 221-0824 | 横浜市神奈川区広台太田町 3-8<br>神奈川区総合庁舎　本館4階 | 045(321)5741 |
| 緑県税事務所 | 横浜市緑区、青葉区、都筑区 | 225-8513 | 横浜市青葉区市ケ尾町 27-5 | 045(973)1911 |
| 戸塚県税事務所 | 横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区 | 244-0816 | 横浜市戸塚区上倉田町 449 | 045(881)3911 |
| 川崎県税事務所 | 川崎市川崎区、幸区 | 210-8562 | 川崎市川崎区富士見 1-1-2 | 044(233)7351 |
| 高津県税事務所 | 川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区 | 213-8515 | 川崎市高津区溝口 1-6-12<br>リンクス溝の口2階 | 044(833)1231 |
| 相模原県税事務所 | 相模原市 | 252-0381 | 相模原市南区相模大野 6-3-1 | 042(745)1111 |
| 相模原県税事務所津久井支所 | 相模原市 | 252-0157 | 相模原市緑区中野 937-2 | 042(784)1111 |
| 横須賀県税事務所 | 横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 | 238-0006 | 横須賀市日の出町 2-9-19 | 046(823)0210 |
| 平塚県税事務所 | 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町 | 254-0054 | 平塚市中里 50-1 | 0463(45)3150 |
| 藤沢県税事務所 | 藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町 | 251-8534 | 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 | 0466(26)2111 |
| 小田原県税事務所 | 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 | 250-0042 | 小田原市荻窪 350-1 | 0465(32)8000 |
| 厚木県税事務所 | 厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 | 243-8522 | 厚木市水引 2-3-1 | 046(224)1111 |

## ■9　自動車税管理事務所(自動車税)

| 名称 | 所管区域 | 〒 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|
| 自動車税管理事務所 | 県内全域 | 232-8602 | 横浜市南区弘明寺町 31 | 045(716)2111 |
| 〃横浜駐在事務所 | 横浜ナンバー該当区域 | 224-0053 | 横浜市都筑区池辺町 3540-3 | 045(932)3641 |
| 〃川崎駐在事務所 | 川崎ナンバー該当区域 | 210-0826 | 川崎市川崎区塩浜 3-24-2 | 044(276)0331 |
| 〃相模駐在事務所 | 相模ナンバー該当区域 | 243-0303 | 愛甲郡愛川町中津 4075 | 046(285)0198 |
| 〃湘南駐在事務所 | 湘南ナンバー該当区域 | 254-0082 | 平塚市東豊田 369-12 | 0463(54)2011 |

## ■10 社会福祉協議会

| 名称 | 〒 | 住所 | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| (福)神奈川県社会福祉協議会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2 県社会福祉センター内 | 045(534)3791 | 045(312) 6302 |
| (福)横浜市社会福祉協議会 | 231-8482 | 横浜市中区桜木町 1-1 健康福祉総合センター内 | 045(201)2096 | 045(201) 8385 |
| (福)横浜市鶴見区社会福祉協議会 | 230-0051 | 横浜市鶴見区鶴見中央 4-37-37 リオベルデ鶴声2階 | 045(504)5619 | 045(504) 5616 |
| (福)横浜市神奈川区社会福祉協議会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川内 | 045(311)2014 | 045(313) 2420 |
| (福)横浜市西区社会福祉協議会 | 220-0011 | 横浜市西区高島 2-7-1 ファーストプレイス横浜 3 階 | 045(450)5005 | 045(451) 3131 |
| (福)横浜市中区社会福祉協議会 | 231-0023 | 横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル 4 階 | 045(681)6664 | 045(641) 6078 |
| (福)横浜市南区社会福祉協議会 | 232-0024 | 横浜市南区浦舟町 3-46 浦舟複合福祉施設 8 階 | 045(260)2510 | 045(251) 3264 |
| (福)横浜市港南区社会福祉協議会 | 233-0003 | 横浜市港南区港南 4-2-8 港南区福祉保健活動拠点内 | 045(841)0256 | 045(846) 4117 |
| (福)横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会 | 240-0001 | 横浜市保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 3 階 | 045(341)9876 | 045(334) 5805 |
| (福)横浜市旭区社会福祉協議会 | 241-0022 | 横浜市旭区鶴ヶ峰 1-6-35 ぱれっと旭内 | 045(392)1123 | 045(392) 0222 |
| (福)横浜市磯子区社会福祉協議会 | 235-0016 | 横浜市磯子区磯子 3-1-41 磯子センター5階 | 045(751)0739 | 045(751) 8608 |
| (福)横浜市金沢区社会福祉協議会 | 236-0021 | 横浜市金沢区泥亀 1-21-5 いきいきセンター金沢内 | 045(788)6080 | 045(784) 9011 |
| (福)横浜市港北区社会福祉協議会 | 222-0032 | 横浜市港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206 号 | 045(547)2324 | 045(531) 9561 |
| (福)横浜市緑区社会福祉協議会 | 226-0019 | 横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり内 | 045(931)2478 | 045(934) 4355 |
| (福)横浜市青葉区社会福祉協議会 | 225-0024 | 横浜市青葉区市ヶ尾町 1169-22 青葉区福祉保健活動拠点内 | 045(972)8836 | 045(972) 7519 |
| (福)横浜市都筑区社会福祉協議会 | 224-0006 | 横浜市都筑区荏田東 4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内 | 045(943)4058 | 045(943) 1863 |
| (福)横浜市戸塚区社会福祉協議会 | 244-0003 | 横浜市戸塚区戸塚町 167-25 戸塚区福祉保健活動拠点1階 | 045(866)8434 | 045(862) 5890 |
| (福)横浜市栄区社会福祉協議会 | 247-0005 | 横浜市栄区桂町 279-29 栄区福祉保健活動拠点内 | 045(894)8521 | 045(892) 8974 |
| (福)横浜市泉区社会福祉協議会 | 245-0023 | 横浜市泉区和泉中央南 5-4-13 泉ふれあいホーム内 | 045(802)2150 | 045(804) 6042 |
| (福)横浜市瀬谷区社会福祉協議会 | 246-0021 | 横浜市瀬谷区二ツ橋町469 せやまる・ふれあい館 | 045(361)2117 | 045(361) 2328 |
| (福) 川崎市社会福祉協議会 | 211-0053 | 川崎市中原区上小田中 6-22-5 市総合福祉センター内 | 044(739)8710 | 044(739)8737 |
| (福)川崎市川崎区社会福祉協議会 | 210-0011 | 川崎市川崎区富士見 1-6-3 読売川崎富士見ビル B-1 棟 6 階福祉パルかわさき内 | 044(246)5501 | 044(211) 8741 |
| (福)川崎市幸区社会福祉協議会 | 212-0023 | 川崎市幸区戸手本町 1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラザ福祉パルさいわい内 | 044(556)5525 | 044(556) 5577 |
| (福)川崎市中原区社会福祉協議会 | 211-0067 | 川崎市中原区今井上町 1-34 和田ビル1階福祉パルなかはら内 | 044(722)8471 | 044(711) 1260 |
| (福)川崎市高津区社会福祉協議会 | 213-0001 | 川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき3階福祉パルたかつ内 | 044(812)1879 | 044(812) 3549 |

| 名称 | 〒 | 住所 | 電　　話 | F　A　X |
|---|---|---|---|---|
| (福)川崎市宮前区社会福祉協議会 | 216-0033 | 川崎市宮前区宮崎 2-6-10<br>宮崎台ガーデンオフィス4階<br>福祉パルみやまえ内 | 044(856)6579 | 044(852) 4955 |
| (福)川崎市多摩区社会福祉協議会 | 214-0014 | 川崎市多摩区登戸 1891<br>第3井出ビル3階 | 044(935)5912 | 044(911) 8119 |
| (福)川崎市麻生区社会福祉協議会 | 215-0004 | 川崎市麻生区万福寺 1-2-2<br>新百合 21 ビル1階<br>福祉パルあさお内 | 044(952)5501 | 044(952) 1424 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会 | 252-0236 | 相模原市中央区富士見 6-1-20<br>あじさい会館内 | 042(730)3888 | 042(759) 4382 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会緑区事務所 | 252-0131 | 相模原市緑区西橋本 5-3-21<br>市緑区合同庁舎内 | 042(775)8601 | 042(774) 7160 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会城山地域事務所 | 252－0105 | 相模原市緑区久保沢 1-3-1<br>城山総合事務所第1別館3階 | 042(783)1212 | 042(782) 4050 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会津久井地域事務所 | 252-5172 | 相模原市緑区中野 633<br>津久井総合事務所 | 042(784)3393 | 042(784) 6142 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会相模湖地域事務所 | 252-0171 | 相模原市緑区与瀬 896<br>相模湖総合事務所内 | 042(649)0202 | 042(649) 0200 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会藤野地域事務所 | 252-0184 | 相模原市緑区小渕 2000<br>藤野総合事務所内 | 042(687)3361 | 042(687) 4049 |
| (福) 相模原市社会福祉協議会南区事務所 | 252-0303 | 相模原市南区相模大野 6-22-1<br>市南保健福祉センター内 | 042(765)7065 | 042(748) 4419 |
| (福) 横須賀市社会福祉協議会 | 238-0041 | 横須賀市本町 2-1<br>市立総合福祉会館2階 | 046(824)3435 | 046(827) 0264 |
| (福) 平塚市社会福祉協議会 | 254-0047 | 平塚市追分 1-43<br>市福祉会館内 | 0463(33)1377 | 0463(33) 6588 |
| (福) 鎌倉市社会福祉協議会 | 248-0012 | 鎌倉市御成町 20-21<br>市福祉センター内 | 0467(23)1075 | 0467(22) 2213 |
| (福) 藤沢市社会福祉協議会 | 251-0054 | 藤沢市朝日町 1-1<br>藤沢市役所分庁舎1階・2 階 | 0466(50)3525 | 0466(26) 6978 |
| (福) 小田原市社会福祉協議会 | 250-0055 | 小田原市久野 115-2<br>おだわら総合医療福祉会館<br>1階 | 0465(35)4009 | 0465(35)6902 |
| (福) 茅ヶ崎市社会福祉協議会 | 253-0044 | 茅ヶ崎市新栄町 13-44<br>さがみ農協ビル2階 | 0467(85)9650 | 0467(85)9651 |
| (福) 逗子市社会福祉協議会 | 249-0005 | 逗子市桜山 5-32-1<br>市福祉会館内 | 046(873)8011 | 046(872)2519 |
| (福) 三浦市社会福祉協議会 | 238-0102 | 三浦市南下浦町菊名 1258-3<br>市総合福祉センター内 | 046(888)7347 | 046(889)1561 |
| (福) 秦野市社会福祉協議会 | 257-0054 | 秦野市緑町 16-3<br>市保健福祉センター内 | 0463(84)7711 | 0463(85)1302 |
| (福) 厚木市社会福祉協議会 | 243-0018 | 厚木市中町 1-4-1<br>厚木市保健福祉センター内 | 046(225)2947 | 046(225)3036 |
| (福) 大和市社会福祉協議会 | 242-0004 | 大和市鶴間 1-25-15<br>大和市役所第2分庁舎内 | 046(260)5633 | 046(263)2446 |
| (福) 伊勢原市社会福祉協議会 | 259-1131 | 伊勢原市伊勢原 2-7-31<br>伊勢原シティプラザ1階 | 0463(94)9600 | 0463(94)5990 |
| (福) 海老名市社会福祉協議会 | 243-0492 | 海老名市勝瀬 175-1<br>海老名市役所内 | 046(235)0220 | 046(235)0191 |
| (福) 座間市社会福祉協議会 | 252-0021 | 座間市緑ケ丘一丁目2番1号<br>サニープレイス座間内 | 046(266)1294 | 046(266)2009 |
| (福) 南足柄市社会福祉協議会 | 250-0105 | 南足柄市関本 403-2<br>りんどう会館内 | 0465(73)1575 | 0465(74)3276 |
| (福) 綾瀬市社会福祉協議会 | 252-1107 | 綾瀬市深谷中4-7-10<br>綾瀬市保健福祉プラザ内 | 0467(77)8166 | 0467(79)1812 |

| 名称 | 〒 | 住所 | 電　　話 | F　A　X |
|---|---|---|---|---|
| (福) 葉山町社会福祉協議会 | 240-0112 | 三浦郡葉山町堀内 2220<br>町福祉文化会館内 | 046(875)9889 | 046(876)1873 |
| (福) 寒川町社会福祉協議会 | 253-0106 | 高座郡寒川町宮山 401<br>町健康管理センター内 | 0467(74)7621 | 0467(74)5716 |
| (福) 大磯町社会福祉協議会 | 255-0003 | 中郡大磯町大磯 1352-1<br>町立福祉センターさざれ石内 | 0463(61)9390 | 0463(61)7614 |
| (福) 二宮町社会福祉協議会 | 259-0124 | 中郡二宮町山西 5-1 | 0463(73)0294 | 0463(73)0295 |
| (福) 中井町社会福祉協議会 | 259-0153 | 足柄上郡中井町比奈窪 104-1<br>町保健福祉センター内 | 0465(81)2261 | 0465(81)2658 |
| (福) 大井町社会福祉協議会 | 258-0016 | 足柄上郡大井町上大井６８－２ | 0465(84)3294 | 0465(85)3123 |
| (福) 松田町社会福祉協議会 | 258-0003 | 足柄上郡松田町松田惣領 17-2<br>町健康福祉センター内 | 0465(82)0294 | 0465(82)9241 |
| (福) 山北町社会福祉協議会 | 258-0111 | 足柄上郡山北町向原 1379-1 | 0465(75)1294 | 0465(76)4079 |
| (福) 開成町社会福祉協議会 | 258-0021 | 足柄上郡開成町吉田島 1043-1<br>町福祉会館1階 | 0465(82)5222 | 0465(82)5928 |
| (福) 箱根町社会福祉協議会 | 250-0311 | 足柄下郡箱根町湯本 855 | 0460(85)9000 | 0460(85)6888 |
| (福) 真鶴町社会福祉協議会 | 259-0201 | 足柄下郡真鶴町真鶴 475-1 | 0465(68)3313 | 0465(68)4179 |
| (福) 湯河原町社会福祉協議会 | 259-0301 | 足柄下郡湯河原町中央 4-12-5 | 0465(62)3700 | 0465(62)5150 |
| (福) 愛川町社会福祉協議会 | 243-0301 | 愛甲郡愛川町角田 257-1<br>町福祉センター内 | 046(285)2111 | 046(286)5424 |
| (福) 清川村社会福祉協議会 | 243-0112 | 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2220-1<br>清川村保健福祉センターひまわり館内1階 | 046(287)1118 | 046(287)2013 |

## ■11　障がい者団体等

### ＜身体障がい＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| （公財）神奈川県身体障害者連合会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内 | 045-311-8736 | 045-316-6860 |
| （公社）横浜市身体障害者団体連合会 | 222-0035 | 横浜市港北区鳥山町 1752<br>横浜ラポール３階 | 045-475-2060 | 045-475-2064 |
| （公財）川崎市身体障害者協会 | 210-0834 | 川崎市川崎区大島 1-8-6<br>川崎市南部身体障害者福祉会館３階 | 044-244-3975 | 044-246-6943 |
| 神奈川県身体障害施設協会 | 240-0044 | 横浜市保土ヶ谷区仏向町 1600-2<br>sinsyoukyou@gmail.com | 045-335-1001 | 045-335-1019 |
| 神奈川県肢体不自由児者父母の会連合会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内 | 044-900-2786 | ― |
| NPO 法人フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内<br>jimukyoku@kenshikyou.jp | 045-311-8742 | 045-324-8985 |
| 全国心臓病の子どもを守る会神奈川県支部 | 257-0006 | 秦野市北矢名 290-1-A1<br>山口　方<br>ha.mymii@beige.ocn.ne.jp | 0463-77-6286 | 0463-79-3880 |

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 全国脊髄損傷者連合会神奈川県支部 | 252-0207 | 相模原市中央区矢部新町<br>1－9－101 赤城　方 | 042-852-3525 | 042-852-3525 |
| （公社）日本オストミー協会神奈川支部 | 243-0213 | 厚木市飯山南 5-4-1-506<br>Info2007@joa-kanagawa.org | 070-4003-1239 | 046-291-0239 |
| NPO 法人神奈川腎友会 | 221-0834 | 横浜市神奈川区台町７－２<br>ハイツ横浜４０３号<br>info@kanajin.com | 045-321-4621 | 050-3488-3553 |
| 日本二分脊椎症協会神奈川支部 | 222-0035 | 横浜市港北区鳥山町 1752<br>横浜ラポール３階 | 045-475-2062 | 045-548-4836 |
| 小田原バリアフリーを考える会 | 256-0816 | 小田原市酒匂 4-11-27<br>三辻　方 | 0465-48-3512 | 0465-48-0706 |

## ＜身体障がい（視覚障がい）＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| NPO 法人神奈川県視覚障害者福祉協会 | 252-8540 | 座間市入谷東　3－55－1-Ｃ－102号　神奈川ライトハウス　内<br>jimu@npo-kanagawa.org | 046-205-6040 | 046-205-6971 |
| NPO 法人Ｖｉｅｗ－Ｎｅｔ神奈川 | 231-0028 | 横浜市中区翁町 2－8－5<br>第一東里ビル 302<br>jimukyoku@view-net.org | 090-6940-2823 | ― |
| 神奈川県網膜色素変性症協会 | 225-0001 | 横浜市青葉区美しが丘西 2-34-3<br>infokanagawa@rp-k.com | 080-6268-2994 | ― |
| 神奈川視覚障害者の生活と権利を守る会 | 220-0072 | 横浜市西区浅間町 4-331-5<br>サンパレス横浜 304<br>kinu4224@kind.ocn.ne.jp | 090-4735-7748 | ― |

## ＜身体障がい（聴覚障がい）＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| （公社）神奈川県聴覚障害者協会 | 251-0052 | 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内<br>kana_d5454@rondo.ocn.ne.jp | 0466-26-5467 | 0466-26-5454 |
| NPO 法人神奈川県中途失聴・難聴者協会 | 259-0131 | 中郡二宮町中里 2－23－18<br>森　友彦様方<br>jinn.nannchou@gmail.com | 0463-72-7540 | 0463-72-7540 |
| NPO 法人川崎市ろう者協会 | 211-0037 | 川崎市中原区井田三舞町 14-16<br>kawasaki.deaf.association@gmail.com | ― | 044-752-5559 |
| NPO 法人川崎市中途失聴・難聴者協会 | 211-0037 | 川崎市中原区井田三舞町 14-16<br>川崎市聴覚障害者情報文化ｾﾝﾀｰ内 | ― | 044-753-0596 |

## 20 資料編

### ＜身体障がい（盲ろう）＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 神奈川盲ろう者<br>ゆりの会 | 221-0822 | 西神奈川郵便局留<br>mo-ro-sha@kanagawa-db-yurinokai.com | ― | 045-568-4972 |

### ＜知的障がい＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 神奈川県知的障害福祉協会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>神奈川県社会福祉センター５階<br>info@kanagawa-id.org | 045-316-5610 | 045-324-0426 |
| （一社）神奈川県知的障害施設団体連合会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>神奈川県社会福祉センター５階<br>info@kanagawa-id.org | 045-316-5610 | 045-324-0426 |
| 神奈川県手をつなぐ育成会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内５階<br>https://ikusei-kanagawa.jp/ | 045-323-1106 | 045-324-0426 |
| 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 | 238-0022 | 横須賀市公郷町 1-57-4<br>ken-kohyama@jcom.home.ne.jp<br>shihoren.soumu@gmail.com | 046-854-0976 | ― |
| 横浜知的障害関連施設協議会 | 240-0051 | 横浜市保土ヶ谷区上菅田町 1696 | 045-373-9661 | 045-382-3089 |

### ＜精神障がい＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| NPO 法人じんかれん | 233-0006 | 横浜市港南区芹が谷 2-5-2<br>県精神保健福祉センター3 階<br>jinkaren@forest.ocn.ne.jp | 045-821-8796 | 045-821-8469 |
| NPO 法人横浜市精神障害者家族連合会 | 222-0035 | 横浜市港北区鳥山町 1752<br>障害者スポーツ文化センター<br>横浜ラポール３階<br>ysskr@bloom.ocn.ne.jp | 045-548-4816 | 045-548-4836 |
| NPO 法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 | 232-0022 | 横浜市南区高根町 3-17-2<br>KS ビル４階 C 号<br>info@yokohama-shiseiren.jp | 045-263-8100 | 045-263-8101 |
| 川崎市精神障害者地域生活推進連合会 | 213-0011 | 川崎市高津区久本 3 丁目 10 番 1 号<br>３階 | 044-455-4774 | 044-455-4992 |
| （一社） 神奈川県断酒連合会 | 241-0012 | 横浜市旭区西川島町 27-10<br>hiro46sa3@gmail.com | 070-6513-5752 | 045-382-7104 |
| NPO 法人かながわ精神障害者就労支援事業所の会 | 242-0027 | 大和市下草柳 864-1<br>kanajigyou.hope@gmail.com | 046-244-4511 | 046-244-4512 |

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| NPO 法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会(県精連) | 254-0026 | 平塚市中堂 4-29 2F | 0463-79-9441 | 0463-79-9443 |
| NPO 法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会 | 213-0011 | 川崎市高津区久本 3-6-22<br>地域福祉施設ちどり内<br>ayame@iris.ocn.ne.jp | 044-813-4555 | 044-813-4555 |

## ＜自閉症＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 神奈川県自閉症協会 | 237-0076 | 横須賀市船越町 7-58-35<br>info_kas2025@kas-yamabiko.jpn.org | 090-5767-8564 | ― |

## ＜重症心身障がい＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 神奈川県重症心身障害児（者）を守る会 | 215-0005 | 川崎市麻生区千代ヶ丘 2-11-10-103<br>谷口方 | 044-543-9239 | 044-543-9239 |

## ＜高次脳機能障がい＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| NPO 法人高次脳機能障害友の会ナナ | 243-0037 | 厚木市毛利台 3－18-7　外崎　方<br>npo-nana@amber.plala.or.jp | 046-250-3073 | 046-250-6622 |

## ＜難病等＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 日本ＡＬＳ協会神奈川県支部 | 233-0015 | 横浜市港南区日限山 1-19-10<br>窪田　方<br>daihyo@als-kanagawa.org | 045-843-6690 | 045-330-6999 |
| （公社）日本リウマチ友の会神奈川支部 | 257-0031 | 秦野市曽屋 3731－12<br>吉松　方 | 0463-51-6080 | 0463-51-6080 |
| 全国遷延性意識障害者・家族の会神奈川支部 | 154-0016 | 世田谷区弦巻 1－31－7<br>横山　方 | 090-9966-7206 | 03-3426-1081 |
| 脳損傷による遷延性意識障がい者と家族の会「わかば」 | 154-0016 | 世田谷区弦巻 1－31－7<br>横山　方 | 090-9966-7206 | 03-3426-1081 |
| 日本てんかん協会神奈川県支部 | 222-0035 | 横浜市港北区鳥山 1752<br>横浜ラポール 3F | 045-475-2360 | 045-548-4836 |

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 神奈川県筋ジストロフィー協会 | 258-0003 | 松田町松田惣領 1194<br>鍵和田　方 | 0465-82-7740 | 0465-82-9443 |
| NPO 法人神奈川県難病団体連絡協議会 | 231-0014 | 横浜市中区常盤町 3 丁目 30-1<br>SOLACUBE 横濱関内 4-11<br>info@kanagawa-nanbyoren.com | 080-9039-5428 | ― |

＜その他　※団体の連合体等を含む＞

| 名称 | 〒 | 住　　所<br>（メールアドレス） | 電話 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| NPO 法人神奈川県障害者地域作業所連絡協議会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内<br>syousakuren@sirius.ocn.ne.jp | 045-290-0501 | 045-290-0201 |
| 神奈川県障害児者団体連絡協議会 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内 | 045-316-5610 | 045-324-0426 |
| 神奈川県心身障害児者父母の会連盟 | 221-0825 | 横浜市神奈川区反町 3-17-2<br>社会福祉センター内 | 045-311-8742 | 045-324-8985 |
| きょうされん神奈川支部 | 240-0043 | 横浜市保土ヶ谷区坂本町 128<br>FKP ビル 102 | 045-334-0491 | 045-331-4653 |
| 障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会 | 221-0835 | 横浜市神奈川区鶴屋町 2-42-2<br>県民センターレターケース No136 | ― | ― |
| NPO 法人川崎市障害福祉施設事業協会 | 213-0011 | 川崎市高津区久本 3-6-22<br>ちどり 3F | 044-829-6610 | 044-829-6620 |
| NPO 法人神奈川セルプセンター | 252-0804 | 藤沢市湘南台 1-7-8<br>エスポワール 304 号室 | 0466-53-7802 | 0466-53-7803 |
| NPO 法人神奈川県障害者自立生活支援センター | 254-0815 | 平塚市桃浜町 2-36<br>info@kilc.org | 0463-35-2710 | 0463-35-2786 |
| 相模原市障害福祉事業所協会（相模原市知的障害福祉協会） | 252-0186 | 相模原市緑区牧野 6076-1<br>くりのみ学園内<br>kurinomi@net.email.ne.jp | 042-689-2233 | 042-689-2702 |
| 神奈川 LiD/APD(聴覚情報処理障害)当事者会/APS | 221-0835 | 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2<br>かながわ県民センター12 階<br>かながわボランティアセンター気付<br>No.6<br>kanagawa.lidapd.info@gmail.com | ― | ― |

## ■12　各種施設

指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等の一覧は、インターネットで御覧下さい。

「障害福祉情報サービスかながわ」https://shougai.rakuraku.or.jp/

### 福祉ホーム（知的障がい）

| 施設名 | 所在地 | 電話<br>ＦＡＸ | 定員 | 設置主体<br>運営主体 |
|---|---|---|---|---|
| 三田福祉ホーム | 〒214-0034<br>川崎市多摩区三田2-3256 | (044)933-0866<br>(044)933-0866 | 入所<br>10 | 川崎市<br>(福)ともかわさき |

### 視覚障害者情報提供施設（点字図書館）

| 施設名 | 所在地 | 電話<br>ＦＡＸ | 設置主体<br>運営主体 |
|---|---|---|---|
| 神奈川県ライトセンター | 〒241-8585<br>横浜市旭区二俣川1-80-2 | (045)364-0023<br>(045)364-0027 | 神奈川県<br>日本赤十字社 |
| 川崎市視覚障害者情報文化センター | 〒210-0026<br>川崎市川崎区堤根34-15<br>ふれあいプラザかわさき３F | (044)222-1611<br>(044)222-8105 | 川崎市 |
| 相模原市視覚障害者情報センター | 〒252-5277<br>相模原市中央区富士見6-1-1<br>ウェルネスさがみはらA館2階 | (042)769-8275<br>(042)786-7665 | 相模原市 |
| 横須賀市点字図書館 | 〒238-0041<br>横須賀市本町2-1<br>総合福祉会館４階 | (046)822-6712<br>(046)822-6712 | 横須賀市 |
| 藤沢市点字図書館 | 〒252-0804<br>藤沢市湘南台7-18-2<br>総合市民図書館内 | (0466)44-2662<br>(0466)44-2388 | 藤沢市 |

### 聴覚障害者情報提供施設

| 施設名 | 所在地 | 電話<br>ＦＡＸ | 設置主体<br>運営主体 |
|---|---|---|---|
| 神奈川県聴覚障害者福祉センター | 〒251-8533<br>藤沢市藤沢933-2 | (0466)27-1911<br>(0466)27-1225 | 神奈川県<br>(福)神奈川聴覚障害者総合福祉協会 |
| 障害者スポーツ文化センター<br>横浜ラポール | 〒222-0035<br>横浜市港北区鳥山町1752 | (045)475-2057<br>(045)475-2059 | 横浜市 |
| 川崎市聴覚障害者<br>情報文化センター | 〒211-0037<br>川崎市中原区井田三舞町14-16 | (044)798-8800<br>(044)798-8805 | 川崎市 |

## 地域活動支援センター

（令和７年 10 月１日現在）

| 施設名 | 所在地 | 電話／FAX | 定員 | 運営法人名 |
|---|---|---|---|---|
| ソーレ平塚地域支援センター | 〒254-0075<br>平塚市中原 2-11-35 平山ビル1階 | (0463)37-1776<br>(0463)36-1414 | 10 人 | (社福)至泉会 |
| サンシティひらつか | 〒254-0041<br>平塚市浅間町 2-20 藤和平塚コープ1階 | (0463)73-6988<br>(0463)37-1633 | 10 人 | (社福)進和学園 |
| ほっとステーション平塚 | 〒254-0033<br>平塚市老松町 2-19 読売高野ビル 501・502 | (0463)25-2728<br>(0463)25-2758 | 20 人 | (特非)平塚市精神障害者地域生活支援連絡会 |
| フレンズ湘南 | 〒254-0807<br>平塚市代官町 21-4　SEA 平塚ビル 3F | (0463)24-0420<br>(0463)24-0420 | 30 人 | (特非)あたた会 |
| シグナルひらつか | 〒254-0044<br>平塚市錦町 16-2 | (0463)24-0640<br>(0463)24-0643 | 25 人 | (特非)あたた会 |
| ありんこの会 | 〒254-0913<br>平塚市万田 1-2-27 | (0463)34-0592<br>(0463)34-0592 | 25 人 | (特非)ありんこ |
| 平塚二葉会 | 〒259-1212<br>平塚市岡崎 4251-4 | (0463)58-2024<br>(0463)58-2024 | 15 人 | (特非)たてば |
| 第二なでしこ | 〒254-0002<br>平塚市横内 4348 | (0463)54-7286<br>(0463)54-7286 | 28 人 | (特非)撫子 |
| ワーキングプレイス | 〒254-0012<br>平塚市大神 4-19-3 | (0463)53-1088<br>(0463)53-1022 | 22 人 | (特非)撫子 |
| スマイル | 〒254-0014<br>平塚市四之宮 2-19-44-2 | (0463)23-8503 | 26 人 | (特非)ひびき |
| ユーミン | 〒254-0014<br>平塚市四之宮 2-19-44-1 | (0463)23-5130 | 23 人 | (特非)ひびき |
| なでしこ作業所 | 〒254-0061<br>平塚市御殿 3-6-5 | (0463)32-8943<br>(0463)32-8943 | 22 人 | (特非)葵 |
| ひのき | 〒254-0052<br>平塚市平塚 4-18-25 | (0463)36-2866<br>(0463)36-2868 | 15 人 | (特非)ひのき会 |
| パステルカラー | 〒254-0047<br>平塚市追分 8-2 佐川ビル2階 | (0463)34-7899<br>(0463)34-7899 | 16 人 | (特非)平塚 4H の会 |
| 麦の家 | 〒254-0913<br>平塚市万田 3-23-1 | (0463)32-7537<br>(0463) 32-7538 | 12 人 | (特非)麦の家 |
| ひこうき雲 | 〒259-1217<br>平塚市長持 302-1 | (0463)74-6636<br>(0463) 74-6337 | 15 人 | (特非)平塚あおぞら会 |
| 太陽の光 | 〒254-0061<br>平塚市御殿 3-16-24-102 | (0463)36-5110<br>(0463)36-5110 | 20 人 | (特非)太陽の光 |
| こぶし | 〒254-0077<br>平塚市東中原 2-14-19 | (0463)34-2259 | 20 人 | (特非)神奈川県障害者自立生活支援センター |
| サチラス | 〒254-0003<br>平塚市下島 524 | (0463)53-4798<br>(0463) 63-2133 | 16 人 | (特非)寿福会 |
| ロータス作業所 | 〒254-0915<br>平塚市出縄 133-2 ハイツ入海 101 | (0463)31-9552<br>(0463)35-4136 | 14 人 | (一社)日辰 |
| NSA | 〒254-0082<br>平塚市東豊田 480-29 | (0463)51-1212<br>(0463)53-3539 | 20 人 | (特非)梯 |
| サポート湘南 | 〒254-0061<br>平塚市御殿 1-3-26 | (0463) 36-2801 | 20 人 | (特非)サポート湘南 |
| 地域生活サポートセンターとらいむ | 〒248-0014<br>鎌倉市由比ガ浜 2-2-40KFビル4F | (0467)61-3205<br>(0467)61-3207 | 50 人 | (特非)地域生活サポートまいんど |
| キャロットサポートセンター | 〒248-0006<br>鎌倉市小町 1-3-5 東昭ビル 3F | (0467)23-5235<br>(0467)23-5235 | 20 人 | (特非)e－ライフサポート |
| 地域活動支援センター麦の穂 | 〒248-0011<br>鎌倉市扇ガ谷 1-7-7 | (0467)25-2567<br>(0467)25-2567 | 10 人 | (社福)麦の里 |
| 地域活動支援センターⅢ型サンタハウス | 〒248-0006<br>鎌倉市小町 1-3-5 東昭ビル 3F | (0467)23-6525<br>(0467)23-6525 | 10 人 | (特非)e－ライフサポート |

| 施設名 | 所在地 | 電話／FAX | 定員 | 運営法人名 |
|---|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人<br>よあけ | 〒248-0022<br>鎌倉市常盤 98-1 | (0467)33-3030 | 15 人 | (特非)よあけ |
| NPO法人スローライフ<br>障害者地域活動支援センター | 〒248-0033<br>鎌倉市腰越 4-9-8 | (0467)32-0737 | 10 人 | (特非)スローライフ |
| 地域活動支援センター<br>ひかり | 〒247-0061<br>鎌倉市台 3-7-2 | (0467)81-4802 | 10 人 | (特非)ひかり |
| 虹の子作業所 | 〒248-0022<br>鎌倉市常盤 10-10 | (0467)43-5600 | 20 人 | (特非)R・WORKSHOP |
| 特定非営利活動法人<br>ぶどうの木 | 〒248-0027<br>鎌倉市笛田 3-1-7　湘南ハナビル 201 | (0467)39-5508 | 13 人 | (特非)ぶどうの木 |
| 倶楽部「道」 | 〒248-0006<br>鎌倉市小町 2-12-37 小町ティアイビル Ⅱ3B | (0467)23-8772 | 10 人 | (特非)道 |
| 藤沢市地域生活支援センターおあしす | 〒251-0053<br>藤沢市本町 1-12-17(2019 年4月から) | (0466)55-1399<br>(0466)55-1399 | 20 人 | (社福)藤沢ひまわり |
| 善行ひばりの家 | 〒251-0876<br>藤沢市善行坂 1-13-26 | (0466)82-7233 | 15 人 | (特非)善行ひばりの家 |
| 朝日ねんどの会 | 〒251-0041<br>藤沢市辻堂神台 2-2-51 | (0466)33-4310 | 15 人 | (特非)あさひ |
| フリークラブ湘南 | 〒252-0826<br>藤沢市宮原 1442 | (0466)48-6600 | 22 人 | (特非)フリークラブ湘南 |
| フリースペース　ステラ・ポラーレ | 〒251-0002<br>藤沢市大鋸 1-7-14 | (0466)23-5780 | 50 人 | (特非)ポトピの会 |
| ジョブサポートひまわり | 〒251-0052<br>藤沢市藤沢 4-5-12 | (0466) 47-8844 | 45 人 | (社福)藤沢ひまわり |
| ひつじの家 | 〒250-0045<br>小田原市城山 4-2-3 | (0465)42-9561 | 10 人 | (特非)一粒の麦 |
| なぎさ | 〒250-0875<br>小田原市南鴨宮 3-16-20 | (0465)47-4513<br>(0465)47-4513 | 27 人 | (特非)小田原なぎさ会 |
| 第三かもめの家事業所 | 〒250-0853<br>小田原市堀ノ内 144-3 | (0465)37-2727 | 10 人 | (特非)地域活動ホームかもめの家 |
| 第 3 ありんこホーム | 〒250-0874<br>小田原市鴨宮328 | (0465)48-8269 | 20 人 | (特非)おだわら虹の会 |
| ゆう | 〒250-0858<br>小田原市小台 340-20 | (0465)46-8082 | 20 人 | (特非)障害者地域作業所　ゆう |
| わかば会 | 〒250-0005<br>小田原市中町 2-7-14 | (0465)22-8822 | 12 人 | (特非)わかば会 |
| 小田原スプリングス | 〒250-0003<br>小田原市東町 4-1-11 | (0465)30-1033 | 20 人 | (社福)小田原支援センター |
| 地域生活支援センター元町の家 | 〒253-0043<br>茅ヶ崎市元町 16-3 アイプラザ元町ビル 2階 | (0467)82-1685 | 20 人 | (社福)碧 |
| 光の風 | 〒253-0045<br>茅ヶ崎市十間坂 1-4-12　MIURA HOUSE　1階A | (0467)58-9134 | 15 人 | (財)光之村 |
| 楽庵 | 〒253-0021<br>茅ヶ崎市浜竹 3-4-64　石黒ビル 201 | (0467)86-5898 | 20 人 | (特非)茅ヶ崎ユニバーサルデザインスクエア |
| パイン・ナッツ | 〒253-0001<br>茅ヶ崎市赤羽根 100 | (0467)50-0191 | 20 人 | (特非)松の実会 |
| みらまーる | 〒253-0053<br>茅ヶ崎市東海岸北 2-9-50 | (0467)57-3509 | 25 人 | (特非)松の実会 |
| サザンベア | 〒253-0085<br>茅ヶ崎市矢畑 995-34 | (0467)85-9776 | 19 人 | (特非)サザンベア |
| なかまの家「鶴嶺」 | 〒253-0072<br>茅ヶ崎市今宿 774-2 | (0467)86-0553 | 12 人 | (特非)なかまの家 |
| なかまの家「南湖」 | 〒253-0061<br>茅ヶ崎市南湖 6-16-20 | (0467)82-8819 | 12 人 | (特非)なかまの家 |

| 施設名 | 所在地 | 電話／FAX | 定員 | 運営法人名 |
|---|---|---|---|---|
| 支援センター凪 | 〒249-0005<br>逗子市桜山 9-3-53 | (046)870-5280<br>(046)873-5370 | 10 人 | (社福)湘南の凪 |
| オリーブ | 〒249-0006<br>逗子市逗子 4-3-5 | (046)872-4551<br>(046)872-4550 | 20 人 | (特非)ゆうほ |
| ワークショップ・リプル | 〒249-0006<br>逗子市逗子 1-7-8 | (046)872-2524<br>(046)872-2524 | 10 人 | (特非)リプル |
| 地域活動支援センターゆずリハ | 〒238-0225<br>三浦市三崎町小網代1369－1 | (046)881-7770<br>(046)881-7772 | 17 人 | (社福)三浦市社会福祉協議会 |
| ハーベスト・きくな | 〒238-0102<br>三浦市南下浦町菊名 21 | (046)888-1357 | 17 人 | (特非)ハーベスト・きくな |
| ライフサポート三浦 | 〒238-0101<br>三浦市南下浦町上宮田 3261-1 | (046) 803-4168 | 30 人 | (特非)ぴあ三浦 |
| 三浦はまゆう | 〒238-0102<br>三浦市南下浦町菊名字高山 1255-7 | (046)876-7072 | 15 人 | (特非)三浦はまゆう |
| 秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの | 〒257-0035<br>秦野市本町 2－7－25 | (0463)71-5720<br>(0463)73-5039 | 15 人 | (一社)秦野市障害者地域生活支援推進機構 |
| 秦野精華園秦野市障害者日中サービスセンターひまわり | 〒257-0035<br>秦野市本町 3-13-49 | (0463)73-7744<br>(0463)82-5781 | 10 人 | (社福)かながわ共同会 |
| レザミ工芸 | 〒243-0012<br>厚木市幸町 1-10 | (046)229-0448 | 14 人 | (特非)ゆうかり |
| 白根工房 | 〒243-0812<br>厚木市妻田北 4-5-56 | (046)296-8711<br>(046)296-7111 | 14 人 | (特非)しらね |
| ハートラインあゆみ | 〒243-0018<br>厚木市中町 4-6-11 山口ビル 201 | (046)259-5712<br>(046)259-5714 | 14 人 | (特非)ハートラインあゆみ |
| アジール | 〒243-0014<br>厚木市旭町 1-15-8 | (046)280-5338<br>(046)280-5372 | 15 人 | (特非)アジールの会 |
| 七沢森の家 | 〒243-0121<br>厚木市七沢 2601 | (046)249-6328<br>(046)249-6328 | 15 人 | (特非)かみつれ |
| 地域活動支援センターポピー | 〒242-0017<br>大和市大和東 3-15-5 カミザワ店舗2階 | (046)244-6891<br>(046)244-6892 | 20 人 | (医)正史会 |
| 伊勢原市障害福祉センターすこやか園 | 〒259-1132<br>伊勢原市桜台 4-5-20 | (0463)93-6914<br>(0463)94-3846 | 20 人 | (社福)至泉会 |
| ねくすと | 〒259-1132<br>伊勢原市桜台 1-17-3-301 | (0463)95-1075<br>0463-95-1075 | 20 人 | (特非)いせはらネクスト |
| コレクティブおおやまみち | 〒259-1141<br>伊勢原市上粕屋 11 | (0463)97-6921<br>0463-97-6922 | 15 人 | (特非)コレクティブおおやまみち |
| 結夢 | 〒243-0422<br>海老名市中新田 383-1 海老名市立わかば会館内 | (046)235-2704<br>(046)235-2515 | 20 人 | (社福)星谷会 |
| 神奈川ライトハウス | 〒252-0028<br>座間市入谷東 3-55-1- C-102 | (046)205-6040<br>(046)205-6971 | 12 人 | (特非)神奈川県視覚障害者福祉協会 |
| かざぐるま | 〒252-0021<br>座間市緑ケ丘 1-11-19 | (046)255-6160<br>(046)255-6160 | 14 人 | (特非)座間市障害者入所施設建設促進会 |
| えのきの里 | 〒252-0001<br>座間市相模が丘 4-16-28 | (046)257-6210<br>(046)257-6210 | 14 人 | (特非)座間市手をつなぐ育成会 |
| 地域活動支援センターtisse | 〒252-0021<br>座間市緑ケ丘 4-8-5 グリーンヒル1階 | (046)206-5462<br>(046)240-9745 | 20 人 | (特非)roots |
| 地域支援センターひまわり | 〒258-0026<br>足柄上郡開成町延沢 823-1 | (0465)20-7120<br>(0465)20-7475 | 10 人 | (社福)風祭の森 |
| ファミール | 〒252-1108<br>綾瀬市深谷上1-13-5 | (0467)70-7282<br>(0467)70-7282 | 10 人 | (特非)綾瀬あがむの会 |
| トライアングル | 〒252-1134<br>綾瀬市寺尾南 3-26-16　橘ビル2F | (0467)39-5987<br>(0467)39-5997 | 20 人 | (医)正史会 |

| 施設名 | 所在地 | 電話／FAX | 定員 | 運営法人名 |
|---|---|---|---|---|
| ポート | 〒240-0111<br>葉山町一色 925-3 ビックハレアプラス 1 階 | (046)876-5515<br>(046)876-5515 | 20 人 | (特非)メンタルサポート葉山 |
| F(エフ) | 〒253-0105<br>寒川町岡田 2-10-30 | (0467)84-9532<br>(0467)84-9532 | 15 人 | (特非)ともだち |
| 箱根町<br>地域活動支援センター<br>レインボー | 〒250-0401<br>箱根町宮城野 881-1 箱根町総合保健福祉センター内 | (0460)82-2252<br>(0460)82-2252 | 10 人 | (社福)箱根町<br>社会福祉協議会 |
| ひまわりの家 | 〒259-0201<br>真鶴町真鶴 428 | (0465)68-6733 | 10 人 | (特非)真鶴ひまわりの家 |
| 湯河原町地域作業所たんぽぽ | 〒259-0301<br>湯河原町中央 2－21－5 | (0465)64-0038<br>(0465)20-9031 | 20 人 | (特非)湯河原町地域作業所たんぽぽ |
| フリースペースグリーン | 〒243-0301<br>愛川町角田 120-1 | (046)286-2774 | 20 人 | (特非)愛川町精神保健福祉研究会 |